令和２年第１回矢掛町議会第１回定例会（第１号）

１．会議招集日時　令和２年３月２日　午前9時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　9時３０分
（議事）　午前　9時３０分
（散会）　午前１１時０４分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の　別	議席番号	氏　　名	出欠等の　別
1	田　中　輝　夫	出	2	髙　月　敏　文	出
3	原　田　秀　史	出	4	小　塚　郁　夫	出
5	石　井　信　行	出	6	山　部　多　喜　夫	出
7	川　上　淳　司	出	8	土　田　正　雄	出
9	浅　野　毅	出	１０	花　川　大　志	出
１１	山　野　豊　久	出	１２		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	山縣幸洋
教育長	嶋山英二	総務企画課長	奥野隆俊
町民課長	稲田由紀子	保健福祉課長	小川公一
産業観光課長	妹尾一正	建設課長	渡邉孝一
上下水道課長	平井勝志	教育課長	松嶋良治
矢掛病院事務長	稲田欽也	会計管理者	藤原徳忠
介護老人保健施設事務長	丹下裕之	総務企画課長代理	河上昌弘
総務企画課主幹	三宅伸幸	矢掛寮長	西山弘之

５．出席した事務局職員
議会事務局長　奥村栄治

６．議事日程
日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸般の報告

日程第４　議案第　１　号　人権擁護委員候補者の推薦について
　　　　　議案第　２　号　矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについて
日程第５　議案第　３　号　非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について
　　　　　議案第　４　号　矢掛町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
　　　　　議案第　５　号　矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
　　　　　議案第　６　号　矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
　　　　　議案第　７　号　矢掛町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
　　　　　議案第　８　号　矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
　　　　　議案第　９　号　矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
　　　　　議案第１０号　矢掛町防災会議条例の一部を改正する条例制定について
　　　　　議案第１１号　矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定について
　　　　　議案第１２号　矢掛町森林環境整備基金条例制定について
　　　　　議案第１３号　矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
　　　　　議案第１４号　権利の放棄について
　　　　　議案第１５号　令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）について
　　　　　議案第１６号　令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
　　　　　議案第１７号　令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
　　　　　議案第１８号　令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について
　　　　　議案第１９号　令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）について
　　　　　議案第２０号　令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第２号）について
　　　　　議案第２１号　令和元年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第１号）について

午前９時３０分　開会

○議長（花川大志君）　皆さん，おはようございます。

現在，国を挙げての新型コロナウイルス封じ込めの戦いの真っ最中ですが，地方とは言え，我々矢掛町民も決して油断できない状況となってまいりました。

先週２月２８日付けで，町内の幼稚園，小学校，中学校の臨時休園・休校，また，公共施設の臨時休館が町当局から発令されました。議会としてもこの状況に鑑み，本定例会においては本会議・委員会を通じて感染症対策として，マスク着用と手指の消毒徹底の措置を取ることといたしました。発言時のマスク脱着はいたしかたありませんが，本措置に御理解と御協力を謹んでお願い申し上げます。

我が国の衛生医学の英知の集結が必ずやこの状況を克服できるものと信じ，謹んで罹患されお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達していますので，令和２年第１回矢掛町議会第１回定例会を開会し，直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

なお，名部病院管理者におかれましては，診療業務のため，本日の会議を欠席させていただきたい旨，申し出がありましたので，御報告いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（花川大志君）　日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第125条の規定により，８番土田正雄君と，９番浅野　毅君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　会期の決定

○議長（花川大志君）　日程第２，会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は，本日２日から１７日までの１６日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，本定例会の会期は，本日から１７日までの１６日間と決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第３　諸般の報告

○議長（花川大志君）　日程第３，諸般の報告を行います。町長から報告事項がありますので，挨拶を兼ね報告をしていただきます。山野町長。

○町長（山野通彦君）　皆さん，おはようございます。

本日は，令和２年第１回矢掛町議会第１回定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様には，公私とも何かと御多用な中，御出席を賜りまして，誠にありがとうございます。

今年の冬は，全国的にも気温が平年より高く，３月に入りまして，朝夕の冷え込みが厳しい日もございますが，木の芽のふくらみ，花のつぼみに，少しずつ春への移り変わりを思わせる時候となってまいりました。

さて，先月１６日に開催されました，第３２回矢掛本陣マラソン全国大会では，町内外から，1,953人のランナーが，沿道からの声援を受けながら，力いっぱい駆け抜けられました。

このように盛大に開催することができましたのも，スポーツ推進委員をはじめ，各地区公民館，警察署員，あるいは，自治会，ボランティアの方々といった，多くの方々の協力の賜物であり，関係者の方々に，心から感謝申し上げる次第でございます。

また，今年開催されます東京オリンピック・パラリンピックへの期待が高まっており，後の町長報告でも申し上げますが，矢掛町がイタリアを相手国としたホストタウンに登録され，今後の交流事業も含め，当町におきましても，この歴史的なイベントを盛り上げていければと存じます。

さて，現在，新型コロナウイルス感染症に関する報道が連日されており，政府も，イベント開催の必要性などの検討を要請するなど，さまざまな対応を行っております。

後の，町長報告でも申し上げますが，本町といたしましても，今後の感染の状況や国の方針など状況変化に対応してまいりますとともに，感染拡大防止措置につきまして，町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて，政府では，令和２年度の予算につきまして，消費税増収分を活用した社会保障の充実や総合経済対策の着実な実行を掲げ，経済再生と財政健全化の両立を実現するものとしており，また，岡山県におきましては，より災害に強く，元気な岡山を目指し，引き続き災害からの復旧・復興に取り組むとともに，教育県岡山の復活，地域を支える産業の振興などに取り組む予算編成となっております。

本町といたしまして，まず，第２弾の防災対策の取り組み，また，人口増実現に向けた取り組みとして子育て支援の充実，さらに，まるごと道の駅，３つの事業を柱とした賑わいのまちづくりを主要テーマとし，福祉，健康，安心安全の事業を含め，町民の皆様とともに“やさしさにあふれ　かいてきで　げんきなまち”を目指して，進めてまいりますので，何卒，御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて，本定例会で御審議をお願いいたします案件は，人事案件について２件，条例の制定及び一部改正が１０件，過疎計画の変更について１件，権利の放棄について１件，令和元年度各会計補正予算が７件，令和２年度各会計予算が１０件の計３１議案でございます。

どうか，適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

また，本定例会では一般質問をお受けすることに致しておりますので，よろしくお願いいたします。

引き続きまして，報告事項を申し上げます。

報告第１号，新型コロナウイルス感染症対策について，御報告申し上げます。

現在，世界的にも，新型コロナウイルス感染症の流行が危惧されており，政府は，２月２５日に新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し，対策の基本方針を決定いたしました。

また，翌日２６日には，イベント等の開催について，必要性を改めて検討するよう要請がありました。本町といたしましても，２月２７日に対策会議を開催し，町民の健康・安全を第一に，感染拡大予防に努めるべき，町主催のイベントの開催等について協議を行い，感染拡大防止措置として，２月２９日土曜日から３月３１日火曜日までの，町内の公共施設を利用するすべての行事を原則中止し，また，町内の幼稚園・小学校・中学校を本日から春休みに入るまで，臨時休校・臨時休園といたします。なお，放課後児童クラブは，午前７時３０分から午後６時まで開設をいたします。保育園は通常通り開園をいたします。町民また議員の皆様には，御理解と御協力をお願いいたしますとともに，咳エチケットや手洗い・うがいなど，感染予防対策を励行いただきますよう，併せてよろしくお願い申し上げます。

なお，１２月議会で報告をさせていただいておりました，３月７日に開催予定の，谷村新司トーク＆キャラバン ココロの学校の公演につきましては，延期を決定いたしました。

振替公演日につきましては，決定次第，町ホームページ等でお知らせをいたします。お手持ちのチケットは，振替公演にそのまま使用することができます。

振替公演に御来場いただくことができない方には，払い戻しをさせていただきます。楽しみにしていただいていた皆様には，大変御迷惑をおかけしますが，何卒御理解いただきますようお願いを申し上げます。

報告第２号，羽無地区が辺地地域の指定から外れることについて，御報告申し上げます。

辺地地域につきましては，辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第２条に規定されており，この指定を受けると，非常に有利な交付税措置のある辺地対策事業債を活用することができます。

この辺地地域として，現在矢掛町では，美川の羽無地区と，川面の宇内地区が指定を受けております。辺地地域の指定を受けるためには，公共施設までの距離や交通機関の状況等により算定した辺地度点数が一定以上であること及び当該地域の４月１日時点での人口が５０人以上であることの２つの要件を満たしている必要があります。

このたび，羽無地区につきまして，本年１月３１日時点での人口が４６人となっており，来年度には２つの要件のうち，人口の要件を満たせなくなるため，指定から外れる見込みとなりました。

なお，矢掛町では羽無地区のほか，宇内地区も辺地地域の指定を受けておりますが，宇内地区につきましては，２つの要件を両方とも満たしており，引き続き辺地地域に該当する見込みとなっております。

報告第３号，東京オリンピック・パラリンピックにおけるイタリアを相手国としたホストタウンの登録及び交流事業，鈴木明子さん講演会の開催について，御報告申し上げます。

令和元年１２月２７日付けで，矢掛町がイタリアを相手国としたホストタウンに，内閣府より登録されました。

ホストタウンの登録件数は，全国で405件，県内では７市町が登録されており，町といたしましては，今後，官民学と連携し，交流事業を実施してまいります。

現在，イタリア大使館及びイタリア，オリンピック・パラリンピック委員会と選手の招聘について協議を進めております。

また，お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが，この交流事業の一つとしまして，来る４月５日の日曜日，午前９時からのスポーツ少年団結団式に引き続いて，午前１０時から，やかげ文化センターホールにおきまして，東京オリンピック・パラリンピック，ホストタウン事業，鈴木明子さん講演会を開催いたします。

鈴木明子さんは，愛知県出身のフィギュアスケーターで，バンクーバーオリンピック，ソチオリンピックに出場され，２大会連続で８位入賞など，輝かしい成績を残され，現在は，ジュニア選手の育成や，アイスショーに出演するなどの活躍をされています。

このたびの講演では，御自身の経験をもとに，夢を叶えるための努力の大切さをお話しいただきます。

入場は無料で，整理券が必要です。町民，また，議員の皆様におかれましては，御家族，御友人をお誘いの上，お越しくださいますよう，御案内を申し上げます。

報告第４号，春の交通安全県民運動の実施について，御報告申し上げます。

例年行われております，春の交通安全県民運動が，４月６日の月曜日から１５日の水曜日までの１０日間，“思いやり　ゆとりは無事故へ　つづく道”をスローガンに，県下一斉に行われます。

矢掛町では，春の交通安全県民運動の行事といたしまして，交通安全推進大会を開催いたしますとともに，警察署や交通指導員等と協力しながら，交通事故ゼロを目指して，さらなる交通安全の周知徹底を図ってまいりますが，町民の皆様には，改めて，交通ルールは絶対に守る，自分の安全は自分で守る，そして事故を起こさないという，強い気持ちを持って，交通事故防止に努めていただきたいと思います。

令和元年中の交通事故の発生状況ですが，人身事故件数は，目標２０件以下に対しまして２１件，総事故件数は目標300件以下に対して291件，死亡事故は平成２７年７月２日以降発生なし，という状況でした。

町民皆様の交通安全意識の向上により，総事故件数は６年ぶりに300件をきることができました。警察署長よりお褒めの言葉をいただきましたが，元年度は過去の努力が実ったものと観察しております。引き続き，交通安全対策に努めてまいります。

どうか，議員の皆様にも，それぞれのお立場で，引き続き，交通事故ゼロを目指し，御協力をいただきますよう，よろしくお願いをいたします。

最後の報告第５号，やかげ郷土美術館開館３０周年記念特別企画展，田中塊堂とゆかりの書家展の開催について御報告申し上げます。

やかげ郷土美術館は，矢掛町名誉町民であります，書家，田中塊堂氏と，洋画家，佐藤一章氏の作品を収集保存するとともに，常設展示を行い，２人の偉業を後世に伝えるために，平成２年１１月３日に開館し，令和２年度で開館３０周年を迎えます。

これを記念して，４月１８日から，７月３日まで，特別企画展，田中塊堂とゆかりの書家展を開催いたします。今回の展示では，田中塊堂氏の代表的な書作品を中心に，山田勝香氏，古久保泰石氏をはじめ，塊堂を師と仰ぎ，活躍してきた書家たちによる書作品を展示いたします。

町民，また，議員の皆様におかれましても，御家族御友人をお誘いの上，この機会にすばらしい作品の数々を御高覧いただきますよう御案内を申し上げます。

以上，報告８件でございました。

○議長（花川大志君）　町長からの報告が終わりました。続いて，議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては，お手許の一覧表の通りですので，御覧ください。

また，監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので，御一読の上，各自御検討をお願いいたします。

さらに，請願・陳情の提出がありましたので，請願・陳情文書配付表の通り配付しております。これも御覧ください。併せて，議員・派遣・報告一覧表も配付しておりますので御覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　議案第１号　人権擁護委員候補者の推薦について

議案第２号　矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについて

○議長（花川大志君）　日程第４，議案第１号，人権擁護委員候補者の推薦について及び議案第２号，矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについてを一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。山野町長。

○町長（山野通彦君）　日程第４，それでは，議案第１号，人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の末永康子氏の任期が，本年６月３０日をもって満了いたします。このことに伴いまして，新規に矢掛町浅海1207番地，山本静枝氏を委員候補者として推薦いたしたく，人権擁護委員法第６条第３項の規定によりまして，議会の御意見を承りたく，この議会に提出させていただくものであります。

経歴につきましては,お手許に資料を配付しております,資料番号１を御覧いただきたいと存じます。山本氏は，平成２１年３月に岡山県立井原高等学校養護教諭を退職後，非常勤講師，スクールヘルスリーダーとして各学校で御活躍いただいております。人権擁護委員就任後の任期は，本年７月１日から３年でございます。

なお，現在，本町の人権擁護委員につきましては，藤原立志氏，伊達佳枝氏，長屋裕介氏，渡邊惣市氏，松村淳子氏と，今回お願いしております山本静枝氏の，計６名でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第２号，矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについて提案理由を御説明申し上げます。

現在，審査会委員として委嘱いたしております，鳥越良光氏，木山潔氏，伊藤治彦氏の３名の委員の任期が，本年３月末で満了となりますので，全員，引き続きお願いしたく，矢掛町行政不服等審査会条例第４条第１項の規定に基づきまして，この議会に提出し，議決を求めるものでございます。

委員の職務は，行政不服審査法の規定により，その権限に属させられた事項を処理し並びに矢掛町情報公開条例及び矢掛町個人情報保護条例の規定による諮問に応じて，審議し，答申するものでございます。

なお，今回お願いする３名につきましては，教授，弁護士など，各分野での専門的な知識をお持ちの方々でございまして，任期は令和２年４月１日から２年でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（花川大志君）　町長からの提案理由の説明が終わりました。

ただいまから，質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。

議案第１号及び議案第２号は，原案の通り同意することに決して，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第１号，人権擁護委員候補者の推薦について及び議案第２号，矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについては，原案の通り同意することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第５	議案第　３　号	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について
	議案第　４　号	矢掛町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第　５　号	矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
	議案第　６　号	矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第　７　号	矢掛町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
	議案第　８　号	矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
	議案第　９　号	矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
	議案第１０号	矢掛町防災会議条例の一部を改正する条例制定について
	議案第１１号	矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定について
	議案第１２号	矢掛町森林環境整備基金条例制定について
	議案第１３号	矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
	議案第１４号	権利の放棄について
	議案第１５号	令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）について
	議案第１６号	令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
	議案第１７号	令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
	議案第１８号	令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について
	議案第１９号	令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）について
	議案第２０号	令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第２号）について
	議案第２１号	令和元年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第１号）について

○議長（花川大志君）　日程第５，議案第３号から議案第１２号までの，条例制定案件１０件，過疎地域自立促進市町村計画案件１件，権利の放棄案件１件，議案第１５号から議案第２１号までの，補正予算案件７件，計１９件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山野町長。

○町長（山野通彦君）　日程第５，それでは，議案第３号から議案第２１号までの提案理由を御説明申し上げます。

はじめに，議案第３号から議案第１２号までにつきましては，条例制定及び条例の一部改正に関するものでございますが，いずれも地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第３号，非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，地方公務員法の改正に伴うものでございまして，特別職の非常勤職員の任用が厳格化されることに伴い，該当しなくなる公民館職員などの職を整理するものでございます。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第４号，矢掛町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてでござ

いますが，今回の改正は，地方公務員法の改正に伴うものでございまして，令和２年度から適用される会計年度任用職員について，服務の宣誓が必要となったことから改正を行うものでございます。
詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
次に，議案第５号，矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，町行政を推進する上で，時代の要請に即応した質の高い行政サービスの提供を進める必要があることから機構改革を行うものでございます。
平成３０年７月豪雨の検証から求められる防災・減災など災害に強い地域づくりを推進する組織体制づくり，また，人口増対策，賑わい創出，歴史を生かした地域づくり等，地方創生事業のさらなる推進ができる体制として，現在の総務企画課を総務防災課と企画財政課の２つの課にする改正でございます。
詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。
次に，議案第６号，矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い，成年被後見人等の人権が尊重され，成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう，印鑑の登録について，条件付きで申請を受け付けることができるよう，改正するものでございます。
詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
次に，議案第７号，矢掛町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止に伴うものでございます。
詳細につきましては，保健福祉課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。
次に，議案第８号，矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，国の法改正に伴うものでございまして，いわゆる放課後児童クラブの支援員に関する配置基準の経過措置についての改正でございます。
詳細につきましては，保健福祉課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
次に，議案第９号，矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い，下水道排水設備指定工事店の欠格条項について，成年被後見人等であることだけを理由に不当に差別されることのないよう，欠格条項の適正化を図るため，必要な改正を行うものでございます。
詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
次に，議案第１０号，矢掛町防災会議条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，災害対策基本法の一部改正に伴うものでございまして，防災会議の所掌事務，委員に関わる事項等について改正をするものでございます。
詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
次に，議案第１１号，矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定についてでございますが，宇角地区，これは詳しく言えば牧場です。牧場の125ヘクタールにおきましては，近年，メガソーラー施設や大規模な乳牛の飼育施設といった，企業誘致による地域活性化が目ざましい一方，長年にわたり町の畜産振興に多大な貢献を果たしてまいりました畜産公社が，この役割を終え解散したことを含め，今後の地域振興のあり方が大きな課題となっております。

そのような状況を踏まえて，宇角地区の自然環境を生かしながら，地域との調和を図り，より一層の活性化を目指していくための財源とすることを目的に，基金条例を制定するものでございます。

わかり易く言えば，現在の牧場用地，ここの収入，支出を明確にし，収益金をこの基金へ積んでいくということでございまして，お手許に，ちょっと資料８を見ていただきたい。この基金の5,000 万円ということでございます。この根拠をちょっとお話すればというふうに思います。積立原資，１番上に書いてあります，あそこで収入が今現在得られるものについては，株式会社メガソーラーやかげ，それと瀬戸内メープルファームということであります。１番上に税というふうに書いてるんですけど，町税の実質増収分というのは２５パーセント分です。今，矢掛町にこの２社で，税を納めてもらっている総額は，全額で5,272 万。書いてありませんが，合計で5,272 万7,300 円。１番上の欄ですね。税としてこの２社で納めてもらっております。その中の７割は，７５パーセントは一般財源で使うということにしまして，町の方へ貢献しておるということでございます。あと，残りの２５パーセント分がここへ書いている1,318 万，２７年度から元年度の合計分ということでございます。

それから，あそこは貸しておりますので，貸付として，メガソーラーへ貸しているのが，1,887 万4,000円。そして，メープルファームの方へ合わせて209 万と130 万，合計で343 万程が，矢掛町の方へ収入となっておる。その指定寄附というのは，これはメープルファームのほうの大黒天のほうから，あきんどの会というのがございますが，そこが自主的に寄附をしてくれておるのが417 万程ある。それから，畜産公社，清算しますので，その清算金5,066 万，合計でこうゆう数字になってくるということでございまして，これを5,000 万を積み立てるということは同時に今後，牧場内で要る費用は，この基金から出していく。余ったものから収支が余ったお金はこの基金に積んでいくというやり方で，問題は今後，あそこをどういうふうに活用していくかというところがございますが，とりあえずそういうことに金がいるということ，なかなかこう，一般会計，一緒にしてしまいますと分かりにくいので，明確にしていこうというために，それで，今の清算のタイミングをもって，基金へ過去のも含めて収支を明確にしたために基金を積もうというものでございます。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第１２号，矢掛町森林環境整備基金条例制定についてでございますが，森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が，平成３１年４月１日から施行されたことに伴いまして，条例の制定を行うものでございます。国から市町村へ譲与される森林環境譲与税は，同法第３４条の規定に基づく森林整備及びその促進に関する施策の実施に要する経費に充てるための財源として積み立てて活用するための基金を設置する必要があります。矢掛町では，森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律と併せて施行された森林経営管理法に基づき，矢掛町内の森林整備を進めてまいります。

詳細につきましては，産業観光課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第１３号，矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について提案理由を御説明申し上げます。

これは，過疎地域自立促進特別措置法 第６条第７項の規定により準用される同条第１項の規定に基づき，この議会の議決を求めるものであります。

御承知のとおり，この計画に基づいて行う事業につきましては，その財源として，後年度に借入額の７割が交付税措置される，過疎対策事業債を，発行することができるものでございまして，このたび，新たな事業展開を図るにあたり，この計画の一部を変更する必要が生じたため，この議会に提出させて

いただくものであります。
詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
続きまして，議案第１４号，権利の放棄について提案理由を御説明申し上げます。
これは，矢掛町生活改善資金貸付金で，回収不能となった債権の放棄につきまして，地方自治法第９６条第１項第１０号の規定に基づき，この議会に提出し，議決を求めるものでございます。
詳細につきましては，保健福祉課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
続きまして，議案第１５号から議案第２１号までの各会計の補正予算につきまして，提案理由を御説明申し上げます。
なお，議案第１５号から議案第１７号まで及び議案第２１号の一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては，地方自治法第218条第１項の規定，議案第１８号から議案第２０号の矢掛町病院事業会計，矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の補正予算につきましては，地方公営企業法第２４条第２項の規定に基づきまして，提出させていただくものでございます。
まず，議案第１５号，令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）についてでございますが，今回の補正予算につきましては，歳入，歳出ともに，補助事業など各事業の確定に伴います事業費の精算などを中心に計上いたしております。
主な内容といたしましては，お手許に配付しております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。今回の補正は，３億7,500万円で，補正後の予算総額は，９２億2,300万円となります。
主な内容といたしましては，土木費で，新年度の当初予算へ計上予定でありました道の駅整備と，新小林住宅建設の２事業につきまして，国の補正予算へ対応するため，繰越事業として，全部繰り越しとして，補正予算への計上を行っております。つまり，この事業は合計で約５億円ございます。これは，当初予算へ計上するべきものでございますが，国の予算対応等確実にするための対応として，補正へ計上し，実質は新年度予算の執行になるものでございます。
また，災害復旧費といたしまして，豪雨災害による繰越事業である古屋谷橋の復旧工事につきまして，災害査定などを経ました変更増額分を計上いたしております。諸支出金につきましては，財政調整基金や住宅等整備基金などのほか，新設の宇角地区活性化振興基金と森林環境整備基金へ積立てる予算を，計上いたしております。
詳細につきましては，総務企画課長・課長代理が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
次に，議案第１６号，令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてでございますが，今回の補正は，歳入歳出の増減はございません。
予算の組み替えのみとなっております。主な内容といたしましては，歳出では，実績見込みに伴う，退職被保険者等療養給付費から一般被保険者給付費への予算の組み替えでございます。
詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
次に，議案第１７号，令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてでございますが，今回の補正額は，保険事業勘定で，歳入歳出それぞれ2,200万円を増額し，補正後の歳入歳出予算の総額を，１９億8,900万円とするものでございます。
主な内容といたしましては，保険給付費及び地域支援事業費の最終見込みに伴う補正でございます。
詳細につきましては，保健福祉課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
次に，議案第１８号，令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）についてでございますが，

主な内容といたしましては，収益的収支につきまして，繰出金の増による調整で，収支差引350万円の黒字予算となっております。資本的収支につきましては，医療機械の購入を調整し，収支とも減額しております。

詳細につきましては，病院事務長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第１９号，令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）についてでございますが，

主な内容といたしましては，収益的支出は，納付消費税額の調整を，また，資本的収支は，工事請負費の減額につきまして，それぞれ計上させていただいております。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第２０号，令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第２号）についてでございますが，主な内容といたしましては，収益的収支は，負担金の増額及び納付消費税額の調整など，資本的収支は，工事請負費の減額などにつきまして，それぞれ計上させていただいております。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第２１号，令和元年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第１号）についてでございますが，今回の補正は，歳入歳出の増減はなく，歳出につきまして，他科目から宇内自治会補助金へ予算を組み替えるものでございます。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

以上が，議案第１５号から議案第２１号までの，各会計におきます補正予算，７議案につきましての提案理由を御説明させていただきました。

よろしくお願いをいたします。

○議長（花川大志君）　町長からの提案理由の説明が終わりました。

次に，執行部から議案の説明を求めます。奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第３号・議案第４号・議案第５号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　稲田町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君）　〔議案第６号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　小川保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君）　〔議案第７号・議案第８号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　平井上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君）　〔議案第９号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第１０号・議案第１１号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　妹尾産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　〔議案第１２号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第１３号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　小川保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君）　〔議案第１４号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第１５号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　河上総務企画課長代理。

○総務企画課長代理（河上昌弘君）　〔議案第１５号事項別明細について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　稲田町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君）　〔議案第１６号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　小川保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君）　〔議案第１７号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　稲田病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君）　〔議案第１８号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　平井上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君）　〔議案第１９号・議案第２０号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第２１号について説明記載省略〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（花川大志君）　それぞれの議案説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の本会議を明日３日の午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議を明日３日の午前９時３０分から再開することに決しました。

それでは，本日はこれにて散会といたします。皆さん，御苦労さまでした。

午前１１時０４分　散会

令和２年第１回矢掛町議会第１回定例会（第２号）

１．会議招集日時　令和２年３月３日　午前9時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　9時３０分
（議事）　午前　9時３０分
（散会）　午前１１時３５分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　名	出欠等の　別	議席番号	氏　名	出欠等の　別
1	田中輝夫	出	2	髙月敏文	出
3	原田秀史	出	4	小塚郁夫	出
5	石井信行	出	6	山部多喜夫	出
7	川上淳司	出	8	土田正雄	出
9	浅野　毅	出	１０	花川大志	出
１１	山野豊久	出	１２		

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	山縣幸洋
教育長	嶋山英二	矢掛病院管理者	名部　誠
総務企画課長	奥野隆俊	町民課長	稲田由紀子
保健福祉課長	小川公一	産業観光課長	妹尾一正
建設課長	渡邉孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	松嶋良治	矢掛病院事務長	稲田欽也
会計管理者	藤原徳忠	介護老人保健施設事務長	丹下裕之
総務企画課長代理	河上昌弘	総務企画課主幹	三宅伸幸
矢掛寮長	西山弘之		

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書記	大嵩勇人

６．議事日程
日程第１　議案第２２号　令和２年度矢掛町一般会計予算について
議案第２３号　令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第２４号　令和２年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第２５号　令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第２６号　令和２年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第２７号　令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第２８号　令和２年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第２９号　令和２年度矢掛町下水道事業会計予算について
議案第３０号　令和２年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第３１号　令和２年度矢掛町各財産区特別会計予算について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前９時３０分　開会

○議長（花川大志君）　皆さん，おはようございます。昨日の会議に引き続き御苦労様です。

ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達していますので，直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　議案第２２号　令和２年度矢掛町一般会計予算について

議案第２３号　令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第２４号　令和２年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第２５号　令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第２６号　令和２年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第２７号　令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第２８号　令和２年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第２９号　令和２年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第３０号　令和２年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第３１号　令和２年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（花川大志君）　日程第１，議案第２２号から議案第３１号までの，令和２年度各会計当初予算案件１０件を，一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山野町長。

○町長（山野通彦君）　日程第１，それでは，議案第２２号から議案第３１号の，令和２年度各会計の予算，１０議案につきまして，提案理由を御説明申し上げます。なお，各議案につきまして，一般会計予算と各特別会計予算につきましては，地方自治法第211条第１項の規定，また，病院，介護老人保健施設，水道，下水道の各企業会計予算につきましては，地方公営企業法第２４条第２項の規定に基づきまして，提出させていただくものでございます。

はじめに，議案第２２号，令和２年度矢掛町一般会計予算についてでございますが，令和２年度の予算編成につきましては，内容に入ります前に，国において，地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込を立てるものとして，毎年度作成される，地方財政計画に関しまして，簡単に触れさせていただきたいと思います。計画の規模といたしましては，約９０兆7,400億円で，前年度比１．３パーセントの増となっており，歳入面では，後年度の交付税措置が保障されている臨時財政対策債を３．６パーセント減と抑制したものの，地方税を１．９パーセントの増，地方交付税を２．５パーセントの増として，一般財源総額では前年度を上回る，約６３兆4,000億円を確保したものとしております。このような状況の中，本町の予算編成にあたりましては，「防災対策」「子育て支援の充実」，「賑わいのまちづくり」を主要テーマとする中，引き続き住民生活に密着した施策，住民福祉の維持・向上に最大限配慮した予算編成に努めました。以下，主な施策につきましては，一般会計当初予算概要を御覧いただきたいと思います。予算総額は，８２億1,000万円で，対前年比１．７パーセント，金額にして１億4,000万円の減となっております。が，昨日補正予算で申し上げましたように，国の財源の関係で当初予算分，道の駅４億，公営住宅１億が前年度補正へ上げておりますので，実質これを加えますと，前年度当初比では４パーセントの増となります。

まず，先の豪雨災害からの重点課題であります，防災対策でございますが，平成２５年度に作成した

ハザードマップの更新，大規模自然災害等で想定されるリスクに備えるための国土強靭化地域計画の策定，小田・有木谷の排水機場をはじめとした浸水対策。ため池廃止工事などの事業。今回初めて国が準用河川等の浚渫，伐開事業の予算化をした。これを受けての事業の他，住宅建設資金等利子補給などの被災者支援策の継続分を合わせますと，約３億2,500万円を計上いたしております。これが第２弾の災害対策の事業でございます。

また，ソフト事業といたしましては，第６次振興計画の後期計画をはじめ，地域福祉計画，障害者計画，健康やかげ２１・食育推進計画など，令和の時代を迎え，新たな諸課題に対応していくための基本計画の作成のほか，矢掛高校の存続を後押しする魅力化事業，重伝建の年内選定に向けた活動，記念すべき東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴うホストタウン事業の実施も盛り込んでおります。

一方，ハード事業におきましては，補正予算に計上しております道の駅整備，新小林住宅の建設を「１３か月予算」として取り組んでまいりますとともに，町内小・中学校のＩＣＴ教育をさらに充実するための校内無線ＬＡＮ整備を，災害時の避難所となる体育館まで拡大して行い，認定こども園の開園，古民家施設の整備，官民連携による市街地無電柱化の取り組み，都市再生整備計画事業による駐車場有効利用システムの導入などを計上いたしております。また，住民生活に密着したところでの道路改良，橋りょう改良などのハード事業，継続的に実施しております各種福祉施策・健康・介護などにおきましても，積極的な所要の経費を計上いたしております。以上，令和２年度の予算編成の概要を申し上げました。詳細につきましては，総務企画課長・課長代理が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第２３号，令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計予算についてでございますが，予算総額は，歳入歳出それぞれ１７億5,000万円を計上しており，前年度当初に比べまして2,000万円の減額となっております。主な内容といたしましては，歳出では，被保険者の減少を見込み，保険給付費を前年度比1,597万９千円の減とし，医療給付を行うための岡山県への納付金について，岡山県から示された額に基づき，前年度比4,927万９千円の減としております。また，この特別会計の財源といたしましては，国民健康保険関係法令に基づきまして，保険税，岡山県からの補助金，繰入金等を計上いたしております。また，支払準備基金繰入金1,000万円を計上いたしており，これにより，昨年に引き続き保険税率は据え置きということを実現いたしております。詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第２４号，令和２年度矢掛町介護保険特別会計予算についてでございますが，事業勘定が２つございますが，まず保険事業勘定につきましては，予算総額が１９億7,800万円で，前年度に比べまして，2,700 万円の増額となっております。予算の９３パーセントを占める保険給付費につきましては，令和元年度実績見込みに基づきまして，計上しておりますが，予算での対前年度比較では，3,000万円の増額計上となっており，令和元年度実績見込みと比較いたしますと，約０．５パーセントの伸びを見込んだ予算といたしております。一方，サービス事業勘定につきましては，予算総額1,000万円で，予防プラン作成に要する費用等を計上いたしております。また，この特別会計全体の財源といたしましては，介護保険法の規定によりまして，保険料及び，国，県，支払基金，町のそれぞれの定められた負担率で計上いたしております。詳細につきましては，保健福祉課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第２５号，令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが，予算

総額は，歳入歳出それぞれ２億4,300万円で，前年度比1,000万円の増額になっております。さて，後期高齢者医療保険料率でございますが，これは，県の連合会のほうが決定する事項でございますが，２年に一度見直されており，令和２年度，３年度の保険料率改定は，保険給付費が増えていきますが，基金の取り崩しで，令和元年度からの据え置きとなりましたので，御報告いたします。予算の主な内容につきましては，歳出では，保険給付を行うための後期高齢者医療広域連合への納付金について，前年度比で995万６千円の増額とし，歳入の後期高齢者医療保険料につきましては，前年度比800万円の増額といたしております。詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第２６号，令和２年度矢掛町病院事業会計予算についてでございますが，令和２年度の収益的収支は，2,550 万円の黒字予算で調整いたしております。資本的収支につきましては，支出は電子カルテ更新の経費などを，収入はその財源を計上いたしております。詳細につきましては，病院事務長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第２７号，令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算についてでございますが，令和２年度予算につきましては，収益的収入及び支出では，収入を２億9,900万円，支出を３億600万円で調整いたしております。また，資本的収入及び支出につきましては，収入を2,600万円で，支出を4,350万円で調整しております。詳細につきましては，たかつま荘事務長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第２８号，令和２年度矢掛町水道事業会計予算についてでございますが，令和２年度予算につきましては，収益的収支では，収支均衡予算で調整いたしております。また，資本的収支では，老朽施設更新事業費などを計上いたしております。詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第２９号，令和２年度矢掛町下水道事業会計予算についてでございますが，令和２年度予算につきましては，収益的収支では，収支均衡予算で調整いたしております。また，資本的収支では，処理場建設費などを計上させていただいております。詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第３０号，令和２年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございますが，予算総額は，290 万円で，事務的経費を計上いたしております。詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第３１号，令和２年度矢掛町各財産区特別会計予算についてでございますが，各財産区予算の提出に際しましては，それぞれ財産区管理会におきまして同意いただいたものを提出いたしております。詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

以上が，議案第２２号から議案第３１号までの提案理由でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（花川大志君）　町長からの提案理由の説明が終わりました。

次に，執行部から議案の説明を求めます。奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第２２号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　河上総務企画課長代理。

○総務企画課長代理（河上昌弘君）　〔議案第２２号，事項別明細について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　稲田町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君）　〔議案第２３号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　お諮りいたします。議案説明の途中ですが，ここで１５分程度休憩をとりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，１０時４５分まで休憩いたします。休憩。

午前１０時２６分　休憩

午前１０時４５分　再開

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開き議案説明を進めます。小川保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君）　〔議案第２４号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　稲田町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君）　〔議案第２５号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　名部病院管理者。

○病院管理者（名部　誠君）　議案第２６号，令和２年度の病院の当初予算の説明の前に少しお時間をいただきまして，病院の運営方針につきまして述べさせていただきたいと思います。

矢掛病院は地域住民にとって身近な公立病院として，また，町内唯一の救急病院として非常に大きな役割を担っております。矢掛病院は今後も医療技術の進歩，社会の医療福祉の状況の変化に対応できるよう職員一同，日々研鑽に努め，今後も地域住民の方に良質で安心できる医療が提供できるよう努力してまいります。具体的には住み慣れたまちで生涯安心して暮らせる，地域包括ケアシステムの構築のために，病院の一部機能を町内医師会員に開放するオープンクリニックや，各種連絡会議を通して，町内の診療所や施設と更なる連携を図ってまいります。そして，継続して地域医療介護連携フォーラムや，地域包括ケア懇話会を定期的に開催し，地域包括ケアシステムのまとめ役として努力してまいります。

また，町内の医療体制を維持するためには地域医療に理解のある医師，医療スタッフなどの人材の確保の努力をしなくてはなりません。矢掛病院は医学生や研修医，そのほかの医療スタッフなどの研修を積極的に受け入れてきております。今後も継続して地域医療に理解のある若い人材の育成に関わってまいります。職員に対しましては，研修会，学会への参加など，自己研鑽の機会を増やしながら様々な制度を見直し，働き方改革を実践し，働きやすく職員にとっても魅力のある病院を目指します。また，設備面では，令和２年度には経年劣化している医療カルテや医療機器の更新を計画しております。以上のような方針のもと，今後も矢掛病院は医療の立場から住民の皆様にとって，安心で安全なまちづくりに寄与する所存ですので，何卒御支援のほどよろしくお願いしたします。なお，予算の内容につきましては事務長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　稲田病院事務長。

○病院事務長（稲田欽也君）　〔議案第２６号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　丹下老人福祉施設事務長。

○老人保健施設事務長（丹下　裕之君）　〔議案第２７号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　平井上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君）　〔議案第２８号・議案第２９号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第３０号・議案第３１号について説明記載省略〕

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（花川大志君）　それぞれの議案説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議を明後日５日の午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議を明後日５日の午前９時３０分から再開することに決しました。

それでは，本日はこれにて散会といたします。皆さん，御苦労さまでした。

午前１１時３５分　散会

令和２年第１回矢掛町議会第１回定例会（第３号）

１．会議招集日時　令和２年３月５日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
（議事）　午前　９時３０分
（散会）　午後　２時４７分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　名	出欠等の　別	議席番号	氏　名	出欠等の　別
１	田　中　輝　夫	出	２	髙　月　敏　文	出
３	原　田　秀　史	出	４	小　塚　郁　夫	出
５	石　井　信　行	出	６	山　部　多　喜　夫	出
７	川　上　淳　司	出	８	土　田　正　雄	出
９	浅　野　毅	出	１０	花　川　大　志	出
１１	山　野　豊　久	出	１２		

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	山縣幸洋
教育長	嶋山英二	総務企画課長	奥野隆俊
町民課長	稲田由紀子	保健福祉課長	小川公一
産業観光課長	妹尾一正	建設課長	渡邉孝一
上下水道課長	平井勝志	教育課長	松嶋良治
矢掛病院事務長	稲田欽也	会計管理者	藤原徳忠
介護老人保健施設事務長	丹下裕之	総務企画課長代理	河上昌弘
総務企画課主幹	三宅伸幸	矢掛寮長	西山弘之

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書記	大嵩勇人

６．議事日程

日程第１　一般質問　５番，１番，８番，２番，３番，７番，９番

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開議

○議長（花川大志君）　皆さん，おはようございます。現在，新型コロナウイルスの感染防止対策としてさまざまな式典，大会，行事，イベント，催し等が中止，もしくは延期されています。本町においては昨日４日，町立やかげ認定こども園の落成式が執り行われる予定でした。町内の就学前児童，幼児の教育，保育の殿堂となる施設のこけら落としは中止となりましたが，満開の桜が咲き誇る頃には，コロナウイルス対策の終息とともに，園児たちの満開の笑顔が咲き誇ることを町民一同，願いたいと思います。

ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達していますので，直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。なお，名部病院管理者におかれましては，診療業務のため，本日から１７日までの本会議を欠席させていただきたい旨申し出がありましたので御報告申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　一般質問　５番，１番，８番，２番，３番，７番，９番

○議長（花川大志君）　日程第１，一般質問を行います。

お手許に配付の一般質問一覧表のとおり今回の質問者は７名の方々です。質問の順序は通告順といたします。では，まず５番，石井信行君お願いします。５番，石井君。

○５番（石井信行君）　５番議員，日本共産党の石井信行です。発言通告に従って４つの質問をさせていただきます。大きく２つ，１つ目は入札，もう１つは企業誘致，あるいは誘致企業の問題です。

１つ目，東川面の浄水場の更新工事についての質問です。失礼しました。

平成３１年度当初予算に計上されておりました，東川面浄水場更新工事がいまだに契約に至っていないということですが，その原因は何か，今後どうしていくのか，町長にお伺いしたいと思います。

東川面浄水場更新事業の入札において，談合及び贈収賄で，国，岡山県をはじめ，多くの自治体で指名停止になっている株式会社フソウを，矢掛町では指名停止していないからという理由で，予備指名に加え，町長みずから予備指名の業者を選定しました。

このことにより，談合の疑いのかかることを恐れた，他の多くの業者は，参加を辞退し，参加を表明したのは，株式会社フソウと他の株式会社矢建，山岡建設株式会社の２社の共同企業体，１者のみでした。このために，結果的に１１月２７日，１２月２６日の２回の入札が，不調に終わりました。

特に，２回目は，参加資格の基準を下げたにもかかわらず，下げること自体，これ違法だと思うんですが，１回目で予備指名していなかった業者さえも参加の意思を示しませんでした。今後，再々入札を実施しても，官製談合の疑いが付いて回ることになり，工事実施の見込みは全く立たなくなりました。

令和元年５月９日付けの，建通新聞によると，「詳細設計が完了したので，７から８月には工事を指名競争入札により行う予定」とありました。予備指名を通知したのは，９月２５日です。なぜそこまで遅れたのですか。株式会社フソウが５月２１日に指名停止になったからではないのでしょうか。

次に，なぜ指名競争入札を条件付き一般競争入札に変更したのか。町が独自に決めた共同企業体方式により，土木一式，建築一式を地元の特定業者にやらせたかったからではないですか。入札告示によると，予定価格は，１０億5,000万円余となっておりますが，それぞれの工種ごと，機械一式，建築一式，土木一式，の設計金額はいくらになるのか。

矢掛町建設工事請負契約競争入札参加資格に関する規定では，２億円以上の土木工事一式，建築工事一式では特Ａの業者を，機械一式では8,000万円以上は，特Ａの業者を選ばなければならないことにな

っております。
矢掛町には，特Ａの業者はおりません。共同企業体方式では，一定条件のもと，下位等級の業者を加えることができるとされています。ですから，共同企業体方式に変更したのではありませんか。
国が示した，共同企業体の在り方という準則によると，特定建設企業体では，組み合わせは，最上位等級と第２等級に限定されています。Ｂ級の業者が入る余地はありません。しかも，結成方法は自主結成となっており，町長が事前に予備指名できるとは書いてありません。特定ＪＶについて，５単体発注の原則，予備指名の廃止とここに書いてあります。国の準則に違反しているのではありませんか。
また，重大・悪質な談合事件の発生を受けて，平成１８年２月２４日に発表された，各関係省庁連絡会議決定でも，特定共同企業体ＪＶについて，単体発注の原則，予備指名の廃止を指導しています。
矢掛町では，こういった国・県の指導を無視し，矢掛町建設工事共同請負制度事務処理要綱を作成し，指名委員会でなく，町長みずからによる業者選定，町内業者にあっては，第３位等級の参加も可能とします，となっています。
次に，２回目の一般競争入札の告示では，１回目に比べて入札参加資格要件を緩和しています。これは，矢掛町建設工事請負契約競争入札参加資格に関する規定に違反するのではありませんか。
なぜ，株式会社フソウを予備指名に加えたのか，予備指名に加えなければならなかったのか，理由は何か，簡潔に御説明願いたい。お願いします。
○議長（花川大志君）　山野町長。
○町長（山野通彦君）　大変なことを申されました。ぜひ，ですね。町長が官製談合というのはどういうことで起きたのか根拠を教えてください。今語られた，言葉の中に町長ということが何遍もでました。この内容については，副町長が執行機関でありますので，この内容については彼がこれから説明します。今言われたことに関してですね，町長が決めたとか，談合罪じゃあいうのは，どこで何があったのか全くわからない。この根拠をしらして，この場で説明してもらいたい。あとの内容については副町長の執行の事業でありますのでそちらのほうで回答させます。
○議長（花川大志君）　山縣副町長。
○副町長（山縣幸洋君）　はい，失礼いたします。町長が申しましたように入札の執行自体は，私，副町長の方が行っておりますので，私の方でお答えをさせていただきます。内容的にたくさんありまして，通告では不調に終わった理由ということだけだったんですが，内容がたくさんありましたので，全て網羅できるかどうかわかりませんが説明をさせていただきたいと思います。
まずですね，通告では，２回不調ということでしたが，実は３回行っております。それで，まず，この入札について経緯を若干説明させていただきたいと思いますが，実際２回ではなく３回行っておりまして，３回とも最終的には入札の参加者がおらず不調ということでございます。ただ，厳密に言いますと入札自体執行できておりませんで，実際は入札を行う旨の通知，告示を行いましたが結果的に参加者がおらず入札を中止したというのが実情でございます。
この経緯ちょっと説明していきますと，まず１回目が，議員さんもおっしゃられました，予備指名による指名競争入札という手法を行っております。で，２回目と３回目が条件付きの一般競争入札ということでございます。で，まず１回目ですが，予備指名，A,B,C，Ａグループ，Ｂグループ，Ｃグループ，ＪＶという共同企業体を募集したのですが，その募集の予備指名をＡグループ，Ｂグループ，Ｃグループと分けて予備指名を行いました。そこで入札参加申請があったのが１者のみ，１ＪＶですね，１共同

体だけ，これでは指名競争入札が成立しませんので，指名競争入札成立せずということで不調でございます。

次に，２回目が一般競争入札に切り替えたわけですが，当然，特Ａという，いろんな特Ａ，Ｂ，Ｃ，ランクがあります。県の経営審査で総合評定の点数によって決まるわけですが，当然，Ａグループ，Ｂグループ，Ｃグループ，Ａグループは特Ａということで，条件を付してさせていただいております。

工種的には機械，電気，水道，建築，土木，たくさん工種がありますが，それぞれの工種において経営点数によります条件，これ以上とさっき言われました特Ａ以上です。こういったものを条件を付して一般競争入札を行いました。結果的に参加申請が０件ということで不調となっております。

３回目は参加条件を広げて若干緩和，特Ａという条件を消したわけではありませんが，例えばですね，機械，電気，水道，これを持たれている方いうのが水処理メーカー，基本的に水処理メーカーを思っていたわけですが，それに総合建設業，特Ａの，俗にいうゼネコン，そういったものも加えて広く範囲を広げてやったというのが３回目でございます。結果的にはこれも，入札参加者おらずということで不調となっております。

まずですね，なぜ不調になったかということでございますが，

〔発言する者あり〕

○議長（花川大志君）　石井議員。石井議員。今は答弁中ですので，不規則発言はおやめください。

○副町長（山縣幸洋君）　まず，経過を説明させていただかないと，なぜ不調になったかということがわからないと思いますので，経過を説明させてもらっています。

まずですね，浄水場の築上工事というのは，当然矢掛町でも半世紀に１度ということで，珍しいということで，特殊な工事になります。そういった中では単に構造物を造るというものではなくて，定められた水質基準，それから安定的に浄水する水をできる施設で，また，継続して，その後も給水ができると特殊な工事になります。

このためには，やっぱり機械，電機，そういったプラント全体の運用知識，そういったものが施工監理者に求められる。それで，そういったことが，当然，今，今回ＪＶに一括発注行ってます。発注形態としては分離発注というやり方もあるんですが，実際は，特殊な工事で監理をする，現在の町の職員ではできません。それで分離発注という形態ではなく一括発注ＪＶという方式をとらしていただいています。先ほどＪＶについての御質問があったと思いますが，そういった意味合いでＪＶと，共同企業体一括発注というのを行っております。

まず，なぜ不調か，参加者がいなかったかということですが，当然，我々は発注サイドですので明確な理由というのが分かるわけがないんですけれど，やはり今，人の問題，そういう特殊な技術を持った監理者という人の問題。それから時期ですね。災害によって，全国的にも災害復旧，発注が集中している。東京オリンピックの時期。そうでなくても監理技術者の不足という中ではなかなか，そういった意味で，時期というのがあったのかと思っております。

それで，もう一つですね，指名についてということがありました。指名停止につきましては各自治体が確かに行います。それで，今回，今，会社名を出されましたが，矢掛町としては近隣の市の対応を参考に同様の対応をさせていただいております。ですから，指名停止の期間中ではないということになります。それでも，あの矢掛町も年間1,000件くらいの指名願いがありますので，全てにおいてを審査しているわけではありません。実際，指名実績があったり，指名予定してある，そういったものだけを審

査をいたしております。当該業者，審査いたしておりまして，近隣市同様にそういった対応を行っているということでございます。いずれにしましても，参加がなくて入札が不調になったということが現実でございます。以上です。

○議長（花川大志君）　石井君。

○５番（石井信行君）　聞かれたことにきちんと答えていただきたいんです。なぜ営業停止を受けている株式会社フソウを予備指名に加えたのか，それを教えてほしいって言ってるだけなのに，よく調べてないということです。それだけのことでした。

多くの業者が談合の疑いがかかることを恐れて参加を辞退したのに対して，あえて，株式会社フソウと共同企業体を組んだ，株式会社矢建と山岡建設株式会社にも疑念が残ることになってしまいました。残念ながら。今後，この工事入札を実施する際には，この２社も参加させるべきではないと考えます。地方自治を盾にして，国や県の指導を無視した入札制度を作り，国及び多くの自治体で指名停止になった業者をあえて入札に参加させ，結果的に工事の大幅な遅延を招いた山野町長の責任は重大だと思います。町長の席にしがみついている限り談合の疑念は消えません。いかにして，その責任を取るのか伺いたい。町長にお伺いします。

○議長（花川大志君）　山野町長。

○町長（山野通彦君）　ちょっと許されない発言がたくさん出てまいります。なんら問題はありません。粛々と職員のほうがルールに従ってやっておるということでございますが，私が言われたここだけは，はっきりしてもらわねば，これは名誉棄損に値する。矢掛町，談合罪がこの中であるというのは，根拠を必ずこの場で説明してほしい。町長が決めたいう証拠がどこにあるのか。それも教えてほしい。大変なことであります。これは多くの町民も聞かれてますし，根拠を言わないと，あなたの予測でですね，これだけ多くの町民の前で侮辱するような発言というのは大変なことですよ。

元へ戻ります。この件について，今みたいな根拠が，この役場の中でどこで起きているのか，不思議でおりません。職員にどこで見られて，どういうふうなことなのかぜひ，自分で正しいの，人の情報でなしに，自分が正しく，いつも言われること，キャッチしたものをここで説明してもらわないと，それを修正しないとどうにもなりません。これについては。

それから，今，言うようなことにはなりませんで，これは，矢掛町の非常に重要な水道工事であります。これだけの１０億を超えるような工事をするというのは，一番安心安全でできる業者を探すということになれば，町内業者など，到底このような事業ができることはありません。中大手でも難しい。職員はですね，いかにして建設の後の維持管理が順調にできるかどうか，これが担当の念願であります。そういうことを念願に置きながら指名をし，誰が談合罪とかなんとかで，とんでもないことだと思いますよ。何を根拠に言ようられるのか全く分からない。当然ですね，指名を出した業者から，それに適する人を指名していくというのが，彼がトップでありますので，指名委員会でそれを決めてやっておる。国の違反をするとか何とかいう根拠も何かわかりませんが。つまり何が言いたいか，町民のためというなら施設自体を，安全な施設をきちっとやっていただく。そしてあとの維持管理がどうやってできればいいのかと，これだけの根拠の中でしっておると。今，執行ができなかったというのは，もう全国，あらゆるところにあります。基本的には，やはり災害という問題，そして今，オリンピックの問題等で業界は大変です。営業マンに聞いてもらえばはっきりわかる。営業，今まで仕事を頼みにいきょうた者がですね，今度は業者のほうに頼みにいかなければ仕事ができない。ほとんど人がいないんだ。この件に

ついては資格，資格がいる。その資格をどんどん，どんどん先取りされた中での，資格が応札にできなかったという具体的な話があります。全然言われよることが，納得できないことが，たびたび言われておりますけれども，そういうことの根拠やこは，どこへあるのか，明確に答えていただきたい。

○議長（花川大志君）　石井君。

○５番（石井信行君）　入札の状況は公表されるっていうことは御存じですよね。だから，公になっているんですよ，企業名は。そのことを一つ申します。

それから，フソウは談合ばかりでなく，贈収賄事件で逮捕者を出しております。疑念の残るこれら３社を入札に参加させれば，また，他の業者が参加を辞退し，入札が不調になるということが考えられます。さらなる工事の遅延も招くことは起こりかねません。疑念を払拭して一刻も早い解決を求めて，次の質問に移ります。次，いきます。

○議長（花川大志君）　石井議員。石井議員，回答は必要ないのですか。

○５番（石井信行君）　はい。

○議長（花川大志君）　答弁は必要ないのですか。

○５番（石井信行君）　はい。

○議長（花川大志君）　執行部は，答弁がありますか。

○５番（石井信行君）　答弁って，聞いてない。聞いてることに答えてない。

○議長（花川大志君）　お待ちください。これは，公判ではありません。一般質問の場ですから。

○町長（山野通彦君）　これは大変なことですよ。町長がしてないことに対して，自分の感情を住民の前でさも正しいような言い方をされて。名誉毀損でしょう。官製談合というのはどこへあるんですか。何を根拠で言っておられるんですか。それをはっきり町民の方に，皆さんに言われないと，あなたの信頼もなくなるでしょう。これは質問ていう問題じゃないですよ。職員もかわいそうだし，それをあんたの思いのことを，これだけの公の場でされるというのは，これはかなり信頼があることで，議会というのは神聖な場所であります。それを取り消さずにそういう言い方をされたんなら，どうなりますか。都合が良かったら次に移りますと，みんな，傍聴者もおられますよ。ほんまじゃろうかというふうに思われるでしょう。どこで何が起きているのか明確にされないと。今，質問されたのを言い放題では信頼問題ということになりますので明確に答えてください。だめなんなら，訂正してください。

○議長（花川大志君）　石井君。

○５番（石井信行君）　反問権として認められていないということでしたが，私は町長の言うことに答える必要はないと思っています。次，行きます。

２問目，バートの問題です。補助金の問題です。和解調書と受領書のコピーの疑問なんです。１２月の議会で文書が出されたので補助金の残りの部分が確定したということを町長は言われました。私は，質問の趣旨が分かりやすいように，和解調書，これです，和解調書。それから受領書，これです。

○議長（花川大志君）　石井君。資料提示は認めておりませんので，挙げるのはやめてください。

○５番（石井信行君）　あ，そうですか。はい。

それから，町の２通の資料の議場配付を求めましたが，拒否されましたのでロビーに置いておきますので，必要な方は見てください。会計検査院の講評結果についても併せて見てください。

和解調書に記載されている請求の趣旨及び請求の原因部分が黒塗りされており，町がバートに補助した防災アプリの開発に係る案件かどうか確認できません。受領書もすべて黒塗りです。和解調書との整

合性も確認できません。バート片山敬済が代表なんですが，ほかの控訴人A，被控訴人Bを，Bとして書かれていることを説明してください。お願いします。

○議長（花川大志君）　山縣副町長。

○副町長（山縣幸洋君）　それでは失礼します。バートの補助金確定ということで石井議員さんの御質問なんですが，若干勘違いがあるというふうに思っております。勘違いがあるんじゃないかということでお話をさせてもらったんですが，何かわからないことがあればお尋ねくださいということをお伝えしておったんですが，お尋ねに来られなかったということで，若干やはり勘違いされている部分があるのではないかと思っております。前回１２月議会でもお答えさせていただきましたが，そのあと和解調書等取り寄せられて見られたということでございます。実際問題，議会でも言いましたが，防災アプリについては変更申請を保留しておりました。そこで求めていた書類が提出されたことによって，確定したということを説明したと思います。この保留の内容といいますのは，さっき，和解調書とありましたが，まず，アプリの開発というのは，当初A社，A社に依頼されるということで申請をされておりました。事業を進められていく中で，A社から，今度はB社のアプリに変更されました。そうした中でA社にも依頼をされていたということから，その支払い関係のトラブルがあるということをお聞きしたためにその変更を，保留をしました。このトラブルが解決しないと変更申請は認めないというふうにしていたものでございます。

そこで，期間を要しましたが，A社との件が和解したという書類が出てきまして，解決した旨の書類が提出されましたので，確定したということでございます。その受領書ですが，その受領書につきましては，和解の際に参考資料として裁判所に添付したというものでございまして，直接町に対する受領書ではございません。それと会計検査の話もちょろっと言われましたが，会計検査の講評というのは，事業撤退された後に，賃貸借契約を解約されまして施設が町に戻ってきております。その施設が利活用されていない状況が見受けられたというのが，会計検査院の講評でございます。こちらもお尋ねをしたんですが，こうした事業の撤退というのは全国的にも県内にも事例があるということでございます。そうした場合，他の者が事業を継承していくというのが，これが当然ベストではありますが，全国事例の中でなかなかそうはいかないというのが現実でございます。矢掛町の場合は，まずは施設，町の施設が返ってきておりますので，この整備された施設旧矢商，利活用の検討を進めていくことがまず肝要だと考えております。以上でございます。

○議長（花川大志君）　石井君。

○５番（石井信行君）　私は，神戸地裁に出向いて，この中身全部，確認してきました。そうしましたところ，裁判記録は原則公開で，誰でも閲覧できました。全て黒塗りではありませんでした。議会で配付する程度では，個人情報を隠す必要はないようですが，矢掛放送で放送されるので，分かりにくいでしょうが，黒塗りの個人名は伏せさせていただきます。

この事件は，まず，平成２９年に，神戸地裁において，B，株式会社神戸デジタルラボ代表取締役，バートインターナショナルの理事の方でしたが，この裁判の前に辞任されていますが，ゴールドエコテック株式会社の役員だった片山敬済氏，監査役です及びA氏，これは片山敬済氏の奥さんです。当時代表取締役でした。この２人に対し，会社法 429 条第１項業務懈怠により，6,594 万 4,080 円の損害を発生させたとして，損害賠償請求の訴訟をおこしました。これが和解調書の中身なんです。これが，今度は高裁に上がって高裁で和解になるんですが，この第１審での判決は，片山敬済氏及びその妻Aは，神

戸デジタルラボ，Ｂに対して6,594万8,040円を支払えというものです。ここにゴールドエコテックの登記簿謄本がありますが，片山敬済氏，その妻，息子，娘の４人が役員になっています。平成２９年４月１日に解任されています。

片山敬済氏及びその妻Ａは，神戸地裁の判決を不服として，大阪高裁に控訴した時の和解調書が，このコピーなんですが，大阪高裁は，第２請求の表示にあるように，片山敬済及びその妻Ａは，神戸デジタルラボＢに対し 3,000 万円の支払い義務があるとしたものの，同じく和解事項２にあるように，600万円を１１年１０か月の分割払いで支払えば，残り2,400万円の債権を被控訴人Ｂは放棄するというものです。

次に，この裁判に片山敬済側の証拠資料として，提出された再発行の受領書では双方の名前は黒塗りで消されていますが，神戸地裁で確認したところ，受領書上段の宛先は，ゴールドエコテック，下段の発行人は，一般社団法人ＴＨＥ－ＥＡＴＨです。一方，神戸デジタルラボが神戸地裁に提出した，6,594万4,080円請求の根拠となる契約書７通の内訳は，全てスポーツレスキューにかかわるもので，矢掛町が補助金対象とした防災アプリの開発に関するものは１枚もありませんでした。しかも，請求金額や請求年月日が，３通の再発行受領書とは全く突合しませんでした。また，受領書の再発行は，架空請求防止の観点から原則は禁止で，受領側に発行義務はありません。また，仮に発行されても，2,000 万円の領収書には6,000円，1,400万円受領書には4,000円の収入印紙が必要ですが，それも添付されていません。これは印紙税法違反ですね。

次に，受領書の発行人，ＴＨＥ－ＥＡＴＨですが，その所在地は，東京都港区新橋五丁目２０番３号で，バートが矢掛に来る前の事務所と同じ所でした。さらに，片山敬済氏らが解任される前のゴールドエコテックの所在地ですが，和解調書で黒塗りされている部分の，もう言いませんが，神戸市中央区の，すなわち片山敬済夫婦の住所と同じでした。

つまり，自分が役員をしている会社宛に，同じく自分が関係している会社から，受領書を発行するわけですからいくらでもできますが，収入印紙をケチったので証拠能力がなくなってしまいました。神戸地裁は，神戸デジタルラボ側の資料を証拠として認め，その合計金額7,044万4,080円から受領済みの450万円を引いた6,594万4,080円の支払いを命じています。大阪高裁も，神戸地裁の一審判決を支持していますので，片山敬済氏側の再発行の受領書については，１円も考慮されていないことは明らかです。

この事件を分かりやすく推察すると，矢掛町からだまし取ったお金を，ゴールドエコテックという会社の中で分け前を取り合う内紛騒動ということになります。

令和元年９月６日付け，矢総企第571号の文書，これ資料の３なんですが，矢掛町がバートに提出を求めていた防災アプリ開発にかかわる，バートから他の事業者に委託したとされる契約書及びこの事業者からさらに別の事業者に再委託されたとされる契約書が提出されておりません。同じく，求めていた防災アプリのライセンスを証明するものもありません。令和元年９月２７日付けのバートからの資料送付によりますと，バートが矢掛町から撤退した時，平成３０年２月２３日ですが，契約書を廃棄したとされていますが，裁判はそれ以前に始まっていますので，裁判に必要な契約書を廃棄するはずがありません。また，契約は，双方が締結するものですから，もし紛失したとしても，相手方からコピーをもらえばよいわけです。

「契約書を廃棄した。」「はい，そうですか。」子どもの使いよりもお粗末です。町民は，こんな頼りな

い町政を信頼できますか。
次に，副町長の１２月議会での答弁の中身です。副町長は，１２月議会で，2017 年８月に「防災アプリを確認した。」と述べていますが，2017 年，平成２９年１１月２７日付け，矢総企第 1290 号，これは資料４なんですが，では，防災アプリが事業計画したものと違うとして，一部未確定，防災アプリソフト代と書かれています。すなわち，副町長が確認したのは，事業計画と違う変更前のアプリ，つまり，他人のホームページにリンクを貼っただけのものを見たということになります。そこに，この写真を持ってきていますが，掲載するとだめだっていうことなんで掲載できませんが。以上，和解調書，受領書，契約書が無いなどの矛盾点を指摘しましたが，そもそも和解調書や受領書には，一般社団法人バートインターナショナルの名前すら一切出てきません。町が補助金を交付したのは法人としてのバートインターナショナルです。この裁判は法人としてのバートと何の関係もありません。問題は私が以前から質問しているように，防災アプリ，「バート結」が完成していない，ダウンロードできない。しかも，矢掛町は完成していないものにお金を支払ってしまったままで返還請求することもなく，こともあろうに，必要書類が提出されたから補助金交付は確定したと報告したのです。それだけではありません。町は，変更後の防災アプリの作動確認をしておりません。つまり，変更後の防災アプリを確認した人は誰もおりません。
補助金等予算の執行の適正化に関する法律第１５条にどう書いてあるか，「補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し，適合すると認めたときは，附した条件に適合するものであるかどうかを調査し，適合すると認めたときは，交付すべき補助金等の額を確定し」となっています。町は防災アプリの完成を確認することもなく，令和元年１２月９日に確定通知書を発したのは法律違反です。しかも，通知書を発する前の１２月４日の議会で，防災アプリがダウンロードできなくなったと言ってるのですから，町民に対する背反行為でありませんか。これで防災アプリが完成したと言えないことはもちろんのこと，事業が完了したと言えないことも明瞭です。
さらに，会計検査院が了承したと議会だよりに出ていますが，会計検査院からの講評には，特別交付税の事業について，矢掛のバートインターナショナルが展開する防災組織活動の拠点とするために，旧矢掛商業高校跡地を整備するなどしたもの，計画どおりに収入が確保できなかったなどの理由により，同法人が事業から撤退し，現在に至るまで事業が停止したままで，施設の利活用も図られていないと書かれています。
さらに続けて，「今後のこととして，資料等の提出や事実関係の確認をお願いし」とあり，「今日の打ち合わせ事項は最終判断ではない旨を申し上げます。」ということで，返金を含めた今後も調査するというふうに書かれています。議会だよりのいう「会計検査院が了承した。」というのも町長の言われたことをオウム返しに繰り返して，町民を欺いているだけではありませんか。議長と広報広聴常任委員会は議会だより１月７日付け１６号のバート関連記事を削除修正することが必要です。町長は，補助金の返還請求をやることが必要です。そして，間違いを正すべきだということを強調して，次の質問に移ります。メープルファームの問題です。
○議長（花川大志君）　石井議員，答弁は求めないのですか。
○５番（石井信行君）　はい。
○議長（花川大志君）　求めないのですか。

〇５番（石井信行君）　はい。

〇議長（花川大志君）　執行部。執行部はどうですか。

〇５番（石井信行君）　次にいきます。聞いていません。質問していません。

〇議長（花川大志君）　石井議員，ここは一般質問の場なんです。答弁を求めるのが，これが当然の行為なのです。山野町長。

〇町長（山野通彦君）　内容が違うことがたくさんあります。わかりやすく言います。町民もおられます。商業高校のこの事業というのは，バートインターナショナルが補助金を国へ要請した事業です。今，この話を，裁判の話をされますが，なんか町が当事者のように聞こえる。全く関係ありません。

つまり，今言われようることの結論が出てないから，副町長は総務企画課長当時に保留にしたんです。それが今，解決したから，決着が付いたと言っておるのんで，結論から言わせば，この事業は解決してます。どちらか言わせば，あそこの利活用を抑えられておる。おたくによってですね，次へ使えるタイミングが非常に社会的にできない状況にあるわけなんです。みやすく言いますと，いろいろ言っておられますけど，私確認しています。１億円事業です。私は領収書まで確認してます。１億3,000万使ってます。半分ほぼは，あの商業高校を直してます。町民は前のところを見られれば，今はきれいになっています。あとはアプリです。アプリは見ていないと，石井議員はその当時おられなかったはずなんだけど，私は受け取っています。ここへ持ってきました，商業高校の所へ。それで，これを置いときましょうかいうことで片山さんは言いました。けども，これは補助事業なので，町の所有物件ではないのでおたくの元へ持って帰ってくださいというやり取りをして，私は見ています。見とりもせずに，これがどうなのとなどと言われますけど，おたくはその当時は何もわからないはずなんですけど，さも本当らしゅうに言われる。

１番大事なのはですね，今，裁判のことをたくさん言われました。町民の方から言わせば，何を町長は裁判を町とやっとんじゃろうかと思われるかもわからない。全くそれは関係なくて，向こうが補助をもらったアプリの開発をすることの過程の中の話であります。そのことを，町は保留にあえてしとって，それが今，言われたように解決がなったということになってＧＯを出しとるわけでありまして，この案件は解決をしております。

〇議長（花川大志君）　石井議員少し待ってください。先ほどの発言の中に内容を担保するために，広報広聴常任委員会の編集記事を削除するべきだという旨の発言がございました。これは常任委員会の適正な活動を批判するものでございますから，本日一般質問が終了した後，議運委員長，副議長，そして広報広聴常任委員会正副委員長は議長室に御参集ください。石井議員も，もしよろしければ御参集ください。

〇議長（花川大志君）　石井君。

〇５番（石井信行君）　すみません。時間がどんどん過ぎています。

バートの問題は防災アプリができていない，新しくできた防災アプリは誰も確認していないということをこの裁判資料が明らかにしているということ，関係ない。町の補助金事業とは全く関係のないところでの資料が出されたことをもって完成したというふうな言い方はできないということを申し述べて次の質問に移ります。

メープルファームの公害問題なんですが，時間がないなぁ，メープルファームで１月１１日に地元説明会がありました。ようするに，牧場の臭い，公害や水質汚濁というものがいっぱい出て大変だという

ことで，ここまでにはこれをして，ここまでにはこれをしてという，地域との約束があって，８月中にはこれこれを，１２月いっぱいにはこれこれをという，期間限定，期日を限定して環境改善が約束されましたが，それが全く守られていませんでした。それは，なぜなのかということをお尋ねします。

〇議長（花川大志君）　産業観光課長。

〇産業観光課長（妹尾一正君）　５番，石井議員さんの瀬戸内メープルファームの公害についての御質問について産業観光課からお答えします。はじめに，９月議会での答弁の中でも申し上げましたが，畜産業における家畜の排せつ物は，家畜排せつ物法，その他の関係法令に基づいて，当該事業を実施する畜産農家の責任において処理すべき内容でございます。

　また，担当課では，家畜排せつ物の臭い等のお問い合わせなどの電話等がありました際には，岡山県の畜産及び環境の担当課の指導のもと，電話，ＦＡＸ，メールなどの畜産環境の改善についての文書や現地での指導も行い，さまざまな方法で，日夜事業者を指導・指示をし，改善を図ってまいりました。

　なお，昨年の８月から，山野町長の指示により，当該事業者を呼び，毎月定期的な報告を義務付けており，山野町長から直接指導をしていただいております。なお，その際には，町長指示により，地域及び農業の専門的知識を有しておられる地元の土田議員をオブザーバーとして同席していただいており，助言及び地域の声と今後の対策について，毎月確認してその都度対策を講じて，強く指示しているところでございます。期日までに守らせられなかったとの御指摘でございますが，期日までに守らせているとの認識でございます。

　また，当該堆肥につきましては，初めて利用された農家の方から，品質の均一化，運搬，散布方法等についての要望・課題がありました。しかし，その後，岡山県の井笠農業普及指導センターの施肥設計の指導もいただき，産業観光課も参加して協議することにより，課題解決を図りながら，事業者と町内の耕種農家，野菜栽培農家等の連携により，土づくりのための農地還元により土壌改良剤として利用がされているところです。今後も，専門家の意見を聴取しながら，当該肥料をより有効に利活用できるかということについても検討してまいりたいと思います。

　今後の対策につきましては，業者責任において対処されるべきであるというものを前提といたしまして，岡山県の畜産及び環境の担当課と矢掛町が連携し，また，改善が図られた後も，これが大事なんですが，改善が図られた後も，住民の皆様に迷惑をかけないよう，家畜排せつ物の処理が適切に行われるように，引き続き，強く指導してまいりたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長（花川大志君）　石井君。

〇５番（石井信行君）　あの，いろいろされているのはわかるんですが，臭いはまだなくなってないんです。冬場ですよ。水もきれいになってませんよ。私は県にもその水を持って行きました。農林省にも行きました。「業者は法律をちゃんと守ってない虞があるなあ。」と農林省の方が言っておられました。「県の方にも連絡する。」と言っておられましたから，いずれ連絡があると思いますが。

　昨年，１２月１６日ですが，メープルファームに私時々行っているんですが，牛糞の急速乾燥処理システムのところから汚水が大量に噴出して，敷地や周辺の側溝に溢れ，一部は近くの沢にも流出していました。それでこの時点では，事故の報告は町にも地元にもまだ報告されていませんでした。８日後の１２月２４日に再度訪問した時もそのままでした。土壌で流出を防ぐとか，所有しているバキュームカーで吸い取るとか，対策が全くなされておりませんでした。遅くとも観光課長は１２月１９日には認識

されていたんではないかと思うんですが，適切な指示をされたというふうには思いません。

また，これよりも前に配管から黒い汚水が溢れる事故も起きていますが，町や住民にも報告されていない。で，この公害防止協定には何と書いてあるか。大黒天物産との第１条では，「地域住民の健康の保持及び生活環境の保全を図る。」第５条「事故が発生したときは操業の短縮や一時停止を行い，町に報告する。町はメープルファームに対し，講ずべき必要な措置を指導する。」となっております。実効の伴う改善策を実施させられなければ，町民への被害はいつも変わりません。この公害防止協定を守れない企業を誘致した町長の責任は重いと言うしかありません。

また，悪臭対策として，脱臭カーテン，この事業費330万円ですが設置するということで，昨年の９月議会補正予算で補助金110万円を付けました。いまだに工事に着工していません。３か月も経った１月１１日の地元説明会でも研究中ということで全く実施される気配もありませんでした。こんな状態を許していいのかということが言いたいのです。

それから，私，２月２９日に牧場に上がってみました。メープルファームの正面前の掲示板に水質検査の結果が出ています。去年の３月のもののままです。その後の水質検査はなされていないのか，ちょっと不安に思っています。ちょっと，場長さんに話を聞こうかとしたんですが，会議中でダメだっていうことでした。ハッチングマシンの周辺の所へ行きました。汚水は，その時，雨が降っていましたから手つかずのまま溜っていました。それで，沢に流れる汚水は，井戸を掘ったところまで悪臭を放って，流れ続けておりました。このようにまともな環境行政を行うこと，こういうことを是正するっていうことを強く求めて，次の質問に移ります。最後の中国精油の企業誘致についてです。

○議長（花川大志君）　石井議員，通告事項ですから回答を求めてください。でないと一般質問の趣旨に反しますので。

○５番（石井信行君）　さっき回答求めたでしょう。時間が取られますよ。

○議長（花川大志君）　時間は構いません。私が差配する限り，あなたの権利は一切侵害いたしません。山野町長。

○町長（山野通彦君）　この件については，地域の住民にですね，御迷惑をかけていることに関しては心からお詫びしなければならないというふうに思います。この誘致の問題は，当然石井議員は知られないんですけど，前の議員でしょうか，こういう機械をして新機種でやっていくというような話を聞きまして，ある意味では信頼をしてのスタートであります。そういう面では，やはり一部裏切られたという感じはしております。この責任は大きい。当然企業責任でありますので，今，課長が申しましたように８月から，８月の期日を間に合わすというところから，私がチェックしております。完全に守ってきております。それで皆さんの意見，それから地元住民の意見これを参考にしながら業者と交渉してます。ある意味ではここの，続けんかという，そういう決意まで話をしながらやってきてますので，今，言われる材料は参考になります。それをもってまた，交渉をしていますが，議員が言われるような状況ではありません。毎月１回来てますので，おたくの情報の日にちがいつの情報かわかりませんが，着々と，当然８月までには済ませましたし，１２月も済ませましたし，それでもまだ問題がある。今度は排水の問題等々はあったり，最後は何が大事なのか，あそこの堆肥を活用して農家の方に還元できないかとかいうようなところが大事なところなんです。そういうところまで入って検討していますので，地域へ問題があることについては，しつこく私が業者と県の指導も受けながらやっていきますので，その辺はよく見届けていきたいというふうに思います。

〇議長（花川大志君）　石井君。

〇５番（石井信行君）　いろいろ言われるんですけどね。何もしてないと言っているんじゃないんですが。臭いがこの下まで降りてきてる。町筋まで降りてきてる。水が，この汚れた水が綺麗になっていない，そのことを何とかしてほしいっていうのは，町民全体の思いです。あそこへウォーキングに行っていた人が，一切行けなくなったと言っています。せめて元の状態に少しでも戻すような努力をしていかなければ，結局住民にとって企業誘致は一体何だったのかということになるので，その点を強く申し述べて，最後の質問に移ります。

中国精油の企業誘致の問題です。中国精油は，現在，玉島中国電力の隣，海に面している所に立地しています。人家はもちろん，学校や老健施設もありません。爆発事故の前歴もあります。これは，現地説明で，地元説明の時に工場の側が，「もう，あれから爆発事故は起こしていません。」っていうことをたびたび言われましたが，廃油処理などの場合は，「火災と爆発は，それほど珍しいことではない。」と，私の知人が廃油工場に勤めているので言っています。

誘致予定の三谷地区，小田川の右岸，土手に沿った約４．５ヘクタールの造成地が予定されているそうですが，河川敷だったとこです。土手を，ずっと北に移して工事を拡げたとこです。河川敷は，地震で最も液状化しやすい所です。豪雨災害の時，一昨年の豪雨災害の時には，陸水が溜って，水田が冠水した場所です。それを拡げて，この横へずーっと西へ拡げて，三谷保育園，小野開発のある山まで造成して，一大工業団地にする計画だとの副町長からの話として伺いました。どのような計画なのか，どこで決定したのか，教えてください。

〇議長（花川大志君）　山野町長。

〇町長（山野通彦君）　この決定は非常に重要なことでありますので，私の方から，石井議員というよりか，傍聴者，町民全体の人に話をしたいというふうに思います。つまり，矢掛町と企業誘致，この問題であります。これ，なぜやるのかというところが問題でありまして，矢掛町では，もう４０年前からということになるんですが，町を支えていくということになれば，財源であります。今まで私はあまり財源のことは言わずにきて，お金がない中でも一生懸命，国や，県や，他の財源を持って今までやってきました。そこを振り返ってみて，町民にも言いたい，思います。矢掛町の税収は１５億円です。町民から直接納めていただくお金，その中の内訳は何かといえば，町民税，固定資産税，軽自動車税，この３つです。つまり，直接町民が払うということですが，この中へ法人が入ってきますと，法人の法人町民税と法人が固定資産税を納められます。その額は１５億円の中の４億5,000万，約４億から５億のお金が毎年支えてきて約３分の１近い財源であります。これが，今まで永しく住民の方，福祉，教育，そしてまちづくりの源資となってきたこの足跡が非常に重要であります。つまり，まちづくりは，財源が無くして町はできません。この前の，平成の大合併でもどうだったかということもありますが，まずこの基本のところをしっかりと皆さんに伝えておきたいのと，もう１つは町自体が振興計画で何を進めていくかということには工場誘致は大きな柱です。この大義が２つある中で，進めてきておるということは，今，直接の話でなしにですね，工場誘致の関係ということでよく認識いただきたいというふうに思います。

そういう中で，この後の予測しますと町民の方々も，これから人口減少社会に入ります。収入が，法人を関係なしに町民が減ってくる中で，今の生活が守れるかどうか，いうよりか，町自体が難しくなるんではないかなというふうに予測されます。丁度ここが良い質問でもありますので，町民と共々にです

ね，どういう財源で，どういうまちで，どうやっていくのかということを考えていく時点ではないかな。石井議員もいろいろ言われますけど，町を元気にする，財源はこうなんだということを提言していただくことをしていただければありがたいがなというふうに思います。

そういう中で，今回の行動の影響ということですが，この柱になるところは，今後，難しくなる。他所への行動も起こされてますので，多分，矢掛町への工場誘致というのは，非常にもう厳しい状況になっておるというふうに私は思います。こうゆう面も含めてですね，本当に将来，矢掛町の財源を何に求めていくのかということは，つまり，町民に跳ね返る面もありますし，サービスとか事業ができないということにもなる。他の議員さんもおられますが，みやすく補助とか，負担金をされる，そういうことにはなかなか難しい。なら，どうするのということは，スクラップ＆ビルドをやるとか，見直しをやるというふうになろうかと思います。そのくらい大きな財源の３分の１を値する行動の１つということは，これ全町民にお伝えしとかなければならないというふうに思っております。

そういう中で，ここの直接の今，質問でありますが，この件については，いろいろな行動を地元住民は起こされていますし，そして，議員も知っておられる，この件についてはですね，３つの要件があります。町から言わせば，直接，町が工場をするもんではありませんで，やり方とすれば，工場自体が民間の用地を買ってやるというのが１つの方法でありまして，たまたま，町は先ほど大義がある中で誘致という行動を起こしていますが，そう簡単にはどこの市町村もできておりません。その町へ行くか，行かんかということもあるんですが，矢掛町は積極的にしてきたというふうな社会的風土の中でいろいろな業者の方からですね，紹介があるということでございます。

そういうことの中で，その決定についてはですね，つまり会社側の資本家が，お金が出せるかどうか，これが１つの，３つの中の大きな柱です。例えば，条件をこれから折衝していく中で，そういう条件では，できる，できない，いうことが１つの要因。２つ目については，やっぱり地元の直接関係者がイエスと言うか，どうかというのが，これが２点目。３点目は，皆さんがいろいろ心配されています。心配されているというのは想像が大半なんですが，それを，公共のいろいろな所でチェックしてイエス，ノーがでてきます。これの３つの全部が整えば誘致が決まりますし，その中の１つでも，できなければアウトになる。ということでございますので，そういう過程の中で決まってくるというふうに申し上げておきます。以上です。

○議長（花川大志君）　石井君。

○５番（石井信行君）　時間が経って，結局…。

○議長（花川大志君）　石井君，時間は大丈夫ですから，ゆっくりと御質問ください。

○５番（石井信行君）　はい。私は，町民の暮らしを脅かすものは，どう考えたらいいのかということで考えています。盆地で，空気が淀みやすいことは，この霧の発生で，この三谷地区のことを私たちは日頃から目にしています。三谷保育園，三谷小学校，老健施設があり，多くの民家が山沿いに密集しております。持ち込み原材料の中身，製造物，溶剤，説明会では，「企業秘密で詳しくは言えない。」ということでした。元消防署勤務の方は，完成予想図にある危険物貯蔵庫を指さして，「ここが一番危ないとこです。災害発生時に，一番先に注目するのはここがどうなっているか。」というふうに言われました。こんな静かな山の中に，危険な工場を造ることが，住民の生活も，暮らしも壊してしまうことになっては大変です。子や孫に汚れた水，汚れた空気，汚れた土，これを残すわけにはいかない。それだけの思いで意気高く，反対署名運動を取り組んでこられた皆さんに励まされながら，この質問をしているんで

すが，私が，一番勇気づけられたのは，誘致反対署名運動を最も熱心に応援してくださっているのは，子育て真っ最中の若いママさんたちだという話を聞かされたことです。「子育てに良い所だと思って，移って来たのに，そんなものが来たんじゃあ，子どもが育てられなくなる。」という声です。さまざまな有害物質が，水中にも，空気中にも，地中にも，悪影響を与えることは，そういう住民の懸念が高まっているわけです。どんな化学物質が出てくるか誰にもわからないそうですから，不安や懸念を抱くのは，当然過ぎるほど当然だと思います。4,500 筆を超える関係住民の声を大切にして，一旦ここでは計画を中止して考え直すべきではないかと思いますが，いかがでしょうか。

○議長（花川大志君）　山野町長。

○町長（山野通彦君）　先ほどお答えしとる中に，包含されているんですけど，心配のあることは，しっかり教えてもらえばいいと思いますね。それを判断するのは，町長というよりか，関係機関。そりゃあこうゆうことを心配されていますよ。牧場とか問題があると言われていますよ，と住民は。どこの機関が，それをチェックするのか，それを相手に話をするというのが役目だろうと思いますし，よく言われるその企業秘密という言葉は，何もかんも黒塗りだったら，秘密とか，もう隠しょうるという体質ですね，ずっと聞いてみよれば。それは，企業は必ず企業秘密はあります。それは，皆さん勤められる企業でじゃな，中をさらけ出すいうことは無いでしょう。いうても，自分の企業がかかるわけですから，この材料を出してきたら人に取られてしまうわけですから。当然それをですね，正しく判断するということが大事だろうというふうに思いますが。大事なのはですね，やはり心配。それから子どもさん。今，多分，署名をされた方々は，私もかなりの人から話がありますが，この趣旨を，署名を頼みに来た人というのは，大体理解をされているかわからんけど，頼まれた，何回も何回も来られたというふうな，石井議員も行動されたというのも聞いてますけど，人によってはこれをキャンセルするにはどうようにしたらいいですかという問い合わせもきます。そういうことを言ってるんではなくて，いろいろ声がある声は大事に受け止めて，教えていただければですね，どこの過程でそれができるかというのは，業者がだめなので，やっぱり公の第三者がチェックしていくと。先ほど言いましたように，そこでうまくいかなんだらアウトになります，当然。そういうことを理解していただきながら，全体の話をさせていただいたので，当然，それぞれのクリアができるところで判断していくということであります。

○議長（花川大志君）　石井君。

○５番（石井信行君）　すみません，時間が長くなって申し訳ありませんが，私はこの話を聞いて，やっぱり住民とともに歩むというのはすごく大事じゃないかなと思っています。最後になりますが，私はバートの問題，それから本当は，矢掛屋の問題，シャンテの問題とか，大黒天物産のところのメープルファームだとか，それから中国精油の誘致企業，あるいは企業誘致の在り方はこのままでいいのかということをだんだん強い疑念を持つようになりました。企業誘致自体は大切なことなんですが，今，町長が言われたように，町を活性化していくというのは重要なことなんですが，故郷の自然や暮らし，営農や営業が壊されることがあっては，これでは何にもならないんじゃないかと思うんです。今は，川の水を元に戻してくれとか，この臭いを何とかしてくれってのに何とかしてあげにゃあいけんが。それだけのことを言っているだけなんです。地域住民の声をしっかり聞きながらやっていかなければ，地域全体の活性化につながらないばかりか，地域を逆に壊してしまうことになってはいけない。そういうことを思っています。多くの英知を結集して町全体の活性化こそを追求したいという思いを述べて質問を終わります。長時間ありがとうございました。

○議長（花川大志君）　町長，不規則発言はおやめください。お諮りいたします。一般質問の途中ですが，ここで１１時まで休憩をとりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，１１時まで休憩いたします。なお，副議長，議運委員長，広報広聴常任正副委員長，それと５番議員は，直ちに議長室へ御参集ください。休憩。

午前１０時４０分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開き一般質問を進めます。

次に１番，田中輝夫君お願いします。１番，田中君。

○１番（田中輝夫君）　議席１番，田中でございます。通告に従い質問させていただきます。

人口減少対策について，現在，どこの自治体でも喫緊の課題は人口減少問題です。我々が日常生活を送るために必要な各種サービスは一定の人口の上に成り立っており，人口減少となると税収入による行政サービス水準の低下や空き家，空き店舗，耕作放棄地などが増加します。

2014 年，元総務大臣増田寛也氏を座長とする民間有識者でつくる日本創成会議が，消滅可能性都市というものを公表しました。地方自治団体を名指しで公表したため反響は大きかったです。もちろん消滅して完全になくなるということではありませんが，その時の定義が，消滅可能性都市とは，人口の再生産力を２０歳から３９歳の若年女性人口と考える。消滅可能性都市の定義としては，2010 年から 2040 年にかけて，２０歳から３９歳の若年女性人口が５割以下に減少する市区町村，例えば，ある自治体で生まれてから２０歳から３９歳になるまでに，男女ともに３割程度の人口流出があるとする。出生率１．４が続くとすると，概ね３０から４０年後に若年女性は現在の５割に減少する。その減少を回避し，人口を維持するためには，直ちに2.8から2.9の出生率が必要だが現実は難しい。
推計すると 2040 年には全国の 896 の市区町村が，消滅可能性都市となると，そのうち，523 市区町村は人口が１万人未満となり，消滅の可能性がさらに高くなるというふうなことです。

すなわち，現状のままでは，行政の維持が困難になる自治体です。岡山県内では１４の市町村が消滅可能性都市と推定されています。矢掛町はその中には入っていませんでしたけれども，矢掛町の１０年前の，平成２２年の人口が 15,887 人，令和元年１２月末の人口が 14,162 人。同じく１０年前の２０から３０代の女性が 1,559 人，現在は 1,205 人となっております。このままでは消滅可能性自治体になることが近いのではないかと危惧されます。本町としても人口減少抑制対策に積極的に取り組み，いろいろな施策を実施しています。

そこでお尋ねします，本町においての人口減少抑制対策の取り組み施策などの方針と，また，その進捗状況はどのようになっているのかお尋ねします。

執行部の答弁を求めます。

○議長（花川大志君）　山野町長。

○町長（山野通彦君）　重要な施策でありますので，私の方が政策を含めてお話しをしたいというふうに思います。非常に行政の最大の課題であります。この人口減少問題をどうしていくか。これはデータ的に深刻にいずれ行政が少のうなってきて，先ほどの質問と関連があるというふうに思いますが，そういう面ではこれを非常に重要なというふうに思っております。

これを，説明するのに，わかりいいのはですね，やはり人口問題は自然増減，社会増減，これが一番

わかりやすいというふうに思います。
その中で，今，質問は，少子化という観点から入りますと，自然増ですね，まずこれが一番増えることが理想です。これを着目しましたのは，私は，平成２１年，今，言われた増田さんは，平成２３年でありますから，もうその２年前に，町長になって３年目ぐらいから，この人口問題に取り組まなきゃならないという決意をしております。最初はお金が無いとできない，ほとんど補助金が多い訳ですから，矢掛町の財源では何もできないというふうな背景の中で，最初は誕生祝金，平成２１年から始めております。そしてまた，結婚祝金というような，小規模の行政との気持ちをスタートさしたというイメージがあります。そこで，出てきたのが増田さんの発言がですね，全国へ拡がったというふうになります。
これをやっていくということになれば，何がやれるかということで，先立つものはお金であります。財源をどうするかということから私は入りました。その時に，たまたま最高の時に資金運用がありまして，５億円を稼ぐことができました。それをですね，今，未来基金というかたちで，基金を残してこれをもって政策を打とうというのが始まったところであります。当然，事業から入ったら自滅します。財源無くして何もできません。そういうところからですね，そこで，当然根拠がある訳ですけれども，議員も知られとるかもわかりませんが，こういうチラシをですね，矢掛町全般へ矢掛町の子育て支援，これは，私と職員とですね，結婚したらどうなる，妊娠したらどうなる，出産したらどうなる，入園したらどうなる，入学したらどうなる，病気になったらどうする，子育て支援情報をこういうかたちの中でですね，金額も入れて，このくらいの予算でできとると思いますけれど，スタートさせたのは，もう２８年，平成の２７年，８年からスタートしてきたということを，御理解いただいて，ちょっとこの項目を全部しゃべるというのは大変でありますので，また，見ていただければというふうに思います。
そして，もう一つの柱は，社会増減ですね。こういう中で，転入，転出ですから，魅力のある町，これができないと，皆さんも子どもや孫に住みなさいというのは，なかなか言えない。よそからどこの町へ行こうかと，いうのはやっぱり魅力のある町へ来るというふうなことが，この政策上でも非常に影響があるというふうに思っております。内容的にはですね，住居対策とか，もろもろ，また，たくさんの事業を展開をしてます。全課へですね，施策を新しいのをするのは，人口。人口を考えた施策をするようにというふうに指示を出してますので，皆さんから言わせれば項目を見れば，それだけではわかりませんが，必ず人口が増える施策に財源をつけていくということでありますので，そのへんは，ぜひ，議員さんも御理解いただきたいというふうに思います。
内容についてはですね，かなり予算の中にたくさんありますので，そこは見ていただきたいと思いますが，今までの進捗状況ということで，数字から言わせばですね，一番わかるのは，合計特殊出生率の話がございます。特殊出生率，これが数字的にですね，今，担当のほうに聞いてみますと，全国で国の平均が 4.12，県平均が 1.53，矢掛町は 1.77 という数字がでてまして，非常に政策的な効果ができたことの１つかなというふうに思っております。
２つ目については，今回，認定こども園，待機児童がでるかどうか全国的にいろいろ言われてますが，本当に待機児童がでたらという感じがしますが，矢掛町の子どもの推計では，当然，全部減ってくる訳ですから，もう増える要因はない訳なんで，減るのをどれだけ抑えるかという状況が全国の町村の実態です。そういう面では，どうにか，昨日の竣工式ができなかったですけど，４月１日のスタートでは，保育士の確保も，今，懸命にやってますけども，スタートでは待機児童無しにスタートができるかなという感じではありますが，ほぼ一杯状態という状況であります。今後については，当然保育士の問題等々

があるかもわかりませんが，これも，今のそれが維持できているということは，減らずに維持できている，これ１つの成功の，１つの諸施策が成功した例かなというふうに思っております。

３点目はですね，就職試験等々やりますが，保育士さん，ほとんど来られているのは町外です。遠い所は岡山から来ている方もおりますが，この近辺，総社とか，浅口とか，笠岡，井原という方が来られますが，本当によう来てくださるなあというふうに思います。面接するなかでですね，やはり，矢掛に行ってみたいという方が，かなりおられまして，そういうこともですね，一つのまちづくりの成果かなというふうにも思っております。

そして，もう１つは移住定住ですね。これが，各地域に影響があると思います。７地区が，それぞれどういう状態であるのか，地域の人が人を呼び込もうという心が無かったら自然に減ってきます。そういう面では今後も７地区というのは，それぞれ地域の行動力によって変わってくるというふうに思ってますけれども，かなり，空き家をまだ十分とは言えませんけれども，登録してくださった人がおられるので，それに対して全国から応募がずっとあります。あったところで，どうしても条件が合わなければならないということでございますけども，この社会増減の成果だろうと思ってますが，そういうことが，現在の状態ではあります。

しかし，この問題はそう簡単ではありません。ある意味では，議員を含めて永遠に続く，もうこれはですね，行政のやるべきことというのは，当然，限界があるということでございますが，やはり住民と議員さん，それぞれが知恵を出し合って，一番身近な地域からトータルの中でですね，どういうまちをつくっていくのか，ということを先ほどの平行線のなかでですね，考えていかなければならないというふうに思っております。なかなかですね，数字的には，全国の，先ほど言われましたように，今，1700市町村が本当にどこまで持続できるのか，いう段階に，今，国の財政を見てもらってもですね，大変でありまして，主には高齢者，問題は，2025年問題，つまり団塊の世代が高齢者へ入るこの時点が最大の財政の危機だと言われてます。そしてまた，2040年これが団塊の世代のジュニアです。これが，第２のステップということですから，皆さんの生活を守る，医療，介護，年金等々含めるこの体制はですね。高齢化社会で非常に影響がある，そういうことも含めてですね，ぜひ，財源の問題というのは，非常に重要でありますので，これが途絶えてくるとなかなか施策が打てない，ということになりますので，人ということが非常に重要であります。ぜひですね，皆さんの御協力のなかで，矢掛町へ来てもらうという努力というもの，町は当然やるべきですけれども，議員さん，住民等々もぜひ呼び込んでいただければというふうに思っております。以上です。

○議長（花川大志君）　田中君。

○１番（田中輝夫君）　回答いただきましたように，結婚祝金とか，誕生祝金とか，それぞれやられて，現在，町の出生率も1.77というふうなことをお聞きしました。それ以外にも，空き家対策，新規就農支援事業，企業誘致など，さまざまな事業を実施して，人口の増加が少しはでているのかなと思っておりますので，これからも，引き続き実施をよろしくお願いします。

そこで，人口増について，私の私案を提案させていただきますので執行部の御見解を伺いたいと思います。

まず１点目，産婦人科の設置と不妊症・不育症治療費の助成というふうなことで，少子化になっているとはいえ，町内で出産できる施設が整えば良いなと思いますので，矢掛病院に産婦人科を設置してもらいたいということです。現状を考えれば相当難しいことは理解できなくもありませんが，そうしても

らいたいと。
それと，子どもを産みたいと思い不妊治療をしている人に対して，保険が適用される検査や，保険適用外となるさまざまな治療があって，治療によっては高額になることがあります。本町も特定不妊治療には助成していますが，一般不妊治療，男性不妊治療，不育症治療には助成がありません。子どもを産みたいと治療している人たちに助成をしてはどうかというふうに思います。
２点目，外国人就労者の推進というふうなことで，町内に若い人が少なくなっている状況で，子どもを増やすというのも難しいと思います。他の自治体から転入ということもありますが，同様な問題を抱えている自治体から移住では人の取り合いというふうなことになっても，そういう状況になってはいけませんが。
そこで，早急に人口を増やすのであれば外国人就労者の推進だと思います。外国人登録者も１０年前は229人だったのが，令和元年１２月末では373人となっています。外国人就労者も住民登録をすれば町民と同じ１人当たり約１７万円程度の交付金，これは基準財政需要額の概算ですが，国から本町に入ると見込まれます。外国人就労期間は概ね３から５年というふうな期間ですが，法改正によって，介護福祉に限っては国家試験に合格すれば在留期間を更新しながら永続的に働くことができるというふうになっています。人口減少の中で早急に増やすとすれば，この外国人就労者の推進も一考の余地があるかなというふうに思っております。
以上この２点について，執行部の見解を伺います。

○議長（花川大志君）　山縣副町長。

○副町長（山縣幸洋君）　それでは，田中議員の再質問ということですが，その前に先ほど町長がお答えした中で，合計特殊出生率，この数字なんですけれど，全国が1.42，町長は4.いくらかと言われましたが，1.42です，全国が。県が1.53，町が1.77と，直近の比較なんですが，数字的にはかなり頑張っているという数字が出てるとは思います。
それでは，田中議員さんの再質問なんですが，２点ということで，人口減少対策としての具体的提案，私案ということですが，２点，私の方でお答えさせていただきます。
まず１点目が，子どもを産める環境の整備ということでございますが，議員さんおっしゃられますとおり人口増，定住，少子化対策，安心して子どもを産み育てる環境というのは非常に大切なことだと思っております。しかし，身近な病院である矢掛病院，これに産科の設置ということにつきましては，医師確保等，非常に困難という医療現場の状況がございます。すべての医療をすべてを町内でということは，現実的には不可能でございますが，これを医業圏でみますと，例えば産科では，医業圏でみますと笠岡，総社，玉島，倉敷市内，そういった所にございます。そうしたことから，矢掛町では，町外に産科行かれますので，町外で出産ということで，妊婦健診支援の助成というのを町独自に行なっております。町内に産科が無い，町外に出かけられるということで行なっている助成でございます。医業圏に捉えても，産科というのは非常に確かに限られた医業資源でございます。ただ，医業系の中，地域の中で限られた医業資源を利用する町民に支援をするというのが町の方向性だと思っております。
さらに，こうした助成だけではなくて，妊婦健診の助成，保健師の面談，それから出産後の全戸訪問，そういったさまざまな事業をしておりまして，安心して子どもを産んでもらうという，そういったことにつなげているというふうに思っております。
それから，不妊症です。不妊症，不育症治療なんですが，４つ言われましたが，不妊症治療で特定不

妊治療，県の制度に合わせまして町もおっしゃるとおり助成を行っております。私も以前，保健福祉課にいたんですけれど，その時に県の制度に合わせようということで，特定不妊治療，合わせたんですけど，基本的には医療保険の適用にならない，つまり，負担が高額となる医療について助成をしようというふうな主旨で行なっております。その４つ言われたんですが，一般不妊治療，不育治療につきましては，現在，保険適用ということがございます。それについて以外の助成については考えてないんですけれど，男性不妊治療につきましては，保険適用ありませんので，今後検討していく必要があるというふうに考えております。

それから，２点目の外国人就業者の推進，確かに外国人，外国人登録含めて住民でございますので，交付税の算定基礎，人口増というのは確かに，交付税，町税，必ず収入増というのが期待ができます。そのためにも，仕事，雇用の就労の場というのは非常に重要だと思っております。介護福祉士を例に挙げましたが，今，町内にも多くの介護施設がございます，それぞれ事業者も研究をされていると思いますが，現在でも，たくさんの事業所で外国人就労者を雇用されておられます。地方創生，まち，ひと，しごと，それから，仕事があって人が集まって町ができる，賑わいがうまれる，いうふうな，まち，ひと，しごとっていうのが一つのキャッチコピーなんですけれど，まずやっぱり仕事，雇用，就労の場を確保っていうのはさまざまな事業があるんですが，その中でも新たな企業誘致はもちろんですが，現在，町内にあるさまざまな事業所，産業，そういったものを支援というのも重要な施策であろうと考えております。以上でございます。

○議長（花川大志君）　病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君）　先ほど，矢掛病院に産婦人科をという御質問がございましたが，大変少子化という問題で産婦人科があるというのは，非常に良いことだと思っております。ただ，矢掛病院，産婦人科となりますと，まず産科医の獲得，これがもうほぼ困難な状態でございます。それから，昨今の高齢出産等みますと，産科のリスクというのが非常に大きく，かなり設備が整った病院というのが必要となってまいります。お産の場合は，本当に夜とか朝とか，そういうお産が非常に多いので，産婦人科医も本当に３人とか４人とかそういう体制で行なわなければなりません。それから，昨今の状況でございますが，広域で産科を賄おうということで，周産期センターというような設立の動きもどんどん活発になってきておるようですので，先ほどの副町長の答弁に加えさせていただきまして，矢掛病院の状況を述べさせていただきました。終わります。

○議長（花川大志君）　田中君。

○１番（田中輝夫君）　病院の関係，産科につきましては，なかなか厳しいもんだと思ってますし，産婦人科医の勤務体制，これが昼夜問わず，酷使になるというふうなことで，なり手も少ないんだというふうなことも伺っておりますが，あったら良いのかなというふうに思ったことと，それと産みたいと言って努力している人に対しては助成をしてあげてくださいというふうなことでありました。

それと，外国人就労についても，先ほど回答をいただきましたが，若者が大都市圏へ流出し，そこへ少子化問題が重なり，地方の人は高齢化，過疎化する一方となっています。町内で子どもたちが生まれやすいように，町内へ子どもたちが残るように，働ける場所が増えるようにしていかなければいけないというふうな思いで少し提案させていただきました。

次に，手話言語条例について質問させていただきます。聴覚障害者・手話を必要とする人は，必要な情報を十分に得られず，意思疎通を図ることに多くの不便や不安を感じながら生活していると思います。

本町では，その人たちとの意思疎通を図る手段として筆談や要約筆記，さらには支援グループの方々によるいろいろな活動が実施されています。矢掛放送でも定期的に手話についての講座の放送も放映されています。しかし，手話に関する理解と広がりを，いまだ町民全体に感じる状況にはいたっていないと思っております。手話を使って障害の有無にかかわらず，お互いを支え合いながら暮らせるように，手話の環境整備の構築と理解を広げるために手話言語条例の目的と条例制定計画などの方針をお伺いします。

担当課長の答弁を求めます。

○議長（花川大志君）　小川保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君）　１番議員さんの御質問にお答えいたします。

手話言語条例の目的と制定計画についてということでございますが，まず，手話言語条例の目的でございますが，手話は言語であるとの認識に基づきまして，手話への理解とその普及に関する基本理念を定めまして，計画的に施策を推進することで，地域共生社会の実現を目指すというものでございます。手話言語条例は，障害者の権利に関する条約や障害者基本法におきまして，手話は言語であるということが明記されました。これに伴いまして，全国の自治体で条例制定が進んでいる条例でございます。

近隣では，平成３０年度に笠岡市と井原市が，そして，平成３１年度には浅口市と里庄町で条例が制定されております。

矢掛町におきましても，近隣の市町村の動きを受けまして，平成３０年度に条例制定に向けた検討を行っておりまして，条例制定に至った経過とか制定に伴う事業について調査をしております。各市町の共通の事業としましては，手話講座の実施ということでございまして，そのほか，県主催の手話通訳士養成研修への参加費助成などを笠岡市と井原市で行なっております。

矢掛町におきましては，先ほどの御質問の中にもございましたが，町民の支援グループの方の活動として，交流会や矢掛放送での手話教室，小中学校への出前講座のほか，町の行事やイベントにも御協力いただいております。また，行政の公的なサービスでは，地域生活支援事業として，御本人からの依頼を受けて手話通訳の派遣を行っております。

次に，条例の制定計画についてですが，近隣市町ではいずれも関係者の団体からの要望を受けて制定ということでございましたが，矢掛町におきましては，現在までのそういった御要望はいただいておりません。しかし，近隣の状況を踏まえまして，関係者のお話をお伺いしながら，今後の条例制定に向けて準備を進めたいと考えますので，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　田中君。

○１番（田中輝夫君）　昨年この時期に，私も質問しようと思っていましたが，障害者又は関係者の中で一部の人から条例制定となった後の活動に少し不安があるというふうなことを聞きましたので，質問を取りやめました。今回はそのような不安もその関係者の方で一部解消されたのではないかなというふうに思っておりますし，関係団体からの要望があって制定でなくとも，執行部の方から関係者の方々と話し合っていただき早期に活動の環境の整備をお願いしたいと思います。以上で今回の私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（花川大志君）　次に８番，土田正雄君お願いします。８番，土田君。

○８番（土田正雄君）　議席８番の土田でございます。

農家応援施策について，まず，お尋ねします。

１点目は，農業機械等の導入支援事業について質問を行います。近年，農業を取り巻く環境は，高齢化による担い手不足や農業所得の減少など，厳しい状況が続いております。農業をやめるきっかけは，大きく分けて２つあると思います。１つ目は，ケガや高齢化により農業を続けることができなくなり，担い手となる後継者がいない場合。２つ目は，農業機械が古くなり故障することにより，余儀なく買い替える必要が生じた時，高額な費用が必要となり農業をやめる決断をした場合などが考えられます。

しかし，農業機械を買い替えるための国や県の補助制度は，町内の小規模農家にはハードルが高く利用することができません。そこで，農業機械による農作業の効率化・生産性や労働負担の軽減，営農体制の構築と継続的な維持並びに耕作放棄地の解消及び拡大防止につなげるために，農業機械等導入支援のため矢掛町独自の農家応援事業補助金制度を考える必要があると思います。町独自の農家応援事業補助金制度についての考えをお尋ねします。

次に２点目は，ふるさと納税の活用についてお尋ねします。１点目の質問の財源確保としての質問でございますが，ふるさと納税制度を積極的に活用してはどうでしょうか。矢掛町のホームページでは，ふるさと納税の使い道として産業振興事業という項目がありますが，ここに，農業振興事業と明記してはどうでしょうか。

また，矢掛町のふるさと納税の返礼品として，米が用意されておりますが，２万円の寄付に対して１０キロとなっております。令和元年度近隣の市町村では，１万円で１０キロとなっているのが多く，この設定では利用が増えないのではないのでしょうか。１万円に対して１０キロに変更して，先ほどの農家応援事業補助金の財源確保に努めてはどうでしょうか。

担当課のお考えをお尋ねします。

○議長（花川大志君）　妹尾産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　８番，土田議員さんの，農業応援施策についての御質問について，産業観光課からお答えします。

まず，第１点目の御質問，農業機械等導入支援事業について御説明します。矢掛町では，国，県の指導に基づき，ＪＡとも協議しながら農業の担い手対策を行ってまいりました。具体的には，７地区で開催いたしました各地区の人・農地プランの見直し会議において，５年後を想定した，地域の農業のあり方，今後の方向性について，話し合いをしていただきました。人・農地プランの担い手として，認定農業者，集落営農組織，新規就農者をはじめ，地域の農業者を，農業の中心となる経営体と位置付けております。

また，昨年度から，各地区の農業委員，農地利用最適化推進委員にコーディネイトをしていただき，農林水産省中国四国農政局，岡山県備中県民局，岡山県井笠農業普及指導センター，一般社団法人岡山県中間管理機構の職員もオブザーバーとして招聘し，助言をいただきました。特に，担い手が実際に作られている土地を色塗りをいたしまして，その地図を提示しながら，各地区の農業のあり方，今後の姿について，話し合いをしていただきました。各地域において，担い手不足，高齢化の問題と機械の老朽化による更新については，話し合いのテーマとしてたびたび出てまいりました。

また，人・農地プランの見直し検討会のみならず，地元からの要望により，各地区の担い手，農機具の更新の課題の現状分析のために，集落のアンケートをとりまとめ，県，ＪＡ，町も参加しての分析会議により，今後の地域の目指すべき方向についても，現在，検討を行っているところです。地域の担い手としての集落営農組織の設立，法人化をはじめ，農地の集積，機械の共同利用といった方法論，集落

で検討し，その後の方針を決定されております。目的に沿った，地域農業のあり方として集落営農もその１つの手段として考えていただいております。その際には，農業機械の購入から経過年数，保有台数をアンケートにより把握し，今後の地域の農業にすべての農機具が必要なのかを検討項目として話し合いもしていただいております。そして，方針決定をしていただいている状況です。

矢掛町内のある集落で，集落営農組織の設立を検討するためのアンケート調査においては，トラクター１台 150 万，田植機１台 120 万，コンバイン１台 300 万と仮定いたしまして，農業機械の取得金額を計算しましたところ，１戸当たり，１つの農家あたりですが約 250 万円の試算がでました。集落全体では，約５０戸でしたので，総額が約１億円以上の投資として行われておりました。高齢化・担い手不足となる現状を鑑み，全ての農業機械の老朽化による更新は必要なのかという議論もされました。その地域が出された答えは，集落の全ての農業機械の更新をすることは資金面でもできないし，更新不要との考えにより，農地保全のために集落営農の組織化と，農地・機械の集約化を図り，その後，法人化されました。

現在，集落営農組織としては，５法人があり，任意組織として，３地区での集落営農組織がございます。また，集落営農組織ではございませんが，地域の重要な担い手となっている法人組織もあります。

つきましては，地域の担い手対策としては，引き続き国，県の補助事業を活用しながら，財源を確保して，農機具等の補助事業の要件に基づいた事業実施を行っていくことと考えております。

なお，御質問のありました内容につきましては，引き続き国・県へ協議・要望していきたいと考えております。

これからも，地域の方々とともに農業振興に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。

〇総務企画課長（奥野隆俊君）　８番議員さん，土田議員さんのふるさと納税の活用という分につきまして，総務企画課のほうからお答えさせていただきます。

１点目の,矢掛町独自の農家応援事業補助金制度について，ふるさと納税制度を活用しようという点ですが，先ほど産業観光課長が申し上げたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

次に，ふるさと納税の使い道として，産業振興の項目に農業振興事業と明記してはどうかということでございます。現在のふるさと納税の使い道としては産業振興のほか，子育て支援，高齢者福祉，スポーツ，文化振興，協働のまちづくり，学校支援の６つの事業といたしておるところでございます。

例えば，昨年度，豪雨災害後に行いました矢掛高校生の通学支援など，明確にこの事業のためという寄附の集め方をする場合は別といたしまして，通常のふるさと納税に関しましては，使い道の指定を細分化すると融通が利かなくなり，また，寄附者にとってもわかりにくくなるため，得策ではないというふうに考えております。

次に，返礼品の設定について，１万円でお米１０キロとしてはどうかということですが，ふるさと納税に関しましては，令和元年６月１日から寄付金の募集を適正に実施する自治体をふるさと納税の対象として指定する指定制度が導入されており，要件を満たさない自治体については，ふるさと納税制度の対象外となる取扱いとなっております。

その要件の１つとして，ふるさと納税の返礼品の調達にかかる費用が，寄附額の３割以内というものがあって，２万円の寄附に対してお米，きぬむすめですけれども，１０キロという設定は，この３割を

超えないという設定にしているために，御提案の内容を実現するのは厳しいというふうに考えております。

ただし，返礼品の設定に関しましては，魅力的な矢掛町の地場産品をメニューに加えることのほか，より金額の区分を細かくしたり，組み合わせのバリエーションを増やす，あるいは逆に，魅力的なセットを用意するなど，寄附額を増やすための工夫の余地はまだあるというふうに考えております。

今後におきましても，こうした矢掛町を応援したいという，いただいた寄附をふるさと応援基金として蓄えつつ，寄附者のお気持ちに配慮して，有効に活用させていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（花川大志君）　土田君。

○８番（土田正雄君）　回答それぞれありがとうございました。まず，１点目の質問についての再質問でございますが，中山間地域の農業は，小規模農家により維持管理がなされていると思います。こういった地域の農家数が減少してくると，用水路などの農業施設の維持管理ができなくなります。

先ほどの回答がありましたように，地域農業のあり方として集落営農も１つの手段として当然有効だと思います。しかしながら，中山間地域の農業は，小農や，つまり小さい農業や，家族農業で支えていくことも大事であり，兼業農家数を維持していくことで，新たな協同は地域住民や都市民，田園回帰する若者を巻き込んで大きな流れになると思います。

新しい小農を目指すものに，少しでも手を差し伸べていただきたい。そして，新しい小農に対しての取り組みについての考えを再度担当課長にお尋ねします。

２点目についてのふるさと納税の活用についてですが，矢掛町では，お米きぬむすめの特別栽培米を返礼品として利用しております。今年度も特Ａになりました。こういった返礼品の調達費用が寄附金の３０パーセント以内という制限がかかりましたが，県内では令和２年度の予約等については１万 4,000円の寄附に対して１０キログラムの精米した米という設定が多くなってきております。矢掛町の返礼品を近隣市町村並みに令和２年度から，１万4,000円の寄附に対して，きぬむすめ特別栽培米の１０キログラムの精米した米という設定に変更してはどうでしょうか。

担当課のお考えをお尋ねします。

○議長（花川大志君）　妹尾産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　８番，土田議員さんの農業応援施策についての再質問について，産業観光課からお答えします。

まず，明治大学農学部の小田切徳美教授は，「若者を中心に都市住民の農村への関心が高まっており，農村への移住に関心を持つ人たちは決して少なくない。この大きなトレンドは，田園回帰と呼ばれている。」と書かれております。この，田園回帰についてでございますが，2014 年に示された増田レポートに対する最強の反論と位置付けられているものでございます。

また，小田切教授は，2014年に農山村は消滅しないという本を出されておりますが，その農山村移住という行動だけを指すものではなく，国民が農山村に対して，多様な関心・共感を深めていくプロセスであるとして，共感はやがてそこへの滞在や移住への思いにつながると定義づけられております。特に，この田園回帰の流れの中で，女性と若者がキーマンであると分析されておられます。このことは，矢掛町においても，農業の担い手としての新規就農者や地域おこし協力隊として，既に活躍していただいておると考えております。

また，農業，人口減少対策，空き家を活用した移住・定住のみならず，観光を含めた訪問や交流，継続的なふるさと納税など農山漁村に対する関心を広くとらえた概念であり，必要不可欠なものであると考えており，この流れを積極的に，しっかりと受入れていきたいと思っております。

また，2017 年の国際連合総会において，2019 年から 2028 年を家族農業の１０年とすることが決定されております。

また，小農という概念でございますが，全国的にも小農，家族農業について，その役割が注目されております。

しかし，国，県，近隣市町におきましては，農機具導入の個人補助にはいたっていないという現状がございます。矢掛町においても，同様に考えております。

また，こういった実情を踏まえながら，地域の課題解決のプログラムでして，人・農地プランの話し合いを進めながら，重要な農業の担い手として，集落営農組織を位置づけており，農機具導入等につきましては，採択要件に基づき，国・県の事業，補助事業の活用を図ってまいりました。現在，岡山県営の圃場整備事業を実施中の地区を，今後の集落営農の重点的な推進地区と認識しており，その中で国・県の補助事業の活用を図りたいと考えております。

これからも，国・県の動向等を注視しながら，矢掛町の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　それでは，２点目の再質問，ふるさと納税につきまして総務企画課のほうからお答えをいたします。１万 4,000 円の寄附に対して，１０キロの精米をした米をという設定にしてはどうかということでございます。県内の市町村の米を返礼品としている状況をみてみますと，品種別あるいは有機栽培等の付加価値をつけた米など，そういった違いによりましてさまざまで，金額だけでの比較は難しいかなというふうにも思いますけれども，１万円から１万 5,000 円を寄付すると１０キロのお米を選択できるという設定をしている市町村が多くなってきております。これに対しまして，矢掛町では，現在２万円以上の寄附をしていただいた場合に，返礼品をお届けするということで，２万円以上寄附をしていただいた場合に矢掛町ブランドなどの認定品を返礼品としてお届けしているところでございます。

返礼品にお米を選んだ場合，ＪＡの特別栽培米, きぬむすめ１０キロを返礼品といたしておりまして，他の市町村と比較しますと，お米を返礼品として選ぶためには，割高な寄附というふうなことが必要になってくるということになっております。

返礼品として調達する品物に関しましては，各事業者・生産者があることでもあり，町が一方的に設定をするということはできませんけれども, ふるさと納税寄附額を増加させるための方法の１つとして，また，ふるさと納税の返礼品は，寄附者への感謝の意味とともに，まちのＰＲ，情報発信の効果や町内産品の消費拡大の効果が期待されるところで，改善が検討されるところでございます。

先ほど申し上げましたように，返礼品は，寄附額の３割以内という制約の中で，より金額の区分を細かくしたり，組み合わせのバリエーションを増やす，あるいは，魅力的なセットを用意するなど，寄附額を増やすための工夫の余地がまだまだあると考えております。御指摘，御提案のあった内容につきましても参考にさせていただきながら，検討してまいりたいというふうに思っていますので，よろしくお

願いいたします。

○議長（花川大志君）　土田君。

○８番（土田正雄君）　再質問の回答をそれぞれいただきましたが，まず１点目の，小規模農家に対して，農機具の購入補助は，実は，県下で吉備中央町で，2018 年度から行われており，補助は好評というふうな新聞記事がございました。つまり近隣の市町村が行っているかどうかというのではなく，矢掛町の農業を取り巻く環境が今どうなっているのか，こういったことに注目していただいて，今後も時期を逸しないように対策をとることを求めまして，１点目の質問は終わります。

次に２点目のふるさと納税の返礼品については，返礼品の内容を工夫して寄附しやすいようにすることも考えるという回答をいただきましたので，今後も３割の中で工夫していただくことを求めて２点目の質問を終わります。

次に，賦課基準の見直しについての質問を行ないます。この質問は，先ほどの質問と同じように矢掛町の農業問題を取り巻く多くの問題解決の一端になればと，そういった思いで質問を行います。

矢掛町においても出生率が低下し，１４歳以下の年少人口が減少する少子化と，６５歳以上の老齢人口が増加する高齢化が著しい早さで進んでおります。農村の過疎化や高齢化，混住化の進展により集落機能が低下し，農地や農業用用排水路，集落の行事などの地域資源の保全・継承などが困難となっており，農業・農村の持つ多面的機能の健全な発揮のため，地域資源が適切に管理されるよう新たな地域コミュニティの構築が求められております。

また，一昨年の西日本豪雨により，これまでに経験したことがない被害をもたらしており，農業施設，農地や水路などが破損するなど，農業・農村に甚大な被害をもたらしました。中山間地域において条件不利な土地が耕作放棄地になり，農業用施設の維持管理が困難となっております。こういった農業用施設が破損し，復旧するためには関係者による受益者負担金が必要になります。しかし，矢掛町農林土木事業分担金徴収条例の分担金の額は，昭和４９年以来，３回改正されておりますが，近年の農業を取り巻く環境は大きく変わってきており，そろそろ分担金の率を見直してはいかがでしょうか。担当課のお考えをお尋ねします。

次に２点目は，土砂災害警戒区域内の農業施設分担金の減免措置についてお尋ねをします。近年では，局地的な豪雨災害が発生しており，地球温暖化の影響により災害リスクの増大が予想されております。しかし，災害リスクが増大する一方で，農村の過疎化や高齢化の進行に伴い農家による防災対応や災害時の共助体制が脆弱化し，地域防災力が低下しております。このため，ハード，ソフト両面から農業災害の防止として安全安心な農村づくりが必要となっております。矢掛町においても，ため池ハザードマップの作成や，土砂災害特別警戒区域の指定に伴う地元説明会も行われております。

また，矢掛町内のため池も土砂災害特別区域の上流に多く点在しており，危険なため池の下流には多くの家屋が点在している個所もございます。こういった危険なため池の農業施設の改修の必要が生じても，受益者も高齢化などにより減少し負担金が払えない状況が出ている個所もございます。民家の不安は払拭できません。そこで，下流に家屋が点在しており，堤防の決壊時に甚大な被害が想定される個所については，受益者負担金を免除するなど検討してはいかがでしょうか。

以上２点について担当課のお考えをお尋ねします。

○議長（花川大志君）　渡邉建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　８番議員，土田議員さんの御質問，農林土木事業分担金徴収条例の見直し

について２点，御質問をいただきましたので建設課よりお答えをさせていただきます。

まず，１点目の御質問であります賦課基準の見直しについてでございます。矢掛町では土田議員さん御質問の中にもありましたように,農林災害復旧事業を含め,農林土木事業を実施するにあたりまして,条例により分担金を徴収させていただいております。それぞれの事業により負担いただく割合は，事業の性質などにより異なっておりますが，これは，受益者負担の原則により徴収させていただいております。

御質問の趣旨は，本町においても農業に携わる方の高齢化や少子化などによります，いわゆる，農業離れを食い止めるための施策の御提案と受け止めさせていただきます。昨年の災害では本町の農地や農業施設においても甚大な被害を受け，災害復旧事業を実施いたしました。この際には，農業用水路に土砂が堆積するなど，緊急的な応急対応については負担金の徴収を行わず実施させていただきました。

また，平成３０年７月豪雨農業用施設災害緊急対策事業におきましても町長の指示によりまして，町単独費において上乗せの補助をさせていただいております。併せて，災害復旧事業では国や県の補助充当率を拡充させるための努力を行い，補助災害復旧におきましては地元の受益者負担金は４パーセント未満でございます。現在，本町が実施しております各農林土木事業におきましても，昨今は国や県が毎年のようにさまざまな事業を展開してまいります。事業によりましては，補助金等の充当率がかなり高い事業もございます。このような情報をいち早く，できる限り入手し本町の農林土木事業に適応できないか，日頃より職員共々研鑽を重ねております。

また，質問の中で申されました，矢掛町農林土木事業分担金徴収条例は，過去３回，いずれの改訂におきましても分担金の率は軽減されております。

以上，一例を申し上げましたが，担当課といたしましてはさまざまな事業を研究し，本町に適応することによって，実質的に受益者の皆様の負担を軽減すべく努力をしているところでございまして，現在のところ，矢掛町農林土木事業分担金徴収条例の見直しについては考えておりません。

次に，２点目の土砂災害警戒区域内の農業施設分担金の減免措置についてでございます。

御指摘の土砂災害警戒区域でございますが，これは，岡山県が土砂災害防止法に基づき指定したもので県内に約１万2,000か所，矢掛町では約250か所の危険個所に対し，全ての危険個所に対策工事を実施するには膨大な予算と時間を要するため，土砂災害が発生する区域を明らかにし，警戒避難体制の整備などを推し進めることで被害を防止する事を目的といたしましたソフト事業でございます。

また，矢掛町が本年度，新たに防災重点ため池に指定された130のため池を対象にして作成を進めております，ため池ハザードマップは防災訓練等に活用して地域住民の自主防災意識の向上を図り，ため池の防災対策や災害時の被害軽減に役立てる事を目的といたしました。こちらも，ソフト事業でございます。

また，本町でため池台帳に登録のある，農業用ため池は162か所でございます。平成２５年から２６年の２か年で矢掛町が実施した，ため池一斉点検及び平成３１年度の７月豪雨ののち，農林水産省職員によります緊急点検の結果でも，緊急な対策が必要なため池はございませんでした。併せて，毎年のため池管理者の方による点検や，管理者において，不安が残る個所につきましては，本年度設立されました，岡山ため池保全管理サポートセンターより専門家に直接現地で相談や確認を行うなど積極的に活用をいただいております。

参考までに申しあげますと，同センターの依頼の半数は矢掛町だそうでございます。加えて，矢掛町

議会の一般質問でも複数回御質問をいただくなど，町民の皆様のため池管理に関する意識は非常に高いというふうに認識をしております。

御提案の土砂災害警戒区域内の農業施設分担金の減免措置でございますが，１点目の御質問の趣旨であります農業振興に加え，災害防止の観点からの御提案でもあると思います。御説明をさせていただきましたように，土砂災害警戒区域内，ため池ハザードマップ，いずれも，災害を防ぐための施策ではなく，災害発生時にどのような対応をすれば良いか，各地区にどのような危険が潜んでいるのかを周知し，災害時の被害軽減を目指すものでございまして，直接ハード事業と結びつけるのは，事業趣旨が異なるのではないかというふうに考えております。

また，先ほども申し上げましたが，担当課といたしましてはさまざまな事業を研究し，本町に適応することによりまして，実質的に受益者の皆様の負担を軽減すべく努力しているところでございますので，御理解の程よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　お諮りいたします。

昼食の時間となりましたが，８番議員さんの質問終了まで一般質問を続けたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，このまま昼食休憩まで，８番議員さんの一般質問を続けます。

土田君。

○８番（土田正雄君）　それぞれ，回答をいただきました。最初の賦課基準の見直しについては，平成９年に見直しがされて，今では２０年経過しており，農業を取り巻く環境が大きく変わってるのではないかという意味で質問させていただきました。

日本の農業施設については，独特な管理をやっておりまして，受益者が管理を行っております。農家の高齢化などにより耕作放棄地が増え，受益者が減ってるのも事実だと思っております。災害対応，特に今回のような激甚災害では，確かに受益者の負担のお金が４パーセント以下かもしれませんが，通常災害では，負担金は２０パーセントとなっております。農業所得が減少する中で，農家の減少につながることのないよう願って，１点目の質問を終わります。

２点目の質問については，豪雨時に町内にある162か所のため池が満水状態になり，受益者が少ないため池の破堤などにより下流に人的被害が起きないよう，矢掛町ハザードマップにため池ハザードマップを重ねて，町民に危険な場所が１枚のマップで見て分かるようなことも検討してはいかがでしょうか，再度，お尋ねをいたします。

○議長（花川大志君）　渡邉建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　８番議員，土田議員さんの再質問であります，ハザードマップについて建設課よりお答えをさせていただきます。ため池ハザードマップのワークショップや土砂災害警戒区域の説明会におきましては，担当の建設課だけではなく，防災担当者も出席し，町民の皆様の御意見を伺っております。

また，昨年度各地区で実施いたしました防災会議においても，さまざまな危険に関してバラバラではなく，統一的なハザードマップが必要ではないかといった御意見もいただいており，建設課といたしま

しては，必要な情報を最小限にまとめた，ハザードマップの作成に向け今後検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　土田君。

○８番（土田正雄君）　再質問の回答ありがとうございました。ハザードマップは当然のことですが，町民が見やすく，全ての情報が見てとれるようなことが必要です。今後は，統一的なハザードマップの作成を願い，全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（花川大志君）　お諮りいたします。一般質問の途中ですが，昼食の時間となりました。新型コロナウイルス感染予防の観点から適正な体調管理の一環として，ここで昼食休憩を取りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，適正に１３時１０分まで休憩いたします。休憩

午後０時０５分　休憩

午後１時１０分　再開

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開き一般質問を始めます。

２番，髙月敏文君お願いします。２番，髙月君。

○２番（髙月敏文君）　議席番号２番，髙月でございます。通告に従い，矢掛町土砂災害・洪水ハザードマップに記載されているヘリポート適地について，早々に質問させていただきます。最近では少しでも早く救急のドクターヘリ等で病院に行く必要を想定されることが考えられます。このハザードマップによれば，ヘリポート適地が矢掛町には小田球場，Ｂ＆Ｇ海洋センター，矢掛中学校校庭，矢掛町総合運動公園の４か所あります。他にも私は三谷のコニミュニティーとかに着陸したのを憶えております。

この４か所のヘリポート適地の，矢掛町の管理はどのようになっているのか。そして，実際の使用実績とヘリポートとしての使用方法はどのようになっているのか，担当課長の答弁をお願いいたします。

○議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　２番議員，髙月議員のヘリポート適地についてということで総務企画課の方からお答えいたします。

町内のヘリポートということでございますが，航空法上，航空機は飛行場以外では離陸・着陸ができないということになっております。

例外規定で，国土交通省，防衛庁，警察庁，都道府県警察か地方公共団体の消防機関の使用する航空機であって捜索，救助を任務とする航空機が航空機事故，海難その他事故に際し捜索，救助のために行う航行につきましてては，適用しないというふうにされております。

議員さん御指摘の町内ヘリポートはこの規定によります，場外離着陸場にあたるということになると思います。町内の，場外離着陸場でございますが，矢掛町総合運動公園・矢掛町Ｂ＆Ｇ海洋センター・三谷コミュニティセンター・美川小学校の運動場の４か所でございます。捜索又は救助，救急等を任務とする県内のヘリコプターは，岡山県消防防災ヘリコプターのきび，岡山県警のわしゅう，岡山市消防ヘリ，ももたろう，川崎医科大学附属病院のドクターヘリがございます。

お尋ねの１点目でございますが，ヘリポートの適地と矢掛町の管理ということでございます。場外離着陸場の内容につきましては，消防防災ヘリ，ドクターヘリの運行の際，連絡調整を行っております井

原地区消防本部並びに岡山県消防防災航空センターへ問い合わせをさせていただいておりますので，その内容を報告をさせていただきたいと思います。

ヘリポートの適地ということでございますが，まずヘリポートとしての決定の手続きは，県内各消防本部から調査依頼を受けてヘリポート適地かどうかを航空センターが調査に行くということです。航空センターのほうでは調査の結果を検討して，航空法の基準に沿っていれば，航空センターで図面等の事務処理を行いまして，各関係機関に周知後に使用開始ということになるということです。救助事案等で離着陸後にヘリコプターと消防本部で無線連絡をしてヘリポートを選定するということもあるようでございます。

ヘリポートの使用実績ということでございますが，井原地区消防本部のほうへ問い合わせたところ，過去５年間で３１件の使用が町内ではあったということです。なお，昨年につきましては，令和元年中です，この使用件数は４件ということでございました。また，ヘリポート別の内訳では，矢掛運動公園が２４回，５年間ですけれども２４回，三谷コミュニティが６回，美川小の運動場が１回というふうになっております。

使用種別でみてみますと，傷病者の緊急搬送のためのドクターヘリが３０回，県消防防災ヘリが１回ということですけれども，これにつきましても，医師が同乗するドクターヘリ的な運行ということでの使用ということになっておるということでございます。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　高月君。

○２番（高月敏文君）　私が確認いたしましたハザードマップとは少し，ヘリポート適地にずれがあるんだと感じました。実際に使用しているのは，矢掛町総合運動公園と，三谷コミュニティの２か所が主で，後は緊急時の小学校等の運動場が使用されると，可能だということを思いました。

今現在では，矢掛町の西部，中川，小田地区の緊急時は矢掛町総合運動公園まで救急車で行き，そこからドクターヘリの利用になると思います。

提案として，町としてヘリポート適地をそれなりに管理し，矢掛町の西部にもヘリポート適地を整備して緊急時に小田，中川地区のドクターヘリの利用を可能にしていただきたいと思います。

この件にはどうでしょうか。

○議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　町の西部地域でのということですが，これにつきましては，消防本部のほうで，現場等確認した上で周辺の状況でありますとか，広場の状況でありますとか，そういう所を選定していくということでありますので，その辺り，消防本部のほうへも連絡を取りながらできる部分につきましては，対応していただくように，連絡を取って行きたいというふうに思います。

○議長（花川大志君）　高月君。

○２番（高月敏文君）　矢掛町の西部の地域にもヘリポート適地をお願いして，次の質問に移りたいと思います。

次に，晴れの国岡山駅伝について質問いたします。

第９回晴れの国岡山駅伝が，今年も１月２６日に９区間 42.195 キロメートルを岡山の旭川・百間川ランニングコースで開催されました。全国都道府県対抗女子駅伝競走大会の優勝を記念し，駅伝競技をとおして地域の連帯感を高めるとともに，駅伝強豪県岡山の更なる競技力の向上を目指して行われていま

す。

矢掛町も参加し多くの人が応援しています。しかしながら，残念な成績に終わっています。この選手の決定はいつどのようになされているのか。１か月くらい前に決めているのなら走る人の準備期間も必要だと思うので，年度初めの５月か６月頃に選手を決めて，強化プロジェクトチームでも立ち上げることにして，選手の駅伝に対する意識を高めていってはどうかと考えます。

そして，強化プロジェクトチームを立ち上げ，強化合宿を１，２回実施し，成績も３０組中２０位くらいを目指してもらいたいと思います。

関係課の答弁をお願いいたします。

○議長（花川大志君）　松嶋教育課長。

○教育課長（松嶋良治君）　２番，高月議員さんからの，晴れの国岡山駅伝についての御質問に関しまして，教育課からお答えいたします。

まず，晴れの国岡山駅伝について簡単に御説明いたします。2010 年の全国都道府県対抗女子駅伝で，岡山県チームが優勝したのを記念して，2012 年１月に第１回が開催された市町村対抗の駅伝大会です。

今年は，１月２６日に第９回大会が開催され，岡山市が４チーム，倉敷市が３チーム，その他の２５市町村のうち，２３自治体が１チームずつ，計３０チームが参加しました。岡山市の百間川河川敷のランニングコース，42.195 キロメートルを中学・高校・一般の男女，計９区間でたすきをつなぐ駅伝で，矢掛町は第２回から，今年の第９回大会まで８回連続出場しています。

矢掛町チームの成績は，８回のうち，３回が最下位で，５回が下から２番目ないし３番目という結果となっています。

まず，選手の決定は，いつどのような方法でしているのか，という御質問です。中学生については，１０月頃，矢掛中学校に中学生の選手の選出を依頼します。出場選手は男女２名ずつでございますので，補欠を含めて３名ずつの選出をお願いしており，選出方法は中学校にお任せしております。小田地区在住の小北中学校の生徒も選出対象になりますので，小北中学校の生徒については別に情報収集を行ないます。高校，一般については，決まった選出方法はありませんが，過去に選手として出場した人，また，いろいろな職場やグループでの人脈から名前が挙がった人たちに声をかけ，補欠を含めて男子４名，女子３名を選出いたします。矢掛中学校，小北中学校，矢掛高校には長距離の運動部はなく，長距離走を専門に経験した人も少なく，無理にお願いしてやっと人数をそろえるなど，毎回選手集めにも苦労しているところでございます。そういった素人集団ではありますが，今年度も昨年の１２月１日から土曜日・日曜日，年末年始も元旦を除いて毎日，合同練習を総合運動公園等で行いました。以上が，選手選出の時期・方法でございます。

プロジェクトチームを立ち上げてはどうか，という御質問に対してです。今年の矢掛町チームについても当初は，無事完走できるんだろうか，たすきがつながるんだろうか，と心配せずにはいられないような状態でありましたが，選手全員，地道に練習を重ね，最後にはなんとかレースになるレベルまで上げることができました。練習に際しては，一般の方がボランティアで監督・コーチを引き受けてくださり，本番当日まで選手・監督・コーチ一体となって取り組んでくださいました。結果は，３０チームのうち，選手が当日揃わなくオープン参加となった１チームを除き，２９チーム中２８位でした。この結果は，チームの実力からして，精一杯頑張った目標どおりの結果だったと認識しています。より良い結果を残すには，例えば，練習時間を多く確保するなどして，１人タイムを３０秒ずつ縮める。例えば，

他のチームの上位選手と長距離区間で争える速いランナーを１名，２名発掘する。いずれも簡単なことではありませんが，全く不可能なことでもありません。しかし，たとえ実現できたとしても順位は１つか２つ上げるのが精一杯であるというのが実状だと思います。議員さんのおっしゃるように，３０チーム中２０位の成績を残すのは，ハードルは非常に高いと言わざるを得ません。ちなみに，今年の２０位だったチームと２８位の矢掛町チームとのタイム差は１５分以上あります。仮に全ての区間で，矢掛町チームのメンバーがそれぞれ１分タイムを縮めても到底勝つことはできないタイム差となっています。

議員さんがおっしゃいます，春先に選手を決めるとか，強化合宿を実施するということは，それでも１つか２つ順位を上げるのがやっとというレベルの話ではないかと思います。

では，２０位の順位が狙えるチームを作るにはどうすればいいか。実現可能かどうかは別として例をあげれば，小学生・中学生時代から長距離を走る環境を多く与えるよう教育的配慮を行い，日常的に長距離練習を行う選手を育てる仕組みづくりを行う。高校で駅伝部を創設し力をつけ，力のある選手が大学生や社会人になっても活躍する土壌をつくる。専門的な力量を持った人に常時指導にあたらせる。などが考えられます。子どもの頃からの陸上人口を増やす必要もあります。ただ，これらのやり方ですと，既存のほかのスポーツの部活動やスポーツ少年団等との兼ね合いなどさまざまな関係機関，多くの方の協力，また，特定のスポーツのみに力を注ぎ込むことに対する住民の方への理解も必要となります。

学校現場においても，生徒・教員数が減少する中で，今以上の負担を求めるのは厳しく，そういった状況の中では極めて困難である，と言わざるを得ません。

毎回，矢掛町からは住民の方々による応援団が同行します。名前を呼びかけ，太鼓を打ち鳴らす応援に選手は大きな力をもらっています。矢掛町チームにだけでなく，他チームにも大きな声援を送るその光景は，その場にいる人に感動を与え，山陽新聞の投書欄に掲載されるほどすばらしいものです。そのような応援のもと，また，献身的なボランティアの監督・コーチの元，選手たちは毎回頑張っておりますので，教育課としては，現在の環境の中で，一つでも上の順位を目指せるよう今まで以上のサポートを心掛けていきたいと考えております。

以上，お答えとさせていただきます。

○議長（花川大志君）　高月君。

○２番（高月敏文君）　応援している側からすると，少しでもいい成績をと思ってしまいます。順位を上げるのは難しいことだと思います。そこで，やはり提案として１年で順位を１つずつ上げて，５年間かけてでも良いから，３０組中２５位くらいになれるように早めに選手を決め，強化プロジェクトチームの立ち上げをお願いして，私の質問を終わりたいと思います。

○議長（花川大志君）　山野町長。

○町長（山野通彦君）　熱意のほどが聞こえる質問でありますが，大変なことであります。思い起こせばこの仕掛け人は私です。ある時，山陽新聞を見て，今で第２回からということですから，第１回の新聞を見た時に，県南の市町村の参加の中に町村が参加しておったというのを見ました。その中で，なぜ矢掛町に参加の申し込みが来ないかなというふうに担当に聞きましたら，文章が体育協会の方へ行っておるということで，到底私の方へはそういう文書はまわってきません。そりゃ教育委員会レベルのとこかどうかわかりませんが，しかしながら，町村レベルで矢掛町も県下で３番目ぐらいの町が，なぜという気持ちがあって，その最初の時分には，数町村しかなかった参加は。そこで，御無理を言って，教育委員会，体協言ってですね，これは争うというところにはなりません。選手は倉敷高校全国版の選手，

天満屋，興譲館高校，こういう選手が全部おります。これに対抗していくということになれば，これはもう想像がつかない。私は絶えず，挨拶の中で，参加することに意義がある，こういう激励をしています。順位を上げてくださいということは絶対に言えません。と言いますのも，まだまだ理由があってですね。この時期というのは，３年生は出られない，受験シーズンなんですよね。出てるのは２年生くらいなんで。３年生ですと特別な何があれば出てきますけれど。私自身は，本当に続いておる，と。課長が説明したとおりなんです。あれ，現状を言っているんですけれど，これに刺激を与えるいうことは。選手が固定していません。毎年中学校と高校には，大変お世話になってます。部活もやっています。勉強もやって，あらゆる中でお願いをしておるということですから，それなら，３年間おったら続く人もおられますし，なかなか難しい。

そういうことを踏まえるとですね。やはり，１年に１位上げ，というては。ぜひですね，今年行って欲しい。今まではですね，応援は，私は最初は行きました。それで，なかなか行けないなと。出初式と一緒の日なんです。行かれないんですが，来年は，来年度は行けるという想像です。なぜなのかというのは，大体５週目になる。消防は４週目の出初でしょうから５週目がマラソンになるんだろうというふうに聞いてますので。実際行ってからですね，一緒に応援出来ればというふうに思っておりますので。このテレビも見ておられるかわかりませんが，今の子どもたちにタイムのプレッシャーをかけるということは，元気が出るか，逆に，もうそこまでだったら，というふうになってくると参加も難しくなる状態のチームです。ぜひ，温かく見守っていただいてですね。応援していただきたいし。課長はよく勉強して言ってますけど，一つは選手の発掘です。ぜひ，ふるさと選手でも良いんで。これが最初にできたのは，ふるさと選手です。三谷の若い選手が，民間の会社へおったのに，名古屋から帰ってからあえて練習等１０キロしてくれたから，スタートができて，何年間も名古屋から帰ってやってくれました。それがもう引退して，次の者が１０キロ走るというのは，陸上競技したことが無いんですよね，みんな。そういう中では，大変な何があるんですけど。私は，一人ひとりと挨拶する中で，この経験を生かして頑張る，そして努力する，そして人とのふれあいと言いながら，参加することに意義があると言いながら，現状を説明しながらお願いしておるという状況ですので。距離差もですね。この前，矢掛放送のテレビでやっておったので私も見ましたが，熱意というものは，私は受け取りますけど，現状を御理解いただければというふうに思います。

○議長（花川大志君）　高月君。

○２番（高月敏文君）　町長，ありがとうございます。私もやっぱり，町民として応援していますので，ぜひ，頑張ってもらいたいと思います。以上で私の質問は終わります。

○議長（花川大志君）　次に３番，原田秀史君お願いします。３番，原田君。

○３番（原田秀史君）　議席３番の原田でございます。通告に従いまして，公営住宅について。２件目といたしまして，土地開発公社の住宅用地造成事業についての２件を質問をいたします。

まず，公営住宅について質問をいたします。公営住宅は，「健康で文化的な生活を営なむに足りる住宅を整備し，これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。」という公営住宅法に基づきまして町民生活の安定と，社会福祉の増進に寄与する目的で建設された住宅で，町内には町営住宅１２団地，また，特定公共賃貸住宅が３団地，そして定住促進住宅１団地とそれぞれ入居条件，家賃等の異なる計１６団地がありますが，１点目といたしましては，それぞれの団地の住宅の建設年次と，戸数及び入居状況。そして，政策上入居を停止する政策空き家の数をお伺いいたします。

続きまして，２点目といたしまして，公営住宅の多くは昭和４０年代に建設され，平成２７年３月時点で，築後３０年以上経過した公営住宅が，全国で言いますと約130万戸あると言われていますが，財源等々さまざまな問題があり，住宅の建て替えが進まない現状があります。

こうした中，本町の町営住宅におきましても建設年次が古い，簡易平屋タイプの未耐震で老朽化している住宅が多いと思われますが，こうした町営住宅の整理計画及び公営住宅の建設計画についてお伺いをいたします。第６次矢掛町振興計画の中で「老朽化町営住宅を計画的に整理する。」とあり，そのための目標指標を令和２年度には平成２６年度の実績値 31.2 パーセントから 12.5 の 43.7 と掲げてありますが，その目標値は達成できるのか。また，現在，矢掛地区に小林住宅を整理した跡地に新小林住宅として建設を進めていますが，今後，整理が完了した他の町営住宅の跡地及び新たな場所に町営住宅の建設計画はあるのか。また，特定公共賃貸住宅に関しましても今後の建設計画があるのかお伺いをいたします。

３点目といたしましては，先日，ある方が「私の知り合いの人が町営住宅の募集があり，申し込みをしたが落選した。抽選も無く，納得ができないため建設課に説明してもらったが，なかなか理解できなかった。」ということを聞き，相談に来られたという経緯がありました。こうしたことを踏まえまして，あえて，町営住宅の選考基準及び選考方法をお伺いいたします。また，平成３０年度，令和元年度の，新小林住宅のそれぞれの募集戸数に対します応募件数を，町内・町外別に併せてお伺いをいたします。

○議長（花川大志君）　渡邉建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　３番議員，原田議員さんの御質問，公営住宅について，３点の御質問に建設課よりお答えをさせていただきます。

まず，１点目の各住宅の建設年度及び入居状況でございます。建設課の管理しております公営住宅は全部で１６団地ございます。それぞれの状況をといった御質問でしたので，各住宅の状況について，多少長くなりますがお答えをさせていただきます。

まず，町営住宅は１２団地ございまして，東町団地は昭和４０年建設，５戸のうち現在４戸入居されており，政策空き家は１戸でございます。なお，政策空き家とは老朽化等で整理するために政策的に入居募集を停止している町営住宅でございます。

小田団地は昭和４０年建設，６戸のうち現在４戸入居されておりまして，政策空き家は２戸でございます。

内神団地は昭和４４年から昭和４８年にかけ建設され，３５戸のうち現在２４戸入居されており，政策空き家は１１戸ございます。

寺迫南団地は昭和５１年建設，４戸のうち現在２戸入居されており，政策空き家は２戸ございます。

大明地東団地は昭和５３年建設，４戸のうち現在１戸入居されており，政策空き家は３戸でございます。

土生団地は昭和５３年から昭和５５年に建設されており，１０戸のうち現在７戸入居されており，政策空き家は３戸ございます。

大明地西団地は昭和５５年建設，４戸のうち現在３戸入居されており，政策空き家は１戸でございます。

大仁五団地は昭和５５年建設，４戸のうち現在４戸入居されており，政策空き家はございません。

寺迫中央団地は昭和５６年建設，４戸のうち現在３戸入居されており，政策空き家は１戸でございま

す。

寺迫北団地は昭和５６年建設，２戸のうち現在２戸入居されており，政策空き家はございません。

矢掛団地，これは旧県営住宅でございますけれども，平成２７年に岡山県より譲渡された住宅でございまして，昭和６３年に建設され，１０戸のうち現在９戸入居されており，政策空き家はございません。

新小林住宅は平成１８年に１０戸，平成２５年に４戸，平成３０年に８戸，令和元年に８戸建設しておりまして，４月入居予定の方を含めますと計３０戸すべての戸数に入居予定でございます。なお，新小林住宅は令和２年度に７戸を建設予定でございます。

特定公共賃貸住宅は３団地ございまして，コーポさくらは平成６年建設，２９戸数のうち現在２６戸に入居されており，政策空き家はございません。

コーポ小田は，平成９年建設，２８戸数のうち現在２５戸入居されており，政策空き家はございません。

コーポ三谷は，平成２６年建設，１２戸のうち現在１２戸に入居されており，政策空き家はございません。

定住促進住宅は平成元年に建設されており，平成１９年度に独立行政法人雇用・能力開発機構より買収した住宅団地でございます。６０戸のうち現在５８戸入居されており，政策空き家はございません。

２点目の御質問，第６次矢掛町振興計画に掲げました「老朽化町営住宅を計画的に整理する。」目標指数は，令和２年度末に 43.7 パーセントを掲げております。現在の指数は，51.7 パーセントであり，既に目標指数を達成をしております。また，平成２８年度に作成いたしました矢掛町矢掛町営住宅等長寿命化計画によりますと，町営住宅の建て替え計画では内神住宅の建て替え予定を令和５年度以降としており，他の町営住宅については建て替え計画はございません。

また，特定公共賃貸住宅の建設予定は現在ございません。

３点目の御質問ですが，「町営住宅に申し込みをしたが建設課の説明に理解できなかった。」とのことでございます。この件につきましては，入居される方の諸事情や個人情報等の事柄もありまして，対応した職員もなかなか説明しにくい面もあったかと思いますが，今後はできるだけ，わかりやすい説明を心掛け，職員ともども改善してまいりますので，よろしくお願いいたします。

さて，御質問の町営住宅の入居基準及び選考方法でございますが，矢掛町住宅管理条例第９条に定められており，申し込みをされた方の住宅困窮度，障害，ひとり親家庭などの状況により選考をしております。

また，新小林住宅の応募状況でございますが，平成３０年度は８戸に対し１６件の応募がございました。内訳は町内１４件，町外２件でございます。令和元年度，１２月に実施いたしました募集では４戸に対し１３件の応募で内訳は町内１１件，町外２件でございます。

先月２月に実施いたしました募集では４戸に対し１４件の応募で，内訳は町内１３件，町外１件でございます。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　原田君。

○３番（原田秀史君）　それぞれに答弁をいただきました。町営住宅につきましては，昭和４０年から５０年代に建てられ，築後約４０年以上を経過したものが全戸数 118 戸のうち７８戸と約７割で，その内の２４戸が政策空き家としており，実質使用できる住宅といたしましては，118 戸のうち，２４戸引

きまして，９４戸。そのうち９３戸が入居済みである。そして，老朽化した住宅の整理指数も，51.7パーセントで，令和２年度末の目標を達成したとのことでございます。このように老朽化した住宅を政策空き家，また，解体等により処理し，整理指数を上げるということは，振興計画にあります具体的な取り組みに沿ったものだと思いますが，先ほどの答弁の中でも，昨年１２月の応募状況４戸の募集に対し，１３件の応募，また，２月の募集に対して１４戸の応募があったという現状を考えますと，新たな住宅を建設しなければ，住宅の供給が少なくなり，住宅が不足するのではないかと思います。

また，今後，さらに築後４０年以上を経過し，老朽化した住宅を順次政策空き家にし，整理を進めていけば，人口減少社会を想定しても，ますます供給不足になることは否めないのではないでしょうか。また，今後高齢化の進展によりまして，住宅の確保が必要となり，高齢者世帯や，社会情勢の変化によるひとり親世帯や，少人数世帯の増加が予想される中，高齢者向けのバリアフリーや，少人数世帯に対応した住宅及び人口減少社会の中で未来を担う子どもを産み育てる子育て世帯や若年世帯の居住安定を図るための公営住宅の供給が必要ではないかと思いますが，この２点についてお伺いいたします。

３点目の選考基準及び選考方法については，矢掛町住宅管理条例第９条に定めているとの答弁でした。私もそのことは十分わかっておりますが，応募する方の中にはなかなか条例まで見る方も少ないのではないかと思いまして，あえてという言葉を使いまして質問しました。そのことは余談といたしまして，入居の選考基準は，矢掛町住宅管理条例第９条１項の中で申込者が募集戸数を超えた場合の選考は，６つの要件があり，その１つに該当する者から行うとありますが，その優先順位は明記しておりませんが，この６つの要件の内での優先順位，そして町内と町外申込者の優先順位はあるのかをお伺いいたします。

また，第９条２項には，第１項の要件に該当する申込者が募集戸数を超える場合には，矢掛町営住宅入居者選考委員会の意見を聞き，住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定するとありますが，特に申込者が多かった平成３０年度，令和元年度の入居者を決定した際に選考委員会の意見を聞いたのか，お伺いをいたします。

○議長（花川大志君）　渡邉建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　３番議員，原田議員さんの再質問，３点についてお答えをさせていただきます。

まず１点目の，整理指数が上がると町営住宅の供給が少なくなるのではないかといった御質問でございますが，整理指数は撤去した町営住宅戸数に政策空家戸数を加えたものを，老朽化した住宅戸数で割ったものでございます。老朽化した住宅は耐用年数が超過し，また，耐震性に欠ける住宅でございます。この老朽化した住宅については既に，平成２７年度以降，募集を停止しており整理指数が上がると住宅供給が少なくなるといったことはございません。

２点目の，居住安定を図るための住宅の供給が必要ではないかといった御意見でございますが，町といたしましては，新小林住宅の整備を進め，新規に町営住宅の供給を計っております。先ほどの答弁でも申しあげましたように，平成３０年度に８戸，本年度に８戸，令和２年度は７戸の建設を予定しており，また，矢掛団地内にも災害住宅を１戸，本年度完成いたします。結果３年間で２４戸の新規町営住宅の供給を図っております。

これに加え，老朽化した町営住宅の対策としては，先ほど御説明したように，特定公共賃貸住宅の建設や旧県営住宅，矢掛団地及び定住促進住宅の取得など数年前から，町として計画的な公営住宅の供給に努めております。

昨年度，そして本年度，募集いたしました新小林住宅は多くの申し込みをいただいております。申し込みされた方の中には，民間のアパートや他の住宅にお住まいで，住み替えを希望される方も複数いらっしゃいました。また，毎回申し込みいただいている方もいらっしゃいます。これは，新小林住宅が新築であることに加え，現在の町営住宅の建築基準に即してバリアフリーなどの住宅設備を備えており快適であること，また，利便性の良い立地条件であることなどが高く評価されたものだと思います。

また，一方で，平成２８年以降，同じ町営住宅の矢掛団地では４件の募集を行っておりますが，重複した申し込みはございませんでした。このことから，申し込みをされる町民の方も，各々の住宅により選別を行われておるものと思われます。町営住宅本来の目的であります住宅困窮者への住宅提供は達成しているものと考えております。

しかしながら，原田議員御指摘のように高齢者の増加や子育て世帯への安定的な住宅施策は必要であり，新規に公営住宅を増やすことだけの対応ではなく，社会問題となっている空き家が本町にもかなりの戸数存在いたします。そういった空き家の利活用を含めた総合的な住宅施策を展開していかなければならないと考えておりまして，来年度早期に，矢掛町空き家対策協議会を立ち上げ検討に入る予定でございます

３点目の再質問でございますが，矢掛住宅管理条例第９条，に記載してある６つの条件についての優先順位はございませんが，条件の該当数の多い入居希望者を優先とさせていただいております。町内，町外での優先順位はございません。また，矢掛町営住宅入居選考委員会は開催をさせていただいておりません。その理由として，平成３０年及び令和元年度の入居者の方は，全世帯，矢掛住宅管理条例第９条第４項の該当者でございます。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　原田君。

○３番（原田秀史君）　先ほどの答弁では，整理指数があがっても募集をしないので供給不足にはならないということでした。確かに募集をしなければ，そういうことになるかも分かりませんが，法定耐用年数３０年を経過し，老朽化した町営住宅７８戸全戸を募集停止にしているということは令和２年３月末時点で退去があった場合に入居できる町営住宅は旧県営住宅１０戸と新小林住宅の３０戸で，計４０戸であり，現時点ではそのうち３９戸が入居済みあるいは入居予定で，実際に入居可能な住宅は旧県営住宅の１戸というのが現状ではないかと思います。

先ほどの答弁ではそうした居住の安定のために，令和２年度に新小林住宅へ７戸の住宅を建設するとともに，令和５年度以降に内神住宅を建て替える計画があるとのことでした。その計画にあたりましては，人口減少の中で，ますます進みます少子高齢化を見据え，高齢者が安全に安心して生涯を送ることのできる住宅，また，子育て世帯，若年世帯が矢掛に住み，子どもを産み育てたいという思いを実現できるような住宅の建設計画，そして建て替えの条件が揃い次第，予定年度での早期の事業着手及び空き家や民間賃貸住宅等を活用しての総合的かつ多様な住宅政策を展開することを求めまして，この質問を終わります。

続きまして３点目でございますが，矢掛町住宅管理条例第９条第１項の６つの要件の該当数が多い順であるが，平成３０年度，令和元年度の入居者の方は全員，矢掛町住宅管理条例第９条第４項の要件，つまり簡略に言いますと２０歳未満の子を扶養している母子及び父子並びに配偶者のない女子もしくは男子，老人又は心身障害者の項目が入居者の選考基準の中で最優先事項であり，全てがこれに該当する

方だったので選考委員会の開催の必要はなかったとのことです。以上の選考結果を見ますと，第９条４項以外の方はなかなか入居の機会が少ない現状が読み取れますが，これも現行制度では第９条４項に該当する応募者が多い状況の中では致し方ないかとは思います。

なお，今後の選考にあたりましては，先ほどの答弁の中にもありましたが，さまざまな方々が応募されるようでございますので，聞き取り調査をより正確かつ十分に行い，必要に応じては選考委員会の意見を積極的に聞くなど，可視化を図っていくこと，また，町営住宅に限りましては，特定公共賃貸住宅，定住促進住宅とはちょっと意味合いが違いますので，町内居住者を優先することを求めましてこの質問を終わります。

次に，２点目の土地開発公社の住宅造成事業についてお伺いをいたします。このことにつきましては矢掛町土地開発公社が行う事業で，町とは直接的な関係はありませんが，行政として振興計画にあります住環境整備の推進を行う立場からの答弁をお願いいたします。

まず，通告の中で売れ残った分譲地という文言を使いましたが，これは分譲期間を限定していない状況でありますので，未分譲地という言葉に訂正をさせていただきます。

それでは質問に入ります。町内には土地開発公社が造成した分譲宅地が矢掛地区４団地，美川地区１団地，三谷地区，山田地区にそれぞれ２団地，川面地区に６団地，中川地区，小田地区に各２団地の計１９団地があると思いますが，１点目といたしまして，それぞれの分譲区画数及び分譲状況，また，購入者の町内・町外者数を併せてお伺いをいたします。

〔発言する者あり〕

〇議長（花川大志君）　山野町長，

〔発言する者あり〕

質問を続けてください。

〇３番（原田秀史君）　２点目といたしまして，未分譲地についてお伺いいたします。平成２年度から，矢掛地区でのうぐいす団地から土地開発公社の住宅用地造成事業による分譲が始まり，現在まで多くの分譲地の販売実績があると思いますが，立地条件，販売価格等の購入者の多様なニーズの選択肢の中で分譲できていない区画もあると思います。こうした分譲地についての現状分析，そして，これはちょっと早いかも分かりませんが，見直し，新たな販売戦略等の対策ができているのかお伺いいたします。

３点目といたしまして，今後の造成計画をお伺いをいたします。第６次振興計画の優良宅地の整備ということで，「町内の宅地造成及び分譲を計画的に進めるということで，継続して良好な住宅の供給を図ります。また子育て世帯や高齢者のニーズに対応した住宅地の整備を促進する。」と掲げていますが，こうした振興計画に沿った今後の計画があるのかお伺いをいたします。

〇議長（花川大志君）　山野町長。

〇町長（山野通彦君）　非常にお答えしにくい質問でございます。ここは土地開発公社の理事会ではありませんが，私が理事長ということで，理事が皆おられます。お話できることは，議員の熱意として，決まってるところについては事務局長から，１点目は説明させます。２点目と３点目については，これから理事会を開きますので，提案というふうに受け止めて，ここでの回答は控えさせていただき，理事会のほうで検討させていただくというふうでお願いしたいと思います。

２点目と３点目，あえて，言われとります，未分譲地ということの中で検証とか分析ですね。一般論で言えばいつもやってます。皆さんの意見を聞きながら。造るときにどうかいう戦略もありますし，そ

れが売れにくいのはどうなのかということもありますが，あえて，公社の理事会の中身を私が言うゆうことはですね，理事等にも失礼になりますので，その辺は何していただいてですね。また，理事会で審議したあと，何かあればお話ししたいというふうに思います。

それから，３点目が今後の造成計画ということでありますので，これから協議をしていくことになろうかと思いますが，その辺はまた，結果を協議したらですね，また，お知らせすればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　河上総務企画課長代理。

○総務企画課長代理（河上昌弘君）　３番議員，原田議員さんの土地開発公社の住宅用地造成事業について，１点目，各住宅団地の分譲区画数及び分譲状況について，事務局よりお答えさせていただきます。矢掛地区４団地は，分譲区画数７２区画，町内購入者３４，町外購入者３８。美川地区１団地は，分譲区画数１８区画，町内購入者４，町外購入者１４。三谷地区２団地は，分譲区画数１３区画，町内購入者７，町外購入者６。山田地区２団地は，分譲区画数１４区画，町内購入者２，町外購入者４。川面地区６団地は，分譲区画数７４区画，町内購入者１９，町外購入者４５。中川地区２団地は，分譲区画数９区画，町内購入者６，町外購入者３。小田地区２団地は，分譲区画数３４区画，町内購入者８，町外購入者２６。合計 234 区画で，216 区画が販売済で，町内購入者８０，町外購入者 136 でございます。

分譲状況といたしましては，現在分譲中のものは，東川面高通住宅分譲地が２区画，里山田住宅分譲地が，８区画ございます。そして，東川面第３住宅分譲地が全２１区画のうち令和２年２月末現在で，１３区画の申し込みがあり，残り８区画でございます。

以上でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　原田君。

○３番（原田秀史君）　答弁ありがとうございました。いろいろ質問を考えておりましたが，町長が言われるように公社の問題でありますが，先ほど申しましたように行政としての振興計画にあります住環境の整備の推進ということでの質問をしたつもりでございましたが，言われるようにそういうこともありますので，理事会のほうで現況を十分分析していただきまして，また，今後，先ほども御答弁の中にありましたが，234 区画のうち，216 区画が売れているという状況で，これは当時の担当者の方，また，執行部の並々ならぬ努力と熱意と努力であったと敬意を表しますとともに，これからの住宅地の分譲につきましても，町内７地区でのバランスを取りながらの造成を進めていただきますよう，理事会の中で検討をしていただくことを申し添えまして，私の質問を終わります。

○議長（花川大志君）　はい，答弁，山野町長。

○町長（山野通彦君）　重要なことでありますのでちょっと話を聞きょうればですね，行政と公社の役割がはっきりしてないというふうに思います。問題は，工場誘致も住宅用地もしなくてもいいんですね，矢掛は。行政は。どこが境なのかと，民間がする事業です。どちらも，どんどんそういう環境にある所，倉敷とか，岡山とか，どこが境かわかりませんが，ある意味利潤ができる所は民間が出てきます。ほっといても。ある町でいえば，里庄などはほとんど町がすることはありません。どっちか言えば，それを調整するのが役場の役割。

しかし，矢掛町では，民間の事業が来ません。これは，私がもう４０年前からです。どうして真備町まで民間が来て，矢掛町に来ないのかと，４０年前からです。つまり採算が合わない。つまり，造ったところで，採算が合うかどうかというのは，これは民間の判断ですね。それを乗り越えて，何十年，こ

れはもう行政が手を出さないと，このまちは消滅してしまう。という判断から，公社の方で，住宅団地と工場用地をやってきた経緯がございます。

それから，今，ちょっと議員が言われようる，そこを公社が，各地域をまわってやるとかいうような体制にはまったくなっておりませんで，今やっておる所は地元からの要望。大体，地元の方がですね，こうゆう所をしてもろうたらどうかとか，して欲しいとか，地権者の方から要請があったと，いうようなところを公社の理事会のほうで諮って，やっておるということでございますので。ぜひ，バランスでしたらですね，それぞれの地域の方や，適地が難しい。過去，住宅やってもですね，町内会で受け入れがきちっとできないとうまくいかない例はたくさんありました。町が受けるとすればですね，やはり，地域の方がラブコールする。そういう体制を作っていただかないと，来られた人がかわいそう。以前はですね，黙って来ておった時分には，ごみを捨てようと思っても，その部落へいたら拒否されたとかいうようなこともあった経緯もある中でですね，出来るだけやっぱり地域が，今日のいろいろな質問でも言ってますように，自分の地域をどうやっていくかというところの判断がないと，来る人も不幸になりますので。つまり，公社の役割とちょっと行政側の方針いうのは，どこまでも行政側の方針ですので，できれば民間のほうへやっていただくという言葉ですが，書いてますけど，公社に委託するという場合と，できれば民間。私から言わせば，矢掛地区へはあまり手を出さないようにしてます。矢掛で唯一，この矢掛地区は，民間の住宅会社が来とると，かなりありますが，ここは採算が合うところかなというふうに思っておりますし，公社が手を出しとると所というのは，採算が合わないところ，それでは困るので，可能性のある所をやっておるということなので，公社の役割と今いう振興計画とは，行政の役割，行政の役割ですので，そこだけは頭の中にちょっと整理していただければというふうに思います。

○議長（花川大志君）　原田君。

○３番（原田秀史君）　私も，公社と行政との役割をわかっているつもりでしたが，あえて振興計画，何遍も言いますけれども，振興計画に掲げてありますのであえて質問をいたしました。

また，民間が，住宅にしてもそうですけども，民間が主でありますが，平成元年から１９団地，234の分譲実績があるということで質問をいたしました。また，開発公社のほうの理事会で，先ほど申しましたことが実践できるようによろしくお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（花川大志君）　次に７番，川上淳司君お願いします。川上君。

○７番（川上淳司君）　失礼いたします。議席７番の川上淳司です。通告によりまして質問させていただきます。

質問としましては，井原線のダイヤについて質問します。この場で質問する内容としては，井原線の会社に申し述べることだとは思っていますが，第３セクターでもあることなので，あえて質問させていただきます。ダイヤを伯備線，福塩線に合わせていただいているのは良くわかっておりますが，昼間の時間帯の不便なことは，皆さんよく知っておられることと思います。私も清音駅で３０分，福塩線の神辺駅でも３０分待った経緯がありまして，あの駅の周りには何もないので，大変時間を潰すのに苦労した経緯があります。ですから，ダイヤを伯備線，福塩線に合わせて，特に昼間の時間帯のダイヤを充実させていただくように，清音駅，神辺駅で待ち合わせがないような時間帯を設定していただきたいと思いまして質問させていただきます。

そして，井原線にはいろいろな便利なパスがあるようで，一緒に通勤している方がもみじパスというふうなんで通勤されております。それは６５歳以上の方がお使いになれるパスであるようなんですけど，

利用形態について少し教えていただきたいと思います。そして，また他にもいろいろメリットがある商品がたくさんあるようにお伺いしておりますけど，宣伝にはなりますが，この場で教えていただければと思いますがよろしくお願いします。

○議長（花川大志君）　奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　それでは，７番議員，川上議員さんの御質問，井原線のダイヤについてということで，総務企画課のほうからお答えをさせていただきます。

１点目の井原線のダイヤということでございます。井原線の運営・運行に関します内容でございますので，井原鉄道のほうへ問い合わせをさせていただいております。その内容をお答えをさせていただきます。

「井原線は沿線住民の生活利用が中心であり，多くの方が岡山・倉敷，福山方面へ利用されることから，毎年実施するダイヤ改正時にＪＲ西日本と十分に調整して列車の乗り継ぎ時間を確保しているところです。御指摘の昼間の時間帯の清音駅，神辺駅での待ち合わせについては，矢掛町内３駅を出発する井原線上下線は，伯備線，福塩線上り各列車への乗り継ぎが長時間にならないように調整を図っております。」

「一方，岡山・倉敷方面から清音駅で乗り継ぐ場合，井原線は伯備線より運行本数が少ないため，待ち合わせ時間が生じるケースがあります。列車の増発については利用状況等を踏まえながら慎重に検討する必要があり，まずは利用者の皆様に不測の待ち合わせ時間が生じないよう，井原線ダイヤのきめ細かい情報提供に努めてまいりたい。」という回答でございますので，よろしくお願いいたします。

次に，もみじパスの利用形態，その他のメリットのある商品はという御質問でございます。こちらにつきましても，井原鉄道からの回答でございます。

「高齢化が進む井原線沿線地域において，新たな利用者の獲得を目指し，平成１２年度に高齢者専用企画パス，もみじパスの発売を開始しました。これは満６５歳以上のお年寄りの方々を対象としたもので，買い物，通勤，通院などの目的に，井原線全線，総社駅から神辺駅間ということになりますが，この間を自由に利用できるというお得な割引定期券ということでございます。１か月用が6,000円，３か月用が16,000円，６か月用が30,000円と，通常の通勤定期券に比べまして，非常にお得な定期券で，井原鉄道の有人駅などで御購入いただけます。矢掛町内では矢掛駅で購入いただけるということでございます。」

「もみじパスの平成２９年度の実績でございます。発売枚数193枚，輸送延べ人員28,860人の御利用ということで，利用の用途につきましては，開始当初は病院等の通院，あるいは買い物等が中心ということでございましたが，近年では雇用延長等の労働環境が変わってきたことによりまして，通院や，買い物などのほか，一部高齢者の通勤利用が見られるようになっておるということでございます。」

「その他，高齢者の利用促進策といたしまして，運転免許証の自主返納者に対しまして岡山県警察本部が発行する，おかやま愛カード，これを提示することによりまして，井原線の普通運賃が半額になる割引制度を設けており，鉄道利用につなげております。ちなみに，平成２９年度の駅窓口におけます，同制度を利用した旅客数は延べ1,099名，購入運賃291,950円でございます。」

「また，その他のメリットのある商品といたしましては，土日祝日限定利用の井原線全線乗り放題のスーパーホリデーパス，これは大人が1,000円，子どもが500円ですけれども。それから，イオンモール岡山と連携した，デニムＤＥ行っ得切符という切符がございますが，これは大人が1,730円，子ども

が 860 円ということですけれども，いずれも沿線地域の皆様に利用いただいております。」ということで，井原鉄道のほうから回答をいただいておりますので，よろしくお願いいたします。

〇議長（花川大志君）　川上君。

〇７番（川上淳司君）　ありがとうございました。井原線の宣伝をしていただき大変ありがとうございます。井原線ファンとしては大変ありがたいことだと思っております。

本当に，運行ダイヤまで踏み込んでいただくのは大変だと思いますが，皆さんの利便性を向上させる上で，特に先ほどお伺いしましたもみじパスのお客様が，当然，昼間の時間帯はよく利用されると思われますので，そこらへんの利便性を考えていただく上で，ひとつよろしくお願いいたします。私の知り合いの方も，６５歳以上になりまして，お仕事に行かれておりまして，もみじパスを利用されていて大変便利だというふうなことで，どこの駅でも乗り降りができるというふうなことで活用されているようです。皆さんも御活用をぜひいただければと思って質問させていただきました。ありがとうございました。

それでは次の質問に移らせていただきます。

高齢者ドライバーの運転免許証の自主返納の対応についてお尋ねさせていただきたいと思います。高齢者ドライバーによる悲惨な事故が全国的に多発しております。社会問題になっている状況で，交通事故の低減のため，免許証の自主返納をされている方も多くなっていると聞きます。矢掛の場合，返納すると，免許証がなくなるとすごく買い物に行くにも困るというふうなことで，まだ乗られているという方がたくさんいらっしゃいます。アクセルとブレーキの踏み間違いを防止する装置の購入費用の補助とか，いろいろなことで対応されていると思うのですが，免許証の自主返納をされている方に対しての移動手段についての対応，それから，アクセルとブレーキの踏み間違いをなくす装置の取り付けについての，どのように，今，手段として対応されているのかについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長（花川大志君）　稲田町民課長。

〇町民課長（稲田由紀子君）　７番，川上議員の御質問，高齢者ドライバーの免許証の自主返納について，町民課からお答えします。

１点目の安全装置取り付けに対する補助についてですが，高齢運転者の事故防止のために，免許証自主返納を促進し，危険性を減少させることが重要なことではありますが，高齢者が生き生きと活動するためには，生活に必要不可欠な自動車の安全性を高めることも重要だと考えます。安全装置取り付けに対する補助につきましては，従来より，岡山県に補助制度を創設するよう要望を続けておりましたが，このたび，国において，昨年１２月に政府が閣議決定した令和元年度補正予算案に，サポカー補助金が盛り込まれ，本年1月３０日に予算が成立したところです。

このサポカー補助金は，令和元年度中に満６５歳以上となる高齢運転者が対象で，衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された安全運転サポート車の購入の際に交付されるものです。また，これらの装置を，今ある車に後付けする際にも補助金が交付されます。該当される方におかれましては，この国の制度を活用し，自動車の安全性を高めていただきたいと思います。ただし，この安全装置は，補助的な装置であり，過信せず，安全運転に心掛けていただきたいと思います。

次に，２点目の免許証の自主返納者に対する移動手段についてですが，運転免許証を自主的に返納された，県内に居住する６５歳以上の高齢者の方の申請に応じ，岡山県警では，おかやま愛カードを即日

交付しています。このカードの提示により，公共交通機関の協賛車で運賃割引サービスを受けることができます。具体的には，県内の全路線バスと井原鉄道の運賃が半額，一部タクシーの運賃が１割引きとなっております。

運転免許証自主返納者の方には，ぜひこのカードを申請していただき，御利用いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　小川保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君）　７番議員さんの御質問に保健福祉課からお答えいたします。

免許証を自主返納されている方の移動手段ということですが，先ほどの町民課の回答のほかに，保健福祉課のほうでは，６５歳以上の高齢者につきましては，地域福祉バスを運行しております。各地区週２回の運行で買い物や通院などの外出に御利用いただいております。また，高齢者世帯の外出困難な方につきましては，福祉タクシー助成制度として１枚600円のタクシー券を月４枚，年間で４８枚交付しております。運転免許証を自主返納された方につきましても，状況に応じてこれらの制度を御利用いただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　川上君。

○７番（川上淳司君）　高齢者の皆さんが，全て安全装置を取り付けることは，不可能だと思っておりますが，少しでも後押しができるような補助制度が矢掛でもできればいいがなあと思っておりますので，ひとつお考えになってもらえればと思います。

また，御高齢の方で，免許証の自主返納者の皆さんに対して，先ほど質問を行ったもみじパスの補助金を考えてみては，いかがかと思うんですけど，いかがでしょうか。

○議長（花川大志君）　稲田町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君）　７番，川上議員の再質問に町民課からお答えします。

町で補助金の上乗せをして欲しいということですが，この安全装置取り付けに対する補助金は，高齢者の事故防止の対策ということで，本来，国や県が対応すべきことと考えています。先ほど，申し上げましたが，今年度の補正予算で国が，サポカー補助金制度を創設しましたが，この制度が終われば，引き続き，県へ補助制度を創設するよう要望を行っていきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　小川保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君）　７番議員さんの再質問で，保健福祉課のほうから，免許証の自主返納者の方に対してもみじパスの補助金ということでございましたが，保健福祉課のほうでは，高齢者や障害者の方で，収入が少なかったり，移動手段について御家族の援助が得られないような方に対しまして，その外出を支援することを目的に，日常生活を継続していただくことを目的に，タクシー券の補助を行っております。

また，地域福祉バスは，高齢者や障害者の交通手段を確保することを目的に事業を実施しております。こうしたことから，免許証自主返納の方につきましては，自主返納後の収入や御家庭の支援の状況により，利用可能なサービスを御利用いただくものと考えておりまして，免許証の自主返納自体が福祉サービスの利用条件とは考えてはおりません。

なお，井原鉄道のもみじパスへの補助につきましては，保健福祉課の福祉事業の目的，例えば，高齢者や障害者の移動手段の確保に資するかどうかであるとか，利用者の公平性，障害者や高齢者の移動に

適しているかなどの観点から検討が必要と考えますが，現時点ではですね，高齢者の利用できる駅の少なさや段差などの課題が駅のほうで見受けられますので，福祉サービスとしては，現時点では，まだ課題が多いものと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（花川大志君）　川上君。

○７番（川上淳司君）　さっそくお答えをいただきまして，サポカー補助，国がなくなったら県で，っていうことなんで，必ずその要望はよろしくお願いいたします。そして，井原線の現状で，先ほど課長も言われましたが，階段があること，駅が少ないことと思います。私もそれは，痛切に考えておりますが，「やさしさにあふれ，かいてきで，げんきなまち」ですから，当然町長も考えていただいていると思っとりますんでよろしくお願いいたします。

そして，町民の皆さんにはマイレール意識を高めていただけるようお願いし，本当に公共交通機関がなくなることが一番怖いことなんで，今後も井原線の維持に皆さん御協力いただくようお願いします。

そして，また，車がないと移動できないを改め，便利な福祉バス，タクシー補助券，井原線を活用して，移動ができることを周知していただくようにお願いして，質問を終わらせていただきます。

○議長（花川大志君）　次に９番，浅野　毅君お願いします。９番，浅野君。

○９番（浅野　毅君）　９番，浅野でございます。よろしくお願いします。

本日は，矢掛町環境基本条例制定及び景観条例の制定についてと，もう一つ，図書館のビジネス支援サービスについての２問を質問させていただきます。

まず，１番目，矢掛町環境基本条例及び景観条例制定についてでございますが，環境基本条例は，平成５年環境基本法ができたのを受けて，各自治体で制定されました。主に環境の保全に関する基本的事項を定めた条例であります。条例の内容ですが，目的，定義，各主体の責務規定，環境基本計画の策定の位置付け，基本的施策の提示，環境審議会の設置などが定められるのが一般的で，これはどの条例も同じようなことだろうと思います。我が矢掛町においても環境関連の条例等がたくさんございます。

第６次矢掛町振興計画によると基本目標８で，自然と共生する美しいまちづくりの中で，施策の方向４に，環境美化の項目がございます。また，矢掛町では地域を挙げて，環境に優しいクリーンな町を目指し，平成４年にクリーンな町宣言を制定しております。

また，前後しますが，第６次振興計画の重点目標４において基本目標５で商業・工場用地について，若者の人口流出の抑制と町外からの転入を促進するために，公害のない自然環境に優しい優良企業の誘致活動や地場産業の育成を推進するため，必要な用地の確保に努めますとあります。

条例としましては，昭和５４年に矢掛町開発事業の調整に関する条例，昭和６１年条例第２１号で，平成１９年に改正しておりますが，矢掛町企業立地促進条例，それから平成６年６月条例６号では，これは平成２９年６月に改正しておりますが，の矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例，それと平成１７年まちづくり基本条例等環境関係の条例は多々ございます。

ちなみに，平成２５年の環境省による調査でございますが，基本条例制定自治体は，都道府県では97.1パーセントが制定しております。政令都市は100パーセント，市区町村では57.5パーセントとのことでございますが，町村になるとかなり少ないと思われます。数字は拾ってないんですが。岡山県でも町村では奈義町と美咲町と２町と思われます。しかしながら，今後とも企業誘致を積極的に行うには振興計画にもあり，町の重要政策であります。環境基本条例制定により，矢掛町の進出希望の企業に対しての指針にもなり，矢掛町の理解が増し企業の進出が増えると思われます。併せて景観条例の制定も検討

願いたいと思います。

平成１７年景観法が全面施行され景観条例が機能するようになりました。重伝建選定ともリンクするところがありますが，ここでは景観条例について説明しますと，一般的に条文の構成は，目的，基本理念，定義，行政の責務，市民及び事業者の責務，景観計画を定める等でございます。

参考の例としまして，議員研修でも行きました神奈川県の大磯町の環境条例の，景観条例の一例を申し上げますと，「町固有の自然，歴史，文化が一体となって形成されている良好な景観の保全又は創出を協働により推進し，もって愛着と誇りをもてるかけがえのない大磯の風土を継承することを目的とする。」というようなことをもって景観条例に記載しておりますが，これはどちらの自治体も同じようなことだろうと思います。

矢掛町は，歴史かおる文化の町であり，環境及び景観は，まちづくりに重要な要素であると思います。私どもが矢掛町を思っている以上に町外の方は矢掛町のことを良く知っておりまして，余談になりますが，つい最近２月ですが，東大の大津先生という方が，律令制度と隋唐文明いうんですかね，と書きまして，その中に，吉備真備の乱と，かなり大きく出ておりまして，その中にも矢掛町の記載しております。そのように，余談でありますが，我々の思わんとこで矢掛町を宣伝してもらっておりますんで，なんとか，矢掛町は歴史かおる文化の町であり環境，良い環境で，良い景観をつくってお客さんに来てもらいたいという思いで，制定のお願いのことでございます。以上です。

○議長（花川大志君）　稲田町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君）　９番，浅野議員の御質問，矢掛町環境基本条例及び景観条例制定について町民課からお答えします。

浅野議員の言われましたように，矢掛町は，平成４年４月にクリーンな町宣言を行い，美しい自然を守る活動に町民が一致して積極的に取り組み，環境にやさしいクリーンな町を目指しており，町民の皆様，企業，各種団体それぞれの御協力により，矢掛町が住みよい環境となっているところです。

さて，環境基本条例につきましては，平成５年１１月に環境基本法が制定されたことを契機に，公害防止に対して市町村独自に個別の規制手段を定める条例として制定されております。矢掛町におきましては，環境基本法及び関係諸法令により，それぞれ事案ごとに対応しておりますので現在のところ環境条例の制定については考えておりません。

また，景観条例についてですが，岡山県は昭和６３年に景観条例を制定し，優れた景観を次の時代に引き継ぐための景観形成指針として，晴れの国おかやま景観計画を策定しております。矢掛町もこの景観計画区域に該当し，一定規模以上の建築物の新築その他の行為をする場合は，景観法に基づく届け出が必要になります。このように，現在は県の計画により実務を行っており，すぐに町独自の景観条例が必要とは今現在考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君）　浅野君。

○９番（浅野　毅君）　御答弁ありがとうございました。

今，町民課長さんがお答えになったことは，そうだろうと思いますが，平成５年に基本法ができて，各地域に公害防止に対して市民独自の条例ができるようになった。これも，本当だろうと思いますが。それから，数十年経っておりまして，今は多分，条例各地域お読みになったらわかると思うんですが，プログラム規定ですか，これからまちをどうするか，こういうまちにしようという項目もかなり増えておりますんで，今後の課題としていただければと思います。

それから，景観条例につきましても，県の晴れの国おかやま景観計画を見ながらということで，これはもうおっしゃるとおりで良いかと思います。以上でこの問題については，終わりにさしていただきます。

引き続き，図書館のビジネス支援サービスについてを行います。

１２月の議会で，それと３１年の３月にも，図書館のことばっかりお話して非常に教育課長に申し訳ないんですが，引き続き，図書館のビジネス支援いうことで質問なりさしていただきます。これも図書館だけというんじゃなくて，町の活性化の一助ということで，発表させていただきますんで，その辺よろしくお願いします。図書館法の２条によると，図書館とは，図書，記録，その他必要な資料を招集し，整理し，保存して一般公衆の利用に寄与し，その教養，調査，研究，レクレーション等に資することを目的とする施設で，地方公共団体は，日本赤十字社又は一般社団法人，若しくは一般財団法人が設置するもの，学校に附属する図書館又は図書室は除くということが書いてあります。これをみますと，ビジネス支援をやったらいかんとかそういう項目も全くございませんので，図書館法に触れることもございません。

そこで，日本経済の２月２１日，先月ですね，困った図書館という見出しがございましたんで，これちょっと引用さしていただきますと，鳥取県の県立図書館のことで書いとります。もちろん，岡山県でもやっておられます，当町の図書館でもやっておられる，十分承知したうえでございます。

１番，書店で購入できない本も利用できる。これはどちらもあると思うんですが，２番目，データベースが無料で利用できる。それから３番目，図書館職員が調査をお手伝いします。それから４番目，産業支援機関との連携をしております。という４項目を鳥取県の図書館のホームページにこれは出とります。そういうふうに非常に，産業支援に力を入れておるという記事でございました。特に注目すべきは，４番目の産業支援機関では商工会，産業技術センター，日本政策金融公庫などと連携しているということも書いてありました。

まさに，図書館が産業関係のシンクタンクのようでございます。ビジネス支援の機能を備える図書館は，都道府県立図書館のほぼ全てで行っており，市区町村立の約４割が行っておるということです。当町の図書館では，種々の活動を行っておりますが，もう一歩踏み込んでビジネス関係の機能をよりアピールしたらと思いますが，見解を問います。よろしくお願いします。

〇教育課長（松嶋良治君）　９番，浅野議員さんの２つ目の御質問，図書館のビジネス支援サービスについて，教育課からお答えいたします。

まず，図書館によるビジネス支援サービスとはどのようなものか，簡単に御説明させていただきます。日本の産業界では，1990 年代後半，景気の落ち込みにより，企業の開業率を廃業率が上回るという逆転状況に陥りました。大企業を中心にリストラが進み，失業率も上昇し，創業を活性化し雇用を拡大するための政策が求められていました。

アメリカでは，既に図書館でビジネス支援が行われていたという背景もあり，2000 年に産業界，公共図書館，専門図書館の関係者等により「ビジネス支援図書館推進協議会」というものが設立されました。目的は，ビジネス支援図書館のモデル事業を展開して，新しい図書館の可能性を示すことであり，この協議会の活動が，図書館におけるビジネス支援サービスの普及を促したとみられます。

サービスの内容として例を挙げますと，まず，図書館内にビジネス支援図書コーナーを設けるというのがあります。図書館の強みは，やはり，蔵書を中心とした情報の多さです。一般書店では購入できな

い専門書や，市場動向や業界動向，企業情報等必要な情報を提供するサービスです。窓口で相談コーナーを設置し，図書館職員が情報収集のお手伝いをするサービスもあります。

また，地元の商工会議所との連携でセミナーや個別相談会を実施したり，金融機関と連携してビジネス融資相談会を行うなど，他機関との連携により行うサービスもございます。これらのサービスを行っている図書館では，一定の成果をあげられていると思います。どのようなサービスをすると，ビジネス支援サービスをしている図書館とみなされるのか，線引きがはっきりいたしませんが，国内で見ると，県立図書館又はある程度の規模の市立図書館に限られているようです。岡山県内では，県立図書館，津山市図書館ぐらいでしょうか。逆に言えば，人口規模等からみて，そこまで需要が見込まれないような地域の図書館には整備されていないというのが実態でございます。

ただ，矢掛町内においても，事業や商売を始めたいという意欲のある方が増えることは大変喜ばしいことであります。現在でも，町外のセミナーなどのパンフレットの提供はしていますし，資料の問い合わせなどにも対応しておりますが，今後は，県立図書館の情報を紹介，提供も今以上にやっていき，利用者・希望者の要望にできるだけお応えするよう努力してまいりたいと存じます。

以上，お答えとさせていただきます。

○議長（花川大志君）　浅野君。

○９番（浅野　毅君）　ありがとうございます。詳しくいろいろお答えいただきまして，非常に心強い限りでございますが，少し遠慮気味におっしゃっているような気がしてしょうがないんですが，もっと，図書館をアピールするんだという。と言いますのはやはり，歴史かおる文化の町でございますんで，やはり文化とそれから財政と言いますか，両方でまちを引っ張っていっていただきたいという思いもありまして，特に図書館の皆さんに非常に御苦労言いますか，いろいろ注文もしたりと申し訳ないんですが，ぜひ，よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（花川大志君）　以上で本日予定しておりました方々からの，一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議は明日６日の午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめ散会とし，次の会議は明日６日の午前９時３０分から再開することに決しました。それでは，皆さんお疲れさまでした。

午後２時４７分　散会

令和２年第１回矢掛町議会第１回定例会（第４号）

１．会議招集日時　令和２年３月６日　午前9時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　9時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前　9時３０分
　　　　　　　　（散会）　午前　9時４０分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の　別	議席番号	氏　　名	出欠等の　別
1	田　中　輝　夫	出	2	髙　月　敏　文	出
3	原　田　秀　史	出	4	小　塚　郁　夫	出
5	石　井　信　行	出	6	山　部　多　喜　夫	出
7	川　上　淳　司	出	8	土　田　正　雄	出
9	浅　野　　毅	出	１０	花　川　大　志	出
１１	山　野　豊　久	出	１２		

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町　長	山野通彦	副町長	山縣幸洋
教育長	嶋山英二	総務企画課長	奥野隆俊
町民課長	稲田由紀子	保健福祉課長	小川公一
産業観光課長	妹尾一正	建設課長	渡邉孝一
上下水道課長	平井勝志	教育課長	松嶋良治
矢掛病院事務長	稲田欽也	会計管理者	藤原徳忠
介護老人保健施設事務長	丹下裕之	総務企画課長代理	河上昌弘
総務企画課主幹	三宅伸幸	矢掛寮長	西山弘之

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書　記	大嵩勇人

６．議事日程

日程第１　議案第　３　号　非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第　４　号　矢掛町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　５　号　矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
議案第　６　号　矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　７　号　矢掛町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
議案第　８　号　矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第　９　号　矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
議案第１０号　矢掛町防災会議条例の一部を改正する条例制定について
議案第１１号　矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定について
議案第１２号　矢掛町森林環境整備基金条例制定について
日程第２　議案第１３号　矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
日程第３　議案第１４号　権利の放棄について
日程第４　議案第１５号　令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）について
議案第１６号　令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
議案第１７号　令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
議案第１８号　令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について
議案第１９号　令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第２０号　令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第２１号　令和元年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第１号）について
日程第５　議案第２２号　令和２年度矢掛町一般会計予算について
議案第２３号　令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
議案第２４号　令和２年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第２５号　令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第２６号　令和２年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第２７号　令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第２８号　令和２年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第２９号　令和２年度矢掛町下水道事業会計予算について
議案第３０号　令和２年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第３１号　令和２年度矢掛町各財産区特別会計予算について
日程第６　請願第　１　号　４２４の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回を求める請願
日程第７　陳情第　１　号　中国精油（株）の化学工場誘致反対についての陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前９時３０分　開議

○議長（花川大志君）　皆さん，おはようございます。昨日の会議に引き続き，御苦労さまです。

ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達していますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　議案第　３　号　非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第　４　号　矢掛町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第　５　号　矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について

議案第　６　号　矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第　７　号　矢掛町特別会計条例の一部を改正する条例制定について

議案第　８　号　矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第　９　号　矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第１０号　矢掛町防災会議条例の一部を改正する条例制定について

議案第１１号　矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定について

議案第１２号　矢掛町森林環境整備基金条例制定について

○議長（花川大志君）　日程第１，議案第３号から議案第１２号までの条例制定案１０件を一括議題といたします。既に説明は終わっておりますので，これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第３号から議案第１２号までは，所管の常任委員会へ付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。

よって，議案第３号，非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について，議案第４号，矢掛町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第５号，矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について，議案第６号，矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第１０号，矢掛町防災会議条例の一部を改正する条例制定について，議案第１１号，矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定については，所管の常任委員会である，総務文教常任委員会に，また，議案第７号，矢掛町特別会計条例の一部を改正する条例制定について，議案第８号，矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について，議案第９号，矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について，議案第１２号，矢掛町森林環境整備基金条例制定については，所管の常任委員会である，産業福祉常任委員会へそれぞれ付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　議案第１３号　矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長（花川大志君）　日程第２，議案第１３号，矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。既に，説明は終わっておりますので，これより質疑を行います。

○議長（花川大志君）　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第１３号は所管の常任委員会である，予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに，御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第１３号，矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第３　議案第１４号　権利の放棄について

○議長（花川大志君）　日程第３，議案第１４号，権利の放棄についてを議題といたします。既に説明が終わっておりますので，これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第１４号は所管の常任委員会である，予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに，御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第１４号，権利の放棄については，予算決算常任委員会に付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　議案第１５号　令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）について
議案第１６号　令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
議案第１７号　令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
議案第１８号　令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について
議案第１９号　令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第２０号　令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第２１号　令和元年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第１号）について

○議長（花川大志君）　日程第４，議案第１５号から議案第２１号までの，補正予算案７件を一括議題といたします。これらも説明は終わっておりますので，直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第１５号から議案第２１号までの補正予算案件は，所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。

よって，議案第１５号，令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）について，議案第１６号，令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について，議案第１７号，令和元年度矢掛町

介護保険特別会計補正予算（第４号）について，議案第１８号，令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について，議案第１９号，令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）について，議案第２０号，令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第２号）について，議案第２１号，令和元年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第１号）については，予算決算常任委員会に付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第５　議案第２２号　令和２年度矢掛町一般会計予算について
議案第２３号　令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
議案第２４号　令和２年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第２５号　令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第２６号　令和２年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第２７号　令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第２８号　令和２年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第２９号　令和２年度矢掛町下水道事業会計予算について
議案第３０号　令和２年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第３１号　令和２年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（花川大志君）　日程第５，議案第２２号から議案第３１号までの，令和２年度各会計当初予算案１０件を一括議題といたします。これらの案件も提案理由及び説明は終わっておりますので，直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第２２号から議案第３１号までの当初予算案件は，所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。

よって，議案第２２号，令和２年度矢掛町一般会計予算について，議案第２３号，令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について,議案第２４号,令和２年度矢掛町介護保険特別会計予算について，議案第２５号，令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について，議案第２６号，令和２年度矢掛町病院事業会計予算について，議案第２７号，令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について，議案第２８号，令和２年度矢掛町水道事業会計予算について，議案第２９号，令和２年度矢掛町下水道事業会計予算について，議案第３０号，令和２年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について，議案第３１号，令和２年度矢掛町各財産区特別会計予算については，所管の常任委員会である予算決算常任委員会にそれぞれ付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第６　請願第　１　号　４２４の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回を求める請願

○議長（花川大志君）　日程第６，請願第１号，424 の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第１号は，所管の常任委員会である総務文教常任委員会へ付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，請願第１号，424 の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回を求める請願は総務文教常任委員会に付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第７　陳情第　１　号　中国精油（株）の化学工場誘致反対についての陳情

〇議長（花川大志君）　日程第７，陳情第１号　中国精油（株）の化学工場誘致反対についての陳情を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第１号は，所管となる産業福祉常任委員会へ付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，陳情第１号中国精油（株）の化学工場誘致反対についての陳情は産業福祉常任委員会に付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇議長（花川大志君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議を３月１７日の午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。

よって，本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議を３月１７日の午前９時３０分から再開することに決しました。

〔不規則発言あり〕

〇議長（花川大志君）　議事を進行します。

ここで，念のため，お知らせいたします。週明け９日の月曜日は，午前９時３０分から総務文教常任委員会，午後１時３０分から産業福祉常任委員会をそれぞれ開催いたします。また，１０日火曜日，１１日水曜日，１２日木曜日は午前９時３０分から，さらに，１３日の金曜日は午後１時３０分から予算決算常任委員会が，いずれも全員協議会室において開催されますので，関係者の皆さんには，御出席をお願いいたします。

それでは，これにて散会といたします。皆さん，御苦労さまでした。

午前９時４０分　散会

令和２年第１回矢掛町議会第１回定例会（第５号）

１．会議招集日時　令和２年３月１７日　午前9時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　9時３０分
（議事）　午前　9時３０分
（閉会）　午前１１時３３分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　名	出欠等の　別	議席番号	氏　名	出欠等の　別
1	田中輝夫	出	2	髙月敏文	出
3	原田秀史	出	4	小塚郁夫	出
5	石井信行	出	6	山部多喜夫	出
7	川上淳司	出	8	土田正雄	出
9	浅野毅	出	１０	花川大志	出
１１	山野豊久	出	１２		

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	山縣幸洋
教育長	嶋山英二	総務企画課長	奥野隆俊
町民課長	稲田由紀子	保健福祉課長	小川公一
産業観光課長	妹尾一正	建設課長	渡邉孝一
上下水道課長	平井勝志	教育課長	松嶋良治
矢掛病院事務長	稲田欽也	会計管理者	藤原徳忠
介護老人保健施設事務長	丹下裕之	総務企画課長代理	河上昌弘
総務企画課主幹	三宅伸幸	矢掛寮長	西山弘之

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書記	大嵩勇人

６．議事日程

日程第１　諸般の報告

日程第２　委員長報告　議案第　３　号　非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第　４　号	矢掛町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　５　号	矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
議案第　６　号	矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　７　号	矢掛町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
議案第　８　号	矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第　９　号	矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
議案第１０号	矢掛町防災会議条例の一部を改正する条例制定について
議案第１１号	矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定について
議案第１２号	矢掛町森林環境整備基金条例制定について
議案第１３号	矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
議案第１４号	権利の放棄について
議案第１５号	令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）について
議案第１６号	令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
議案第１７号	令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
議案第１８号	令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について
議案第１９号	令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第２０号	令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第２１号	令和元年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第１号）について
議案第２２号	令和２年度矢掛町一般会計予算について
議案第２３号	令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
議案第２４号	令和２年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第２５号	令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第２６号	令和２年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第２７号	令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第２８号	令和２年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第２９号	令和２年度矢掛町下水道事業会計予算について
議案第３０号	令和２年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第３１号	令和２年度矢掛町各財産区特別会計予算について
請願第　１　号	４２４の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回を求める請願
陳情第　１　号	中国精油（株）の化学工場誘致反対についての陳情

日程第３　議案第３２号　令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について
日程第４　委員長報告　議案第３２号　令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について
日程第５　決定第　１　号　議会秩序保持特別委員会の設置，委員の定数及び委員の指名について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前９時３０分　開議

○議長（花川大志君）　皆さん，おはようございます。

令和２年第１回目の定例会も，最終日を迎えました。この後，委員長報告を経て，全ての議案採決を行いますが，矢掛町議会として厳正かつ適切な御決定をいただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　諸般の報告

○議長（花川大志君）　日程第１，諸般の報告を行います。

町長から追加報告をしていただきます。山野町長。

○町長（山野通彦君）　皆さんおはようございます。命によりまして，報告第６号，矢掛町交通安全推進大会の中止について御報告申し上げます。

本定例会初日に，春の交通安全県民運動の実施について御報告をさせていただいておりましたが，新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，町の行事の交通安全推進大会につきましては，中止とさせていただきます。なお，春の交通安全県民運動は４月６日の月曜日から１５日の水曜日までの１０日間「思いやり　ゆとりは無事故へ　つづく道」をスローガンに，県下一斉に行われますので，町民の皆様，各種団体の皆様，議員の皆様には，それぞれのお立場で，交通事故防止に努めていただきますよう，よろしくお願いをいたします。

報告第７号，谷村新司トーク＆キャラバン　ココロの学校の振替公演について御報告申し上げます。

この公演会につきましては，本定例会初日に，延期の決定についてお知らせしたところでございます。その後，振替公演日が決定いたしましたので，再度御報告させていただきます。振替公演日は，５月９日，土曜日で，開演時間は当初と変わらず午後３時からでございます。お手持ちのチケットにつきましては，そのまま御使用いただけますが，払い戻しを希望される方については，教育課で対応いたしておりますのでお問い合わせいただきたいと思います。なお，町民の皆様には，すでに，町のホームページ等で振替日，払い戻しの方法等をお知らせしているところでございます。

新型コロナウイルスの感染については，まだまだ予断を許す状況ではございませんが，当日無事に開催できることを切に願ってございます。以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　委員長報告

議案第　３　号　非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第　４　号　矢掛町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第　５　号　矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について

議案第　６　号　矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第　７　号　矢掛町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
議案第　８　号　矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
　　　　　　　　条例の一部を改正する条例制定について
議案第　９　号　矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
議案第１０号　矢掛町防災会議条例の一部を改正する条例制定について
議案第１１号　矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定について
議案第１２号　矢掛町森林環境整備基金条例制定について
議案第１３号　矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
議案第１４号　権利の放棄について
議案第１５号　令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）について
議案第１６号　令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
議案第１７号　令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
議案第１８号　令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について
議案第１９号　令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第２０号　令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第２号）について
議案第２１号　令和元年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第１号）について
議案第２２号　令和２年度矢掛町一般会計予算について
議案第２３号　令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
議案第２４号　令和２年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第２５号　令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第２６号　令和２年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第２７号　令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第２８号　令和２年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第２９号　令和２年度矢掛町下水道事業会計予算について
議案第３０号　令和２年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第３１号　令和２年度矢掛町各財産区特別会計予算について
請願第　１　号　４２４の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回を求める請
　　　　　　　　願
陳情第　１　号　中国精油（株）の化学工場誘致反対についての陳情

○議長（花川大志君）　日程第２，議案第３号から議案第１２号までの条例制定案件，議案第１３号の過疎計画案件，議案第１４号の権利の放棄案件，議案第１５号から議案第２１号までの補正予算案件，議案第２２号から議案第３１号までの当初予算案件，以上２９議案及び請願第１号，陳情第１号を，一括議題とし委員長報告を行います。

本件は，去る６日の本会議で，総務文教常任委員会，産業福祉常任委員会，予算決算常任委員会に付託されたものであり，その審査も終了し，請願，陳情については別紙のとおり報告書も提出されておりますので，それぞれの委員長からその審査概要と審査結果を報告していただきます。

それでは，まず，総務文教常任委員長，高月敏文君お願いいたします。２番，高月君。

○２番（高月敏文君）　それでは，命によりまして，総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る３月６日の本会議において付託を受けました，議案第３号，非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について，議案第４号，矢掛町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第５号，矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について，議案第６号，矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第１０号，矢掛町防災会議条例の一部を改正する条例制定について，議案第１１号，矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定について，請願第１号，424 の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回を求める請願の７件について，３月９日総務文教常任委員会を開催し，全員出席のもと，条例制定については，副町長以下関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

まず，議案第３号，非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，公民館長が削除されたらどこに記載されるのかといった質疑がありましたが，内容そのものに異議を唱える者はなく，全会一致で了といたしました。

次に，議案第４号，矢掛町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，宣誓は服務と法律遵守についてといった質疑がありましたが，内容そのものに異議を唱える者はなく，全会一致で了といたしました。

次に，議案第５号，矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，課が増設されると人員も増加するのかといった質疑がありましたが，内容そのものに異議を唱える者はなく，全会一致で了といたしました。

次に，議案第６号，矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，悪用されるケースは想定されるのかといった質疑がありましたが，内容そのものに異議を唱える者はなく，全会一致で了といたしました。

次に，議案第１０号，矢掛町防災会議条例の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，防災会議メンバーについての質疑がありましたが，内容そのものに異議を唱える者はなく，全会一致で了といたしました。

次に，議案第１１号，矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定についての審査では，審査の結果，宇角地区とあるが，基金はどこの地域に使われるのかといった質疑がありましたが，内容そのものに異議を唱える者はなく，賛成多数で了といたしました。

次に，請願第１号，424 の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回を求める請願について，紹介議員からの説明を受けた後，審査を行いました。審査の中では，矢掛町では採算がとれるよう頑張っている，また，町としても適切な運営をしている，国も機械的にするのではないと明言しているといった反対意見や，国が病床削減を強く進めると困るので賛成するという賛成意見など，いろいろな意見がありました。審査の結果，請願を可とする意見も一部ありましたが，委員会としては不採択と決しました。

以上が，総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不測の点がありましたら他の委員の補足をお願いいたしまして，総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君）　次に，産業福祉常任委員長，土田正雄君お願いいたします。８番，土田君。

○８番（土田正雄君）　それでは，命によりまして，産業福祉常任委員会　委員長報告を行います。

去る，３月６日の本会議において付託を受けました，議案第７号から議案第９号，同じく，議案第１２号，及び陳情第１号の５件について３月９日，産業福祉常任委員会を開催し，全員出席のもと慎重

に審査いたしましたので，その審査経過と，結果について報告いたします。
まず，議案第７号，矢掛町特別会計条例の一部を改正する条例制定については，未収金の取り扱いなどについての質疑応答があり，審査の結果，全会一致で了といたしました。
次に，議案第８号，矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については，放課後児童クラブの統合についての質問がありましたが，今のところないという回答がありました。審査の結果全会一致で了といたしました。
次に，議案第９号，矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定については，特に質疑もなく，審査の結果，全会一致で了といたしました。
次に，議案第１２号，矢掛町森林環境整備基金条例制定については，基金の運用方法や目的などについての質疑応答があり，審査の結果全会一致で了といたしました。
次に，陳情第１号については，提出者からの陳情要旨についての説明の後，審査を行いました。
質問内容については，ボイラーの規模はどのようなものか，工場での加工工程や原材料は何か，企業とどのような話し合いを行ってきたのか，進出企業は，環境保全に配慮しているのか，矢掛町の環境基準はどうなっているのかなどの質問がありました。
回答としては，ボイラーは小型のものと聞いている，原材料は，パームヤシやマカダミアナッツを利用し化粧品の原料を製造する，陳情内容と会社からの回答と一部異なっており今後検討する，ISO14000を取得しており環境保全に相当努力している，環境基準は，瀬戸内環境基準が適用されるとの回答がありました。
審査の結果，陳情第１号について，委員会としては全会一致で不採択といたしました。
以上が，産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がありましたら，他の委員の補足をお願いいたしまして，産業福祉常任委員会委員長報告とさせていただきます。
○議長（花川大志君）　次に，予算決算常任委員長，浅野毅君，お願いいたします。９番，浅野君。
○９番（浅野　毅君）　それでは，予算決算常任委員会委員長報告を行います。
３月６日の本会議におきまして本委員会に付託を受けました議案第１３号から議案第３１号までの１９議案の審査のため，今月１０日，１１日，１２日，１３日の４日間にわたり，予算決算常任委員会を開催し，全委員出席のもと，町長ほか，関係職員から説明を聴取しながら審査を行いました。質疑の詳細につきましては，会議録を参照願うことといたしまして，審査概要と結果について，御報告いたします。
まず，議案第１３号，過疎計画変更案件では，藤ヶ峠トンネルの照明についての質疑応答がありましたが，全会一致で，原案を了といたしました。
次に，議案第１４号，権利の放棄案件では，貸付年月日，保証人についての質疑，応答がありましたが，全会一致で，原案を了といたしました。
議案第１５号から議案第２１号までの補正予算について，でございますが，議案第１５号の一般会計補正予算では，道の駅負担金，有害鳥獣捕獲報償費，森林環境整備基金立木等刈払委託料，地域おこし協力隊，地域福祉バスの委託料等についての質疑応答が行われたところであります。
また，議案第１８号の病院事業会計補正予算では繰出金について，議案第２１号の宇内財産区特別会計補正予算では自治会補助金について説明を求めました。
その他の補正予算案に対する質疑応答等はありませんでした。
審査の結果，議案第１５号から議案第２１号までの補正予算については，全議案とも，全会一致で，

原案を了といたしました。

次に，議案第２２号から議案第３１号までの，令和２年度各会計予算についてであります。

まず，議案第２２号の一般会計について，でございますが，各事業部ごとに，新規事業や重点事項を中心に，質疑応答を行いました。

総務費関連では，公有財産購入費，職員人材育成事業，地域おこし協力隊，また，一般会計の予算編成などについての質疑応答がありました。

民生費関連では，地域福祉バス，ひとり親家庭等医療費給付事業，誕生祝金等支給事業，放課後児童健全育成事業，産後ケア事業，100 歳体操推進支援事業などの質疑応答を行ったところであります。

農林水産業費では，農業水路等長寿命化・防災減災事業，中山間地域総合整備事業，土木費では，道路整備，ふるさとの川リフレッシュ事業，案内板設置事業など質疑・応答を行ったところであります。

商工費では，首都圏在住者移住支援事業，サテライトオフィス等誘致事業，水車の里フルーツトピア事業，森林経営管理制度，観光ホームページ運営事業，ＤＭＯ運営支援事業，駐車場有効利用システム整備事業などの事業について説明を求めました。

次に教育費関連では，教育審議会，矢掛高校魅力化事業，カーボンマネージメント事業，不登校対策推進事業，青少年海外派遣事業，ＪＦＥこころのプロジェクト夢の教室，などに関して説明を求めました。

議案第２３号の国保会計につきましては，繰入金，特定健康診査の受診率などの質問がありました。

議案第２４号の介護保険会計では，高齢者生きがい生活促進事業，介護給付費等費用適正化事業，小型ＧＰＳ内蔵靴購入費補助任意事業についての質問がありました。

議案第２５号の後期高齢者医療保険会計では，保険基盤繰入金についての質問がありました。

議案第２６号の病院事業会計では，コロナウイルス対策についての質疑応答がありました。

議案第２７号の介護老人保健施設事業会計については，利用者の状況及び近隣の老人保健施設の影響などについて質問をいたしました。

議案第２８号の水道事業会計では，浄水場更新事業等についての質疑応答がありました。

続く，議案第２９号，下水道事業会計では，加入率と浄化センター増設工事などについての質疑応答がありました。

以上，主だった審査の概要を申し上げましたが，議案第２２号から議案第３１号までの，令和２年度各会計予算について委員会では，執行部の説明に対し，異議等を述べる委員もおりましたが，全議案とも，全会一致あるいはおおむねの委員が賛成で，原案を了といたしました。

執行部におかれましては，本委員会での意見や要望に十分留意をいただき，適切な執行に努められますよう求めるものであります。

以上が，予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。

不足の点がありましたら，他の委員さんの補足をお願いいたしまして，予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君）　各委員長から各付託審査の委員長報告がありました。ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。５番石井君。

○５番（石井信行君）　５番，質問します。議案第１１号矢掛町宇角地区活性化振興基金の条例制定についてですが，ここのお金は公害対策には使われませんか，使われますか。明確になっているかお尋ね

します，１点目。２点目，請願第１号，424 の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回を求める請願でしたが，病院をなくすのはやめてほしいという，住民に対する納得のいく討議ができたかどうかお尋ねします。最後三つ目，陳情第１号中国精油の化学工場誘致についての陳情の審査の中で，住民の立地条件が良くないということに対して，そうではなくて，安心できるよという討議がなされたのかのかどうかお尋ねします。

〇議長（花川大志君） 執行部からの答弁はありますか。討論がちゃんと行われたのかということでございました。失礼いたしました。議案第１１号，そして請願第１号，陳情第１号について質問がありました。１１号の公害対策にお金が使われるかどうかしっかり議論されたかということにつきましては，これは委員長報告のとおりであります。それぞれ審査を行った結果が，先ほど委員長から報告されました。請願第１号，及び陳情第１号につきましては，それぞれの委員会で審査を行ったとおりであります。検討が適切に行われたかどうか，これは議会の結論をその場にいた議員，あるいは傍聴した議員が聞いたとおりでありまして，委員長報告のとおりであると議長としては判断しております。５番，石井君。

〇５番（石井信行君） 再質問させてください。先ほどの私の質問には委員長は答えなくていいんでしょうか。

〇議長（花川大志君） 石井君。今は討論ではないのですが，質問に対する質疑を委員長に求めるのですか。

〇５番（石井信行君） はい。

〇議長（花川大志君） そういう御判断がありましたが，それぞれの御委員長さん，もし，お答えする案件が，答弁の必要があると思われる方は挙手をお願いいたします。議案第１１号，そして請願第１号，陳情第１号の３件についてでございます。８番土田君。

〇８番（土田正雄君） 私は陳情第１号についての，先ほどの石井議員からの質問に対しての回答をさせていただきます。先ほど委員長報告したとおりでございまして，あの場でいろいろ意見も出たし，回答もありました。そういったものを総合的に審査し，また，私自身も工場のほうを見学しております。そういった総合的な見地からみて判断させていただいたものでございますのでよろしくお願いします。終わります。

〇議長（花川大志君） ２番，髙月君。

〇２番（髙月敏文君） 議案第１１号矢掛町宇角地区活性化振興基金条例についての，公害等に使用されるかどうかといった内容の質疑に対しては，これは条例制定でありますので答える必要はないと委員会では思っております。また，請願第１号の 424 の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回を求める請願については各委員で意見がありましたが，国も機械的にするのではないと明言していますし，町でも採算がとれるようしっかり頑張っているし，町としても適切な運営をしているので，このようにしっかり質疑がなされたと思っております。以上です。

〇議長（花川大志君） 委員長報告に対する質疑がそれぞれ行われました。その他の議員さんから質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。５番，石井君。

〇５番（石井信行君） 先ほど質問した点について，議案第１１号について，この条例制定には反対で

す。5,000 万円の基金が積まれています。設置及びその設置の目的は第１条に，矢掛町の宇角地区において，住民や環境との調和を図った地域活性化振興に施策を円滑かつ効率的に行うためにというふうになっています。住民や環境との調和ということは，大黒天物産傘下のメープルファームが垂れ流している臭い公害と水質汚染公害を解決するということに他ならないとおもいますが，当然のことながら臭いや水の汚れはメープルファームが原因である。自分たちで始末してもらわなければならないと私は思います。町民の多くもそう思っていると思います。

９月の補正予算で組まれていた脱臭カーテン，330 万円規模ですが，110 万円の町からの補正がありました。半年経った今も手つかずのままです。一般質問で追求し続けていますが，産業観光課長は改善していると言い張りました。できていないから質問しているのにこのままの状態でいいのか。

ところが，振興基金 5,000 万円の原資として，瀬戸内メープルファームからの町税の実質増収分と，土地貸付料，その内訳は電気代を控除した井戸水使用料となっています。指定寄附金，それから畜産公社の清算金が入っています。これらの多くは町税で賄われたものがかなりありますが，この基金が，公害対策に使われてはたまりません。町の土地を借りて儲けている誘致企業・町の活性化をうたい文句に誘致されたが，水が足りないと言えば莫大な財政支援で井戸を掘ってやり，臭い公害をまき散らし，水質汚染公害を垂れ流して，改善がほとんどなされていない中，メープルファームが払った税金を，メープルファームからの公害対策のために使うこんなことが許されていいはずがありません。

牛糞や尿の対策に対する施設設備が対応できないほどの育牛数を追求しているからです。千頭を超す目標を持っていましたから。

この条例は，宇角の人にとって，怒りの対象にはなっても，予算をつけてもらってよかったなどと言える代物ではありません。

今後の，誘致企業もこういう形で，自分の納めた税金が自分のために使えるとなれば，喜んで矢掛に来るでしょうが，バートやシャンテ，大黒天のたどる道は，町民の役に立つことには決してならない。そう思います。この条例制定に反対するとともに，議案第１５号の令和元年度の一般会計補正予算案にも反対することをまず表明したいと思います。

続けて発言してもよろしいでしょうか。

○議長（花川大志君）　どうぞ。

○５番（石井信行君）　次は一般会計について，それから水道会計について，一般会計については無駄使い予算の部分，それからまだ工事が途中で年度をまたぐのではないか，これを予算の中にそのまま計上することはできないのではないか。この２点について反対討論をします。

１つ目，マルナカ跡地購入１億 4,500 万円，古民家施設整備事業 5,000 万円，駐車場有効利用システム整備事業 5,726 万円，これだけで３億円を超える支出になります。道の駅は過疎債の残りが６億円以上の借金になります。一般会計全体が２億 4,000 万円の赤字だというもののなかでこういう状態です。マルナカ跡地は何のために購入するのか尋ねても，これから考えるということでした。商店街の北通りに照明をつけるという，これも 200 万円，嵐山の照明だけでも年がら年中つけられて亡霊スポットではないかと町内外の人に気持ち悪がられている部分もあるんですが，こういう無駄遣いはやめるべきだというのが１点。

もう１点は，元町排水機場ポンプ更新工事は，３月までには完成できないと聞いています。３月議会最終日までに分かっていることなので，平成３１年度予算を減額し，令和２年度に繰越処理をしなくて

はならないのではないかと思います。会計年度独立の原則に反しているので。

したがって，令和元年度補正予算，令和２年度当初予算について原案に反対し，修正を求めます。

続けて，議案第２８号，令和２年度矢掛町水道事業会計予算についての反対討論です。東川面浄水場更新工事が遅延しています。３回もの入札不調の原因は，贈収賄で逮捕者まで出し，営業停止になった企業を共同企業体に加えたからではないかと一般質問で尋ねても，「官製談合とは名誉棄損に当たる。」と町長は恫喝めいた発言をされました。副町長は工事の遅延は技術的な問題であると弁明しました。ならば業者の選定が悪かったことになります。

初回に参加の意思を表明したフソウ共同企業グループ，他に２つの企業が一緒になっていますが，２回目，３回目の入札に参加しなかったことが，技術的な問題では説明がつきません。技術的な問題ならば，フソウグループの３社は，技術的な能力がなく，今後，この入札に参加できないということになります。また，３回とも入札に参加の意思を表明しなかった岡山県及び近隣県に事業所がある，これはまあ，一般競争入札の参加条件ですが，特Ａの業者は岡山県の名簿によりますと，数十社あります。が，全ては技術的能力がないということになる。

また，副町長は人手不足を理由に挙げましたが，この工事は，工期は３年。特別会計なので，事実上工期はないに等しく，人手不足は理由になりません。他県でも，何度も入札が不調になる工事には，必ずと言っていいほど談合の情報が絡んでいます。

予算化しているものを，機械一式，土木一式，建築一式，それぞれいくらの設定にしているのか，予算の積算根拠を聞いても，入札前だから言えない，答えられないという答弁でした。これでは委員会で審査さえできないではありませんか。これが水道事業会計についての反対討論です。

最後に陳情について，不採択への反対討論をします。誰が誰に宛てて，いつ出した文書か不明ですが，いくつかの誤植から考えて，矢掛町が作っているのではないかと思われるような文書を，３月９日の産業福祉常任委員会での陳情審査時にある議員が読み上げていました。

その１，「油水分離槽を二重に設置する。だから安全だ。」とありますが，浄化槽は予定されていません。一昨年の豪雨災害時には，造成予定地はほぼ水に浸かった状態でした。だから，分離しきっていない油分が，大量に水田地域に流れ出してしまいます。安全とはとても言えないと思います。

その２，「小型ボイラーを使うのだから，遠くから煙突が見えるということにはならない。」と書いてありましたが，ボイラーの規模・性能は，全く不明のままです。新工場でも，基準値以下で排出すると書かれていおりますが，矢掛町には基準値はありません。有害物質の，県の基準値，国の基準値どれもこの論議の中では示されませんでした。大きな爆発が起こることはありませんとありますが，爆発の前歴があるから心配なのです。町は，基準値，これの説明も，国や県の説明もしていませんし，どこまでが安全で，どこからが危険か，住民には全く示せない状態です。企業もそのことには，一切触れません。委員会審査の時も，このことに触れて，安全だといった意見は一つもありませんでした。

その３，地域説明会の場で，どんな物質を扱っており，どんな融溶剤を使って，どんな物質を作るのかと地域住民が尋ねると，「企業秘密で言えない。」ということでしたが，消防法によれば，危険物の取扱については，貯蔵し又は取り扱う危険物の類，品名及び最大数量その他を市町村長，都道府県知事又は総務大臣に提出しなければならないとなっています。企業秘密どころの話ではありません。地元説明会で企業秘密と偽って，住民に言わないのは，後ろめたいこところがあるに違いありません。

署名をお願いして歩いているとこんなことを言われました。「誘致賛成の町長や副町長，議員に一筆書

いてもらいなさい。」「誘致をして，何年か後に，自然や，人体や，暮らしに害の及ぶ事態が，もしも発生したら，推進した人，賛成した議員は孫子の代までも，私財を投げうってでも責任をとるという一筆を書いてハンコを押してもらっておけよ。」と言われました。

県に行くと，矢掛町から産業観光課の職員が中国精油の配送センターを作りたいのだがと，訪ねてきたとのことでした。誘致賛成のハンコをもらう際に職員が，化粧品会社が来る，ヤシ油を使った化粧品を作る会社だというふうなことでハンコをもらって歩いたのですが，４．５ヘクタールの造成地から三谷保育園，小野開発のある山まで埋め立てて，一大工業団地をつくる計画だと副町長から聞かされた。それで，どこで誰が決めたのか一般質問で聞いても十分な答えはありませんでした。こんな町民をないがしろにした誘致は，もう最初からやり直し，町民とともに作り，まちづくりを考え直すべきではないかと思います。

子育て真っ最中のママさんたちの想い，子育てのまちに逆行するこの危険な企業誘致，安全安心のまちに逆行する石油化学の企業誘致を今ここで止めなければ，倉敷，浅口，笠岡，里庄にまで害が及ぶことになります。4,560 筆，この町内だけで 1,773 筆だそうですが，この声に寄り添って，議会は町民とともにある，まちづくりは町民と議会と行政が一緒になって進めるんだということを，この陳情採択で示そうではありませんか。そういう意味で是非この陳情に御賛同願いたいと思います。

○議長（花川大志君）　確認します。石井議員，ただいまの討論は議案第１１号，同じく１５号，２２号，２８号，そして請願１号，陳情１号，以上５議案でよろしゅうございますね。それぞれ委員長報告に反対という討論でございました。それでは討論を続けます。２番髙月君。

○２番（髙月敏文君）　議案第１１号の件で賛成討論をします。この矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定についての議案は条例制定なので，特に内容等は，公害等に使われるときは，活用時には，また議会の承認を得る必要があるので，こういうことで賛成いうか，委員会の意見に賛成です。

○議長（花川大志君）　８番，土田君。

○８番（土田正雄君）　私は，まず，はじめに，議案第１１号矢掛町宇角地区活性化振興基金条例に賛成の立場で討論いたします。この条例は第１条の設置及び目的に書いてありますように，宇角地区にあります公共育成牧場の跡地利用に関することに使うということを書かれております。先ほど石井さんがおっしゃいました公害等うんぬんは一切ありません。そういった目的で私はこの基金条例に賛成の立場で討論いたしました。

続いてもう１件，陳情第１号中国精油株式会社の化学工場誘致反対についての陳情に反対の立場で討論を行います。この陳情について，先ほども質疑の中で答えましたが，私も水島の工場を視察しました。ＩＳＯの 14000 を取得している企業なだけに，工場の中はきちんと整備されております。また，ばい煙や水質の管理も，規制値内で管理されておりました。矢掛町の工場でやろうとされとることは，先ほど委員長報告で申し上げましたとおり，マカダミアナッツやパームヤシなどを原材料として，その中から有効成分を取り出して，化粧品や蓄熱材を作るというふうに聞いております。また，ボイラーも小型のもので蒸留装置も，内部を洗浄する有機溶剤もドラム缶で使用し，蒸留装置内は減圧で使用するために，装置内で溶剤に火が付くことはないというふうに聞いております。陳情で問題視されている内容については確認できませんでした。まあ，矢掛町においても，今後人口減少社会を迎える中で，矢掛町の財源を何に求めるのかということを，今一度，考えてもらいたいと思います。限られた税収の中で法人税は税収の中で３分の１に近い税収となっております。今後も企業誘致を進めていくことで，将来に向けて

町民の生活が守られるのではないかと思います。以上の理由により，私は陳情第１号に反対します。

○議長（花川大志君）　他に討論はありませんか。１番田中君。

○１番（田中輝夫君）　議案第１１号について賛成の立場で言わせてもらいます。議案第１１号につきましては，先ほど公害の話が出ておりましたが，企業の出した公害は企業が責任をもって処理をするというのが基本だと思っておりますし，この基金は地区住民のために積み立てる，環境のために積み立てるというふうなことで私は賛成というふうに思っております。

それと，陳情第１号についてですが，中国精油について，先ほど石井議員から，立地条件のことをいろいろ言われました。そのことについても説明会で度々検討，話はされております。一番には陸水が出た場合，前回と同じ豪雨災害が出た場合は，どのくらいそこの埋め立てによって水位が上がるのかいうふうなことが，心配があるというのも出てましたし，それにつきましては，企業誘致が決まるようになれば，その排水でも増やすという説明もありました。そういうふうなことでいろいろ話はされておりますし，この反対をされた陳情，陳情に来られた方も企業誘致には反対ではありませんが，油，製油会社というふうなことで心配はされていると思います。そういうふうなことも企業は先ほど土田副議長からＩＳＯの14000を取得している会社ということで安全だというふうなこともあります。そういうふうなことで説明会でもああ言いますが，私はこの陳情については不採択の立場で言わせてもらいました。ただ，地元の住民として心配している住民が多いので，こういうふうなことが企業に心配をしないようにというふうなことは，また，言っていきたいと思っております。

○議長（花川大志君）　１１番，山野君。

○１１番（山野豊久君）　令和２年度当初予算の中で，公有財産購入１億4,500万円の件でこれを賛成する立場でお話ししたいと思います。この件は矢掛町の発展と商店街の振興を図っていくためにですね，マルナカの土地を購入するものです。マルナカが撤退して，もう何年も経ち，今の状況になって，後にどなたが入られるか，まあ，いい人が入ってくれればいいんですが，それが中々担保できないということで，これは，石井議員は知りませんが，前回の議会で，議員全員で執行部のほうにお願いしたという中で，今回，それが実現できたというもので，本当に，その時おった議員としては是非とも執行していただきたいと思っております。終わります。

○議長（花川大志君）　７番，川上君。

○７番（川上淳司君）　７番の川上です。私は議案２８号の矢掛町水道事業会計予算について，賛成の立場から意見を言わせていただきたいと思います。水道事業会計で，当然，更新をされてる東川面の浄水場の更新をされてるわけですけども，現状確かに入札ができてない状況ってのは報告で聞いておりますし，大変だということは聞いております。なぜこの業者でないといけないかっていうことについては，次に手を挙げられる業者がいないっていうふうに聞いておりますので，この業者でやっていかざるを得ないのかなっていうふうな感覚を持っておりますし，次回の入札には当然別業者も入ってくるだろうと思います。そこらへんで，いきなり予測での，議会での発言は不規則かなと思いますので，それも反対意見に付け加えさせていただいて，賛成とさせていただこうと思います。以上です。

○議長（花川大志君）　他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　討論を終結いたします。ただいまから採決を行います。なお，先ほど賛成，反対それぞれ討論のありました，議案第１１号，議案第２２号，議案第１５号，議案第２８号，請願第１

号，陳情第１号については，これを分離して採決を行うことといたします。それではまず，討論のなかった議案から採決をはじめます。

お諮りいたします。議案第３号から議案第１０号まで及び議案第１２号の条例制定案件，議案第１３号の過疎計画案件，議案第１４号の権利の放棄案件，議案第１６号から議案第２１号までの令和元年度補正予算案件，議案第２２号から議案第２７号まで及び議案第２９号から議案第３１号までの令和２年度当初予算案件，以上については，それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。

よって，議案第３号，非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について，議案第４号，矢掛町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第５号，矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について，議案第６号，矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第７号，矢掛町特別会計条例の一部を改正する条例制定について，議案第８号，矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について，議案第９号，矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について，議案第１０号，矢掛町防災会議条例の一部を改正する条例制定について，議案第１２号，矢掛町森林環境整備基金条例制定について議案第１３号，矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について，議案第１４号，権利の放棄について，議案第１６号，令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について，議案第１７号，令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第４号）について，議案第１８号，令和元年度矢掛町病院事業会計補正予算（第２号）について，議案第１９号，令和元年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）について，議案第２０号，令和元年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第２号）について，議案第２１号，令和元年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第１号）について，議案第２３号，令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について，議案第２４号，令和２年度矢掛町介護保険特別会計予算について，議案第２５号，令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について，議案第２６号，令和２年度矢掛町病院事業会計予算について，議案第２７号，令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について，議案第２８号，令和２年度矢掛町水道事業会計予算について，議案第２９号，令和２年度矢掛町下水道事業会計予算について，議案第３０号，令和２年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について，議案第３１号，令和２年度矢掛町各財産区特別会計予算について，以上は，それぞれ原案のとおり可決決定いたしました。

次に，先ほど討論のありました，議案第１１号，議案第１５号，議案第２２号，議案第２８号，及び請願第１号，陳情第１号の採決を行います。

まず，議案第１１号，矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定についての採決を行います。委員長報告ではこれを了とするものでしたが，本案件は，先ほど，賛成，反対，それぞれ討論がありましたので，起立による採決を行います。なお，採決にあたっては案件を可とする原則に従って行います。議案第１１号，本案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（花川大志君）　起立多数と認めます。御着席ください。

よって，議案第１１号矢掛町宇角地区活性化振興基金条例制定については，原案のとおり可決決定いたしました。

次に，議案第１５号，令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）についての採決を行います。委員長報告ではこれを了とするものでしたが，本案件は，先ほど，賛成，反対，それぞれ討論がありましたので，起立による採決を行います。なお，採決にあたっては案件を可とする原則に従って行います。議案第１５号，本案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（花川大志君）　起立多数と認めます。御着席ください。

よって，議案第１５号，令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）については，原案のとおり可決決定されました。

続きまして，議案第２２号，令和２年度矢掛町一般会計予算についての採決を行います。委員長報告ではこれを了とするものでしたが，本案件は，先ほど，賛成，反対，それぞれ討論がありましたので，起立による採決を行います。なお，採決にあたっては案件を可とする原則に従って行います。議案第２２号，本案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（花川大志君）　起立多数と認めます。御着席ください。

よって，議案第２２号，令和２年度矢掛町一般会計予算については，原案のとおり可決決定されました。

続きまして，議案第２８号，令和２年度矢掛町水道事業会計予算についての採決を行います。委員長報告ではこれを了とするものでしたが，本案件は，先ほど，賛成，反対，それぞれ討論がありましたので，起立による採決を行います。なお，採決にあたっては案件を可とする原則に従って行います。議案第２８号，本案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（花川大志君）　起立多数と認めます。御着席ください。

よって，議案第２８号，令和２年度矢掛町水道事業会計予算については，原案のとおり可決決定されました。

次に，請願第１号，424 の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回を求める請願の採決を行います。委員長報告ではこれを不採択とするものでしたが，本案件に対し，賛成，反対，それぞれ討論がありましたので，起立による採決を行います。なお，採決にあたっては案件を可とする原則に従って行います。請願第１号，本案件の採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（花川大志君）　起立少数と認めます。御着席ください。

よって，請願第１号，424 の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回を求める請願は，不採択と決しました。

次に，陳情第１号，中国精油（株）の化学工場誘致反対についての陳情の採決を行います。委員長報告ではこれを不採択とするものでしたが，本案件は，先ほど，賛成，反対，それぞれ討論がありましたので，起立による採決を行います。なお，採決にあたっては案件を可とする原則に従って行います。陳情第１号，本案件の採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（花川大志君）　起立少数と認めます。御着席ください。

よって，陳情第１号，中国精油（株）の化学工場誘致反対についての陳情は，不採択と決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（花川大志君）　お諮りいたします。ただいま町長より補正予算についての追加上程がありましたので，議会運営委員会開催のため暫時休憩といたしたいと思います。これに，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，休憩いたします。ここでお知らせいたします。この後１０時５０分から議会運営委員会を開催いたしますので，委員の皆様及び関係課職員には，時間までに委員会室に御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま町長より令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）についての追加議案が提出されました。これを日程に追加し，ただちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，これを日程に追加し，ただちに議題とすることに決しました。ここで議案配付のため暫時休憩といたします。休憩。

〔議案書配付〕

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第３　議案第３２号　令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について

○議長（花川大志君）　日程第３，議案第３２号，令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）についてを議題といたします。町長からの提案理由及び議案の説明を求めます。山野町長。

○町長（山野通彦君）　日程第３，それでは，議案第３２号，令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について提案理由を御説明申し上げます。

これは，地方自治法第 218 条第１項の規定に基づきまして，提出させていただくものでございます。今回の追加補正は新型コロナ対策第１弾目の予算でございます。我が国のみならず，世界的に深刻な悪影響を与えております，新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして，現時点で急遽取りまとめたものでございます。補正額としましては，500 万円の増額で，補正後の予算総額は，９２億 2,800 万円となっております。詳細につきましては，私が全部説明をいたします。

では，皆さん方の資料として，ちょっと概要書，横へ置いていただいて，それから予算書も，簡単でありますので，簡単明瞭にわかりやすく説明したいと思います。議案第３２号の令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号），先ほど言いました 500 万円です。内容的には数点ありますが，この第２条，繰越明許費の追加，これは，お金は関係ありませんが，これが予算としては必要になります。それを次のページを見ていただきますと，予算書のほうの次のページ，一番下側，今の内容の繰越明許の内容は，文化センターイベント，先ほど言いました谷村新司さん，これを５月９日の土曜日に延期というのを報告しましたが，これを繰越させていただくということでございまして，予算関係はありません。これが１点。あとの事業については，わかりやすい予算書は７ページを見ていただければというふうに思います。ちょっと，７ページと概要書を横においていただければ，つまり 500 万円はどういうお金なのかっていうことは７ページを見てもらえたら一番よくわかりやすい。右側へですね，子ども子育て支援交付

金，これが300万円，国のお金です。全額。その下側が，保育対策総合支援事業補助金100万円，これも全部国の補助金です。これで400万円。それから100万円の寄付がございます。この対策に，ちょうどタイミングよく寄付をしてくださった方がおられまして，このコロナ対策に使わせてもらおうという100万円でございます。で，歳入はこの500万円，これを何に使わせてもらうかということは下側です。この，費目的には需用費が２５万，備品購入７５万，下側が委託料300万，そして備品購入100万となっていますが，わかりいいのは概要書，概要書をちょっと見てもらえたらわかりいい。よろしいですか。概要書の上から総務費の中で100万円の使い道，次亜塩素酸水生成器等対策備品・消耗品購入ということでございます。これの予算上げはですね，今いろいろ対策会議で会議している中で，私が，もし矢掛町に感染者が一人出たらどうなのか，というやり取りをした時に，それは町長，もう事務所を閉鎖すると役場を止めてしまうんだという話がございました。そのちょうど夜ですかね，テレビを見てみますと，神戸市で，兵庫区役所ですかね，そういう状態が起きたという情報が起きたんで，この城を守らなければならないという趣旨から，ここを思いついて提案させていただいた，その財源を，ちょうど寄付がありましたので，これで提案させていただいて，何が何でも，この一番根っこの矢掛町役場等々のところを少しでも守るという対策の一つでございます。そして，次の民生費の中は，まあ最初いろいろありましたが，ふたいろありまして，一つは放課後児童健全育成事業費委託ということになっておる300万円，これについては御存じのように，通常ですと２時から児童クラブやってるんですね。今回は７時半からお願いしておる。ここの差額のぶんにですね，国が全額助成しようというタイミングで出ましたので，ここへ予算化させてもらう，これが300万円でございます。あと，その下側についても，保育園に対してもですね，コロナ対策の助成をしようと出てきたので，これを，今さっきの生成器を三谷の保育園と中川の保育園へ設置しようというものでございまして，他の矢掛と小田はどうかということでございますが，これはちょっと，今認定こども園は事業でちょっとつけさせたばっかし，小田は数年前にチャンスがあってつけておりますのでここは２か所で全部揃うという内容でございます。以上でございます。

〇議長（花川大志君）　提案理由及び議案の説明が終わりました。ただいまから，質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第３２号の補正予算案件は所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し審査をお願いしたらと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第３２号令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）については，予算決算常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。予算決算常任委員会開催の為，暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。それでは暫時休憩いたします。ここでお知らせいたします。この後ただちに予算決算常任委員会を開催しますので，委員の皆様及び関係課職員には直ちに議会全員協議会室にお越しください。休憩。

〔暫時休憩〕

〇議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

予算決算常任委員会に付託されておりました議案第３２号令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）については，委員会における審査も終了しましたので，これを日程に追加し直ちに委員長報告を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，日程に追加し，委員長報告を行います。議事日程配付のため暫時休憩します。休憩。

〔暫時休憩〕

〇議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　委員長報告　議案第３２号　令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について

〇議長（花川大志君）　日程第４，委員長報告を行います。予算決算常任委員長浅野毅君お願いいたします。９番，浅野君。

〇９番（浅野　毅君）　それでは，予算決算常任委員会委員長報告を行います。本日３月１７日の本会議におきまして，本委員会に付託を受けました，令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）の審査の為，本日，予算決算常任委員会を開催し，全委員出席のもと，町長ほか関係職員からお話を聞きながら審査を行いました。質疑の詳細につきましては会議録を参照していただきまして，審議の概要を御報告申し上げます。

まず，次亜塩素酸水生成器等対策備品・消耗品購入費 100 万円，それから放課後児童健全育成事業委託，これに，新型コロナウイルス感染対策による臨時休校対応に 300 万，次亜塩素酸水生成器等購入，三谷保育園，中川保育園で 100 万ということでございますが，委員の皆さんの話といたしまして，早くていいことだということで，一部コロナについての質問もありましたが，審査の結果，議案第３２号，令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）については当委員会としては，了とさせていただきました。不足がございましたら，他の委員さんの補足をお願いしまして，予算決算常任委員長報告とさせていただきます。以上であります。

〇議長（花川大志君）予算決算常任委員長から付託案件の審査の報告がありました。これより，委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　討論を終結いたします。ただいまから採決を行います。議案第３２号，令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）については，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，議案第３２号，令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）については，原案の通り可決決定いたしました。

続いてお諮りいたします。特別委員会設置のため，直ちに日程を追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。すみません，議事を続けます。

よって，特別委員会設置議案を追加し，直ちに日程に追加します。議案書配付のため暫時休憩いたします。休憩。

〔議案書配付〕

○議長（花川大志君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第５　決定第１号　議会秩序保持特別委員会の設置，委員の定数の決定及び委員の指名について

○議長（花川大志君）　日程第５，決定第１号，議会秩序保持特別委員会の設置，委員の定数の決定及び委員の指名についてを議題といたします。本案件に対する提出者からの提案理由の説明は，会議規則第３９条第２項の規定により省略いたしたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。よって，提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。先ほど議員中から挙手がありましたが。すみません，これは討論ですか。

○５番（石井信行君）　討論じゃありません。お尋ねです。

○議長（花川大志君）　質問ですか。会議規則第３９条第２項は質疑討論を用いないで会議に諮って省略することを規定しています。特に本案は議会提出案件でもあり，議会全員協議会，また，議会運営委員会の審査において，一定の合意があったと認められたのでこの規定を用いました。

しかし，ただいま少数ですが，異議ありとの，あるいは，質問ありとの発言がありましたのであえて質疑，討論を行います。御質疑討論はありますか。質疑ですね。５番，石井君。

○５番（石井信行君）　５番，石井です。これは，目的，何のために委員会を設置するのかという，その設置の目的は何なのか，その提案の説明は必要じゃありませんか。そのことをお尋ねします。

○議長（花川大志君）　１１番，山野君。

○１１番（山野豊久君）　１１番，山野です。その説明はこないだの全員協議会で説明させてもらったつもりなんですが，そのことが，説明させてもらったうち，これが必要なものと，これが今回の議会で，私，本当に，１０年間やっておりまして，このような本会議の運営のかたちは見たことがありません。ですからここで今一歩，議員とは何か，本会議とは何かいうことを，もう一度みんなで，話し合う必要があろうかということで全員協議会に諮って協議に至っております。以上です。

○議長（花川大志君）　５番，石井君。

○５番（石井信行君）　この委員会の設置目的をなぜ書かないのかお尋ねしています。

○議長（花川大志君）　石井君，今，議長が議事を進めたとおり，会議規則第３９条第２項は討論を用いないで議場に諮ってもよいということなんです。しかし，あえて問題の質を高めるために，決定の質を高めるために，質疑の時間を設けました。これは，今，１１番議員が御発言があったとおり，議会全員協議会で諮って，一定の合意があったうえでの議案提出と，議長職として受け止めていますので，その質問はなかなか意を得ないものでございます。その他，質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　それでは討論を行います。討論。５番，石井議員。

○５番（石井信行君）　これを町民の前に出せるか。開かれた会議になるか，その点は非常に疑問で

す。何のためにこの委員会を設置しなければならないのか。議会運営委員会でなぜできないのか，全員協議会でなぜだめなのか。そのへんの整合性の説明は全くありませんでした，全員協議会の場で。ですから，これが本当に町民に開かれた会議になるのかならないかもわかりませんし，もしかしたら懲罰動議をかけるための委員会になる可能性もあるので，町民に開かれた会議に必ずしていただきたい。そのことをお願いして討論を終わります。

○議長（花川大志君）　１点申し述べておきますが，本件，特別委員会と懲罰委員会の関連性は認められません。それをあえて申し上げておきます。７番，川上議員。

○７番（川上淳司君）　７番川上です。先ほどの反対討論に対しまして賛成討論をします。今期，議員は３期，２期，１期と新しい議員ばかりです。現在社会問題にもなっております，パワハラ，モラハラ，セクハラ等のことも，重要視して，議員にとって議会は神聖な場所であり，守るべきところが多いところだと思っております。議場での発言はとても重く，議会運営委員会での決定は絶対的なものだと信じております。しかしながら現在，不規則発言，提出することができない資料，翌日に意見を変えるなど，様々なところで自由なことが行われているように思われてなりません。誠に嘆かわしいことだと思っております。ここは原点に返って，議会の秩序とモラルを議員全員で考えることを提案し，議会秩序保持特別委員会を設置し，今後の議場での議員の資質向上を図るようにしたい。以上の考えから賛成討論とさせていただきたいと思います。（拍手）

○議長（花川大志君）　議場で拍手は認められておりませんので。その他討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　討論を終結いたします。ただいまから採決を行います。先ほど，決定第１号につきましては，賛成，反対それぞれ討論がありましたので，起立による採決を行います。なお，採決は本案を可とする原則に沿って行います。決定第１号に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（花川大志君）　起立多数。御着席ください。

起立多数と認めます。よって，決定第１号，議会秩序保持特別委員会の設置，委員の定数の決定及び委員の指名については，原案のとおり可決決定されました。本決定は委員会条例第５条及び第７条の規定により，この案件が終了するまで，議員１１名，全員をもって構成する特別委員会するというものであります。念のためこれを申し上げておきます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（花川大志君）　お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査研究並びに特別委員会の調査研究については，議会での継続審査の議決が必要であります。

したがって，次期議会の会期，日程等の議会運営は，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会及び特別委員会での調査・研究については，閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。

よって，次期議会の会期，日程等の議会運営につきましては，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会・特別委員会の調査・研究については，閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

さらに，お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

会議規則第７条の規定により，本日を以って令和２年第１回矢掛町議会第１回定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君）　異議なしと認めます。

よって令和２年第１回矢掛町議会第１回定例会を閉会することに決しました。

それでは，閉会にあたり，町長から御挨拶があります。山野町長。

○町長（山野通彦君）　閉会にあたりまして，一言御挨拶を申し上げます。

さて，令和２年第１回矢掛町議会第１回定例会につきましては，１６日間の会期でありましたが，上程いたしました人事案件，条例改正，補正予算案及び新年度予算案など，また本日上程いたしました追加議案を含めまして，計３２議案につきまして，慎重な御審議を賜り，それぞれ原案のとおり，御決定をいただき，まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました，貴重な御意見や，御提言につきましては，今後，十分検討させていただきたいと存じます。

さて，国内外の話題は，新型コロナウイルス一色でございます。今月１１日には，ＷＨＯ，世界保健機関が新型コロナウイルスの流行はパンデミックになったとの見解を表明いたしました。国におかれましては，本年度予算の予備費，およそ2,700億円を活用した第２弾となる緊急対応策の取りまとめや，新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正などを行っており，今後も国内の急速な感染拡大を回避するために，さまざまな取り組みが行われてまいります。そしてまた次の予算対応にも対応してくるというふうに思っております。

本町といたしましても，この国難を克服すべく全力を傾注してまいりますとともに，町民の皆さまの安全，安心の確保に万全を期すべき，感染拡大防止措置につきましては，引き続き，御理解と御御協力をお願い申し上げます。

そして，この議会におきまして，新年度予算案に対します御承認をいただきましたが，第２弾の防災対策の取組み，人口増実現に向けた子育て支援の充実，まるごと道の駅，３つの事業を柱として，賑わいのまちづくりを主要テーマとし，町民と行政が協力し，一体となって推進をしていき，明るい未来に続く，賑わいと活気あふれる矢掛町の実現に向けて，努力してまいる所存でございます。

最後になりましたが，これからは，日々，春らしくなり，過ごしやすい季節となってまいります。議員の皆様の，ますますの御健勝をお祈り申し上げまして，閉会の御挨拶といたします。

本日は，大変ありがとうございました。

○議長（花川大志君）　以上で本会を閉会といたします。ここでお知らせいたします。

この後，１１時３５分から議会全員協議会を開催いたしますので，議員及び関係職員の方々には全員協議会室へ御参集ください。

なお，本定例会が最後の舞台となり，本年度をもって定年を迎えられる奥野総務企画課長さんにおかれましては，公私にわたる長年の御精勤大変お疲れさまでした。万感の思いを込めて本会議場全員で拍手を送りたいと思います。お疲れさまでした。

〔拍手〕

○議長（花川大志君）　閉会。

午前１１時３３分　閉会

地方自治法第 123 条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　　年　　　月　　　日

矢 掛 町 議 会 議 長

矢 掛 町 議 会 議 員

矢 掛 町 議 会 議 員